

## 行政常任委員会

令和 3 年 1 月 2 5 日 ( 月 )

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の議題は、尾鷲市高齢者保健福祉計画、それと、尾鷲市障がい者福祉計画、尾鷲市障がい児福祉計画についてのまず二つを福祉保健課長のほうから説明を求めます。1本ずつお願いしますね。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願ひいたします。

今回策定します尾鷲市高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉法に基づき作成するものでございまして、現在の計画は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間として策定したものであり、国の動向等を踏まえ、これまでの取組の理念と方向性を引き継ぎつつ、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定するものでございます。

それでは、計画の中間案につきましては、主幹のほうより御説明させていただきます。

通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、令和3年度から5年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画の中間案につきまして御説明いたします。

中間案の1ページを御覧ください。

第1章、計画策定にあたってから御説明いたします。

第1章では、計画策定の背景、法的な位置づけ及び計画期間、策定体制を掲載しております。

計画策定の背景ですが、令和元年10月1日現在の全国の高齢化率が28.4%に対しまして本市では43.2%と、国や県を大きく上回って高齢化が進んでおります。さらに、今後は団塊ジュニアが高齢者となり現役世代が急速に減少していく新たな局面を迎えることから、高齢者を支える地域の担い手不足や社会の活力維持、向上が課題となってまいります。そのような中、地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現する基盤であり、これらの課題を解決するためには公的な支援だけではなく、地域住民と行政が共通する領域の課題の解決に向けて協力、協調する関係

を築くことが重要であり、高齢者福祉のさらなる充実とニーズに対応できる体制の構築に向けて基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的とし、尾鷲市高齢者保健福祉計画を策定しており、本年度で現計画が終了することから見直しを行うものでございます。

次の2ページ、そして、3ページを御覧ください。

本計画は老人福祉法の規定に基づき策定するものであり、介護保険法の規定に基づき紀北広域連合が策定する第8期介護保険事業計画と一体性を保つものであります。また、尾鷲市総合計画や尾鷲市健康増進計画、三重県の高齢者計画であるみえ高齢者元気・かがやきプランなどといった計画との関連を十分に踏まえた上で策定していくものでございます。

なお、本計画の中には、近年重要視されております成年後見制度利用促進基本計画につきましても含めることといたします。

続きまして、次の4ページを御覧ください。

4ページからは、第2章、本市の高齢者の状況としまして、人口、世帯の推移、要介護認定者の推移を整理しております。

この中で御覧いただきたいのは、まず、7ページになります。7ページを御覧ください。

計画期間における高齢化率の推移ですが、現在の計画を策定しておりました平成29年時点では41.7%であった高齢化率が、本年10月1日では44.1%と2.4%上昇しておりまして、これが次期計画中の令和5年では45.4%になることが見込まれておりまして、今後さらに高齢化が進むものと予想されております。

また、その下のグラフを見ていただきたいのですが、左端の令和2年の棒グラフですが、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者の方が3,215人、白い部分になります。それに対しまして、75歳以上の後期高齢、斜線の部分ですが、4,397人と、後期高齢の方が前期高齢者の数をかなり上回っているのが本市の特徴の一つであると言えるかと思えます。

次の8ページを御覧ください。

世帯の状況としまして、このグラフは、平成27年国勢調査のものになりますが、世帯の推移の中で黒く塗られている白抜きの数字を見ていただきたいのですが、こちら高齢者単身世帯、つまり、独り暮らしの世帯ということになります。世帯数全体としては減少してきているのですが、高齢者の単身世帯、これにつきましては一貫して平成17年から増加しておりまして、平成27年では1,854世帯となっ

ております。単身世帯ですので、1,800人以上の独り暮らしの高齢者の方がいるという傾向が出ております。

さらに、その高齢者の世帯の状況ですが、次の9ページを御覧ください。

先ほどのグラフで高齢者夫婦世帯が1,723世帯でありましたが、そのうち、夫婦ともに75歳以上の世帯が531世帯ということで、高齢者夫婦世帯のうち30.8%が夫婦ともに75歳以上となっております。

その下の表の高齢者単身、独り暮らしの方の状況についてですが、単身世帯数は1,854世帯でしたが、そのうち75歳以上の方が1,143世帯、61.7%であるという結果になっております。このことにつきましては、高齢者の方、特に生活支援のニーズでありますとか移動支援、買物支援、そういったサービスへの需要が高い方が本市においては非常に多いという傾向が出ているかと思えます。

次に、10ページを御覧ください。

要支援・要介護認定者の状況ですが、令和元年度の第1号被保険者数が7,633人に対しまして、要支援・要介護認定者が1,606人であり、認定率は21.0%と被保険者数は減少しているのに対し、認定率は、平成27年の20.8%から21%と、過去5年間でおおむね横ばい状態で推移しております。こうした高齢者の状況から見える本市の課題を12ページにまとめております。

12ページを御覧ください。

1番目に、人口減少と高齢化率の上昇としまして、本市の人口は昭和35年を境に年々減少しておりまして、本年9月末時点では1万7,253人と、ピーク時の半数以下となっております。一方、高齢化率は年々上昇しておりまして、9月末現在で44.1%と、2.3人に1人が65歳以上の高齢者となっております。それと同時に、高齢者夫婦世帯、単身世帯も増加しており、身近に頼る人がいない高齢者も増加しております。

2番目に、センター管内の生活基盤の確保としまして、旧出張所管内におきましては全体の高齢化率が6割を大きく超えている中、生活していく上で必要な商店や病院、あるいは金融機関などといった生活基盤が消滅している地区も見られます。現在は買物や通院で自家用車を運転されている方も多くいらっしゃいますが、高齢になるにつれて車の運転が困難になり生活の不便が増大することから、今後、移動手段のサービスに対するニーズは高まるものと考えられます。

3番目に、地域の担い手の育成と生活支援サービスの充実としまして、前の二つの課題を抱える中、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、暮らし

を支える生活支援サービスの充実を図る必要があります。しかしながら、担い手となる現役世代が急速に減少していくことから、元気な高齢者の方には地域を支える担い手として活躍していただけるような仕組みづくりが必要となってまいります。

以上3点を人口や世帯状況から見える本市の課題とさせていただきます。

次のページ、13ページを御覧ください。

第3章では、尾鷲市及び紀北広域連合で実施しましたアンケート調査の概要をまとめております。なお、アンケートの回収率につきましては、前回、3年前の計画策定時は一般高齢者の方ですと51.4%であったのに対しまして、今回は63.3%と大幅に回収率が上昇しております。

アンケートの結果につきましては項目がたくさんございますので、特に御覧いただきたいところとしまして、まず、次の14ページを御覧ください。

③の地域活動やボランティア活動の参加意向としまして、3割以上の方が参加したいと回答いただいております。

一方、どちらとも言えないと回答した方も4割近くいらっしゃいますので、こうした方たちに興味を持っていただき参加していただける仕組みが必要と考えております。

また、それと関連しまして、ちょっと飛びまして30ページを御覧ください。

⑥のグループ活動の社会参加ということで、例えば地域活動でありますとか趣味の活動、そういったものを含めまして、参加者としてそういった地域活動に参加したいかという問いに対しましては、一般高齢者の方では、ぜひ参加したい、参加してもよいと回答いただいた方が合わせて4割以上いらっしゃいますが、一方、その下の⑦、そういった活動の今度運営側として参加したいかどうかという問いに対しましては、一般高齢者の方につきましては、参加してもよいと答えた方が合わせて2割程度にとどまっており、参加者としては参加したいが企画運営側としては難しく感じている方が多くいらっしゃる結果となっております。

以上がアンケート結果でございまして、また、次の31ページでは、介護予防教室の参加者や関係団体、事業者による計画策定のための意見交換会の結果をまとめております。こうした結果から見える課題を34ページに整理しております。

34ページを御覧ください。

1番目に、生活支援サービスについてとしまして、アンケート結果から必要なサービスとして外出支援が最も多くなっておりますが、できる限りは御自身で車などを運転していらっしゃるという現状です。

また、ボランティア活動につきましても、3割以上の方が参加したいと回答いただいていることから、今後の担い手の仕組みづくりにつなげていただければと考えております。

2番目に、介護予防活動についてとしまして、アンケート結果から、健康づくりや集いの場への参加意欲の高い高齢者の方も多いため、身近な場で地域住民が主体となった集いの場づくりを支援していくとともに、そういった場に参加する意欲が低い方たちをどのように支援していくかが課題となります。

3番目に、認知症対策についてとしまして、一般高齢者のアンケート結果からも、筋力向上や生活習慣病改善といった介護予防の取組と同じぐらい認知症予防に関する関心の高さがうかがえます。こうした結果から、筋力アップや食生活改善といった取組と並行して、認知症予防につながる取組を年齢的にも早い段階でも進める必要があると考えております。

次のページ、35ページを御覧ください。

第4章では、これまでのような課題を踏まえまして、本計画では行政による公助と併せて、多くの主体が協働しながら取組を継続的に行っていく、さらに地域社会の助け合い、いわゆる互助、そして、セルフマネジメント、すなわち自助を一層促進する展開期と捉え、高齢者介護や障がい福祉、障がい児童福祉や生活困窮支援といった制度や分野の枠、あるいは、支える側と支えられる側といった関係を超えて一人一人が役割を持って助け合う地域共生社会の実現を目指して地域包括ケアシステムの深化、推進を目指し、現在の計画を引き継ぐ形で基本理念を、いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくりとしまして、この理念に基づきまして具体化するための施策目標を七つ設定しております。

次の37、38ページを御覧ください。

まず、一つ目を地域包括ケア推進のための基盤の整備としまして、地域包括ケアを構築する上での中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図る取組を展開するとともに、近年では制度や分野の枠を超えて課題を解決することが求められておりまして、そうした観点から、地域ケア会議を通じて多職種の連携や地域課題の発見と地域づくりや政策形成につなげることで、主な施策として地域包括支援センターの機能強化、相談体制、情報提供の充実、地域福祉活動の推進の三つを掲げております。

次に、施策目標の2としまして、生活支援サービスの充実としまして、これまで事業所による介護予防に関する取組をより充実させることと併せて、高齢者の在宅

での日常生活を支援するために多様な主体による生活支援サービスを充実させることによって、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築することを目標とし、介護予防、生活支援サービス事業の充実、独り暮らし高齢者等への支援、介護家族への支援、移動手段の確保など、外出支援の充実の四つを主な施策として挙げております。

次に、施策目標の3とし、認知症対策・権利擁護の充実を目標とし、アンケート結果からも認知症予防の関心の高さがうかがえますように、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の早期発見、初期支援を進めるとともに、認知症に関する正しい知識の啓発活動、また、本人や家族への支援を充実させることを目標とし、主な施策を認知症対策の推進といたしました。

また、主な施策に掲げました高齢者権利擁護の充実とし、成年後見といった権利擁護、あるいは、虐待や差別を未然に防ぐ取組を進めてまいります。併せて、本施策目標の中に成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定されております成年後見制度利用促進基本計画を新たに策定し掲載しております。

次に、施策目標4とし、医療と介護の連携体制の構築、主な施策を地域医療と介護の連携強化を挙げております。

平成30年度に設立しました紀北在宅医療介護連携支援センターを中心とし、在宅医療と介護にまたがる支援を包括的、継続的に提供できるよう、多職種の研修等を重ねていながら、より一層顔の見える関係を築き上げるとともに、ACP、アドバンス・ケア・プランニングやみとりなどについても、公開講座などを通じて意識啓発を行ってまいります。

次に、施策目標の5とし、健康づくりと介護予防の推進とし、主な施策を健康づくりの推進と生活習慣病の重症化予防と介護予防の推進を挙げております。高齢者自らが健康づくりに対する意識を高めていただけるように、予防事業を効果的、効率的に展開していくことと併せて、一定数いらっしゃるそういった取組への無関心層に対するアプローチを積極的に行っていくとともに、こういった取組を住民主体で実施していただけるよう支援を拡充してまいります。

続いて、施策目標の6とし、安全・安心な生活環境の確保として、防災、防犯、あるいは交通安全といった高齢者が安心して生活できる環境づくりのため、主な施策として、災害時における避難誘導體制の確立、防犯対策・消費生活対策の推進、交通安全対策・防火対策の推進、住まいの場の確保の四つを挙げております。

最後に、施策目標の7としまして、高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進を挙げております。こちらは、生涯学習をはじめとする活動や老人クラブ、ボランティア活動に対する参加への支援、あるいは、高齢者の就労支援といった取組を主な施策として、生涯学習・スポーツ活動への支援、老人クラブ活動・ボランティア活動への支援、就労への支援の三つを挙げております。

また、本計画におきましては、特に重点的に取り組むべき施策を三つ設定し、施策の展開を図ることとしております。

次の39、40ページを御覧ください。

一つ目としては、介護予防・健康づくり施策の充実・推進としまして、高齢者一人一人の状態に応じた効果的な介護予防を展開するとともに、地域住民が自主的に活動できるように支援し、運動習慣をはじめとする介護予防の理解を深めることで高齢者の健康づくりにつなげてまいります。

また、近年こういった事業に参加いただける方の固定化が見られることから、これまで参加いただけなかった方や、いわゆる健康無関心層に対して積極的にアプローチを行うこととしまして、こちらに掲げております六つを重点的な取組として進めてまいります。

次に、二つ目としまして、認知症高齢者支援の充実を重点施策としまして、認知症の方やその家族が地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、共生と予防を施策推進の車の両輪として進めてまいります。そのために、認知症に対する周知啓発、あるいは、本人やその家族に対する支援、また、個別ケースにつきましては、複数の専門職から成る認知症初期集中支援チームによる支援を多職種が連携することによって包括的、集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。

重点的な取組としましては、こちらに掲げております六つを中心に進めてまいります。

最後に、三つ目としまして、在宅生活を支える体制の強化を挙げております。

こちらでは、地域ケア会議を充実させることや医療介護の連携の強化、また、民生委員や生活支援サポーターをはじめとする地域住民の方などといった個人あるいは団体が連携して地域での見守り体制をより一層強化し、並行して、地域で生活することができるよう生活支援サービスの充実を図るなど支え合いの仕組みづくりを構築することを目標としまして、四つの重点的な取組を挙げております。

次の41ページからの第5章では、七つの施策目標ごとにそれぞれの項目についての現状と課題、施策の方向をまとめて掲載しております。

最後の第6章の介護保険事業の推進については、紀北広域連合において現在策定中の第8期介護保険事業計画より主要な内容を抜粋して掲載する予定でございます。

また、最後の資料編には、策定委員名簿、用語解説等の掲載を予定しております。以上で中間案の説明とさせていただきます。

○南委員長      ありがとうございました。

ただいま尾鷲市後期高齢者保健福祉計画の中間報告ということで説明をしていただきましたが、この計画は尾鷲市の基本条例で議会の議決事項の範疇に入っているものと理解しております。また、そのパブリックコメントのほうも、これ、終わった後に、あれですか、課長。

○内山福祉保健課長      パブリックコメントにつきましては、本日の御説明をさせていただき御意見をいただいた後に、明日からコメントの収集といいますか、をさせていただきたいと、このように考えています。

○南委員長      1か月ぐらい、時間的には。

○内山福祉保健課長      2月15日までの3週間程度と考えています。

○南委員長      それと、3月定例会で議決事項として上程されるわけなんですか。

○内山福祉保健課長      その予定で進めさせていただいています。

○南委員長      分かりました。

御質疑のある方。

○濱中委員      毎回、テーマ的には同じようなことが出てきてと思うんですけども、今の計画と、この新しくなる段階で、計画的に達成ができて、もう前回で、まず一旦ここで区切りですというものであるとか、前回の計画と大きく変わりましたよというところとか、その辺りの違いがあるならば御説明いただきたいんですけど。

○内山福祉保健課長      前計画の進捗状況といいますか達成状況というのは確認をさせていただいていますので、特に目立つ大きな点というか変更点といいますか、特に前回から進捗が見られた点であったりとかそういったところの特徴点をちょっと今から説明させていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長      前回からの計画なんですけれども、PDCAに基づいて評価を行っております。達成して完了という事業は特にこれとってないんですけども、ただ、継続的に進めていくというものは、介護予防であったり、特に今回大きな点としまして、成年後見制度利用促進基本計画を掲げております。といいますのも、近年、成年後見制度を利用される方が多くなっております。といいますか、こちらのほうが成年後見制度、利用を勧めているという状況ですね。認知

症もそうなのですが、身寄りのない方というのは非常に近年多くなっております。ですので、今回の計画では、特にその成年後見制度の計画を盛り込むことによって重点的に進めることを一つの目標としております。

あわせて、前計画と大きく違うといいますか大きく取り上げている部分として、地域の担い手づくり。今現在、支え合い塾等実施しておりますが、地域の今までの民生委員さんでありますとか老人クラブ、そういった支え手と併せまして、ボランティアの意識を持っていただいて、認知症のサポーターとかそういったことに関わっていただける、裾野を広げるといいますか、そういった取組を重点の一つとしても挙げております。

○南委員長　　よろしいですか、濱中委員。

○濱中委員　　もう一点、この計画の中に地域包括ケアとして医療と介護の連携の辺りが取り上げられていたと思うんですけども、9月でちょっと一般質問で聞かせていただいたんですけども、やはり、医療側に、福祉のほうの、特に介護に関しての理解度とか認知度とかいうのがかなり求められるような場面を感じておるんですけども、そういったことに対するアプローチとしましては、福祉のほうからどういったお声がけをする予定でいるのか、その辺りお聞かせいただけますか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　確かに在宅医療のほうではそういった課題が出ておまして。といいますのも、医療と介護、それぞれの専門職がお互いの業務を正確に把握していないというのが、尾鷲市に限らずそういった現状があるかと思うんです。我々としましては、顔の見える関係と先ほども説明したんですけども、研修会あるいは講習会等を重ねて、これぐらいの規模の町ですのでお互いが知り合いでおられるような関係を築けて、それが事業として展開できればいいなということで研修会を重ねていっていたんですけども、今年はちょっとコロナの関係でなかなかできてはいないんですけども、来年度以降、状況を見まして重ねていきたいなどは考えております。

○濱中委員　　最後に。

紀北医師会に関しましてはね、やはりもう地域に根差した先生方がほとんどだと思えます。ですので、患者さんとの関係もかなり近いものかと思うんですけども、一方で、総合病院を主治医的に頼ってられる高齢者もかなりの数いると聞くんですけども、総合病院の場合は、異動があったりとか先生が代わること、頻度が医師会のほうの先生方よりはずっと頻度が高いと思うので、そういった辺りの顔の見える関係というのは、医療、介護の中の医師会だけではなくて、総合病院と

の連携ということに関しても密なものが要るのかなと感じるので、その辺りの動きがもし今あれば聞かせてください。

○内山福祉保健課長　　今、委員おっしゃられたように、開業医の方は当然主治医ということで、日頃、患者さんと顔を合わすというか診察する機会が多いんですけども、総合病院の関係は、特におっしゃられたように異動もありますし、なかなか急なお話、相談ということも、外来を診療されていますので、なかなかその間に入っていくことができないというようなことをケアマネから相談を受けていました。

それで、それぞれ書式が変わると質問事項も混乱するといったことで、書式を統一しましてね、あらかじめケアマネジャーが質問したいこと、それに回答していただくことも統一いたしました。それによって回答がスムーズにしやすいように。

それから、また、総合病院における診療されている先生の時間も、この時間であったらそのことに対応できるといったことも調整をしまして、以前よりは連携はされてきているというふうに考えております。

○高村委員　　ちょっと言いにくいのですが、今期で引退する自分としましてはこの場において発言しとうなかつたんやけど、この説明を受けてね、一言言わんならんと思ったもので言わせてもらいます。

そりゃ、ええことばかり書いてあるけど、絵に描いた餅で終わったらあかんということですね。私は10月、退院してきて、まず、斎場、耐震、6億でやっておるもので、まず、弱いものの身になって、障がい者の身になって考えてくれというのを市長に言いました。その結果、手すりは、何回か話しているうちに手すりはつけると言いましたけど、もう2か月も3か月もたっておりますので、どうなっておるんやと思うておるのやけど、あんたらに、直接関わっておる人らにも言うんやけど、まずこういうものを先にせな、自分の目先のものを先にせな、いくらこんな文章でええことを言うても心に伝わってこないのじゃないかなと思うんですよ。やっぱり会議というのは、基本の心構えが必要です。地域に泣いている人もたくさんいるんですよ。こういう地域をよくする気持ちは、まず、目先のものから直していく。それで、市役所へ来るのは何万人って来るわけですから、まず手すり、お金の余裕があったらエレベーター、14市でエレベーターないところは、ここだけです。僕は恥ずかしかったのはね、病院へ行って、尾鷲市は階段歩いていかんなんのですと言うたら笑われましたよ。そんな恥ずかしいことをね、外で……。尾鷲におったら分かんのですけど、外へ行った者には分かるんです。そういうね、絵に描いた餅にならんようにしてやってもらいたい。私のお願いです、最後のお願い。

○南委員長　　今の高村委員さんが自分の進退のことを言いましたけど、我々はまだ6月10日まで任期がありますもので、遠慮せずに自分の意見はどんどん言っていきたいことと、それと、高村委員さんの意見は、後で報告される障がい福祉計画のほうに含まれるのかなというようなことをございますので、そのとき……。

（発言する者あり）

○南委員長　　え。

（発言する者あり）

○南委員長　　政策的なものもあるんですが、課長の心構え、特にもしあったら発言を求めます。

○内山福祉保健課長　　高齢者の方もそうですし、障がいをお持ちの方もそうなんですけれども、当然住みやすい町ということは、そういった施設、公共施設は、当然バリアフリーを今後推進していくということを進めていきたいと。福祉保健課としては、公共的機関、特に公共施設といったものについてのそういったものの推進は今後一層進めていく必要があるというような考えは、基本的な考えは持っております。

○小川委員　　それじゃ、ちょっと今度新しく入れていただいた成年後見人制度について伺います。聞きたいところたくさんあるんですけど、2点ほどに絞って聞きたいと思います。

成年後見人制度の重要性については一般質問でもさせていただいたところなんですけど、この中で書かれているその中核機関というのがありますよね。これって、事務局をどこに置くのか、これは支援センターと捉えてよろしいのかどうなんでしょうか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　中核機関については、今現在検討中のございまして、定期的に専門職、司法書士あるいは社会福祉士、そして、包括支援センターと定期的に月1回程度集まっております、今、この中核機関について協議をしております。

今後、いきなり中核機関といいますかサポートセンターというものを設置している市町もありますので、そういったところから段階的に考えていきたいと考えております。

○小川委員　　この中核機関によって成年後見の市民後見人ですか、担い手の育成、また、その関する事業、福祉サービスや日常支援事業では法的な制約がありましてできやんとかそういうのをここで教育もされるということなんですか。育成も、こ

こでされるんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　例えば協議内容としましては、1か所でそのセンターを設置するというのもあるんですけども、例えば、包括支援センターと市で役割を分担して、それぞれでのセンターとして設置するといいますか役割を分担するというのも考えておりますので……。すみません、あと、尾鷲市だけに限らず、対象としましては紀北町も含めて圏域で対応するというのも、今、協議しております。

○小川委員　まだはっきりとした具体的な形というのはできていないというふうには伺った、そんな感じを受けたんですけど、やはりね、相談に来られる場所というのは必要だと思いますので、例えば社協さんで、支援センター、社会福祉士さん、十何人いますよね。そこで2名かそれぐらいで相談相手とかそういうのを立ち上げるとか、そういうのをやっていったほうがスムーズに進むんじゃないか、そのように思いますけど。

それと、中核機関の四つの仕事の中で、例えば、問題になっている後見人の不正というのがありますよね。その防止策とか家庭裁判所のオブザーバーとして入ってもらうとか、そういう考え、教育していくとか、そういう考えもございませうか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　先日のその専門職との協議の中では熊野裁判所の方も入って協議をしておりますしてオブザーバーという形で参加いただいておりますので、今後そういった裁判所も含めて御協力いただきながら進めてまいりたいと思います。

○小川委員　これからどんどん成年後見人制度を使われる方が増えてくると思いますので、もう早めにそういう充実した組織をつくっていただきたい、そのように思います。

それと、もう一点、介護予防のところ、今、これ、読んでおきますと、フレイルという言葉が入っていないんですけど、介護予防に行くまでのフレイル、そこが一番大事なんじゃないかなと思うんですけど、この17ページのアンケートのところにも筋力向上のための運動時のかなりの高い率を上げているんですけど、フレイル予防というのは、これに書き入れるつもりはないですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　フレイルという4文字だけさせていただいたらいんですけれども、文章としてはありまして、ちょっと分かりにくい部分もありますので、フレイルという文字を入れながらちょっと見直しも図ってまいりたいと思

います。

- 小川委員 介護予防とフレイル予防、基本的には似ているようで違いますよね。それで、今よく言われるのはオーラルフレイル、口の中の予防、そういうのも大事だと思うので、一番健康に、介護になる前にそこをやっておかないと駄目なんだろうと思うんですけど、その点は、これを書き入れたほうがいいんじゃないかと思えますけど、どうなんですか。
- 内山福祉保健課長 今おっしゃられたフレイル予防は、心身の活力が低下することによって筋力とか認知症になっていくと、その結果、社会とのつながりが薄れていくということになるかと思うんですけども、オーラルライフルについては、その口腔のほうのは、かんだりしゃべったり飲み込んだりといった結果、社会とのお話しすることもしづらくなって社会とのつながりが薄れていくということでございますので、フレイルという言葉にオーラルフレイルということも付け加えて、口腔の関係、あとは身体の関係、両方併せた表現をさせていただきたいと、このように考えています。
- 小川委員 その認知症のところで新オレンジプランの中のチームオレンジというのは書かれていますけど、これ、今後どのような取組をされていかれるのか。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長 チームオレンジにつきまして、まず、認知症のサポーターの養成もしておりますので、そのサポーターに御協力いただきながら、社会福祉協議会、あるいは、そのかかりつけ医、そして、家族、そういった方たちをメンバーに入れながらチームオレンジというのを形成していきたいと考えております。
- 小川委員 これ、チームオレンジできた場合に、一度、声かけ訓練なんかやってみれば良いと思うんですけど、これは提案しておきますので、どうなんですか。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長 そういった取組も含めて、チームオレンジとして個人さんに何ができるのかというのをチームで話しながら、そういった課題も入れまして進めてまいりたいと考えております。
- 三鬼（和）委員 先ほどの濱中委員、小川委員が言われておるのは、聞いておると介護費が高くなっていくと。現実、広域連合の予算なんかもどんどん繰り上がっておるわけなんですけど、その辺の対策がメインみたいに聞こえてしまう。当然そうなんですけど、もっとこの計画の中には、そこへ行くまでの対策というのか、これが必要ではないかなと思うんです。端的に言うたら、健康というのか、ちよっ

とした膝が痛いとか腰が痛いとかって障がい、そういった事も含めた、そういった時点でのことをもっと強化するべきじゃないかな。

それで、1点ちょっと思うことは、福祉保健センターができて、あの当時つくるときは、子育ての人が熱心なことがあって、子育ての方、私なんかは児童館を造れと言っていたほうやったもので、子育ての方を使える広場みたいなのを造ってしまいましたが、今は、何か介護とかこういう制度が入ってきて、何か自分、福祉保健センター自体が、放課後クラブなんかも入っておる手前もあるんでしょうけど、若干事務的なことをするような建物になってしまっておるといえるのか。もっとあそこは健康とかそういった障がいにならないように、福祉とか介護とかそういう方にならない前の人が、もっとそういう健康を維持するとか長寿社会の中で維持するような仕事を中心にやる場所であって、そうしなくちゃいけないのじゃないか。そうじゃないと、いくら介護予防、要介護ぐらいで止めておこうという戦略を取っても、そこへ行ってしまえば行政負担も大きいですし、もっと手前のところでこの計画は立てるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺がちょっと希薄に思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○内山福祉保健課長　今回のこの高齢者保健福祉計画につきましては、当然、冒頭に申し上げましたように介護保険計画と連携した形でつくるものでございまして、この高齢者福祉計画を十分推進していく上で、当然介護を受けなくて済む状態、また、認知症となることを事前に抑えるといいますか遅らせるといった、そういったことの予防対策の施策を盛り込んでおります。

それで、委員おっしゃられた保健センターのほうでそういったことになる前の健康についての対策を講じるべきということだと思っておりますけれども、実は保健センターのほうでは、健康体操であったりとか、当然介護の要介護予防の前段階のカリキュラムといったものの運動とか事業はさせていただいています。ただし、尾鷲地区は広範囲に広がっていますので、あそこを中核としながらも、各コミュニティーセンターでのそういった活動もやっていくということで、あくまで中核施設という捉え方で私どもはあそこを考えております。

○三鬼（和）委員　偶然たまたま関西に来ておって、各コミセンにも回ってきた中で、やっぱりこのコロナ禍の中でも健康運動とかそういったものは参加者が多いとか、今、コロナ禍で密になれないというので低下しておるんですけど、介護費用、保険とかがかさんできておる現状で、広域連合で議論していますと、特に尾鷲市は、地域包括支援センター、この事業というのかこれがちょっと遅れていたよう

な、スタートのときにもこれに関連した予算を戻すとかということがあってしておくんですけど、私は、やっぱりこの介護保険費用をもろ下げていくというのは、これ、当然のことだと思うんですけど、長寿高齢化社会の中においては、それ以前のやっぱり健康づくりに、もっとターゲットとかこういうものの策定もそうですし、ハードの面においても、例えば、旧町内でありましたら、自分の健康のために歩いている方が寄って、そこで何かもできるというぐらいのスペースとか、そういう日常が送れるようなことをすることによってコミュニケーションとともに体力を保持していく、そのことによって介護対象のあれになることを遅らすという施策をやらないと、同じことの繰り返ししても駄目だと思うんですけどね。ただ、こうなったから、この要介護なんかも、あれ、後で制度つくってきた話ですから、初めのうちは介護しておったのに、こんな要介護というのをつくって、保険使わさんというふうにやったりとかといって、そういうことで調整じゃなしに、その人そのものが、そういったことにかからないということをもっと力入れないと、これ、どんどん高齢化になっておるよって、ある時期までは増えるばかり。あと、今度は支える方がどんどん少なくなっていくので、この地域においては大変なことになると思うので、もっと私は、この計画の中で、その辺を具現化できるような対策にすべきだと思うんですけど、その辺どうですか。

○内山福祉保健課長　この計画の基本理念は、いきいきと元気で住み慣れた地域でずっと安心してということ、そういったことを基本理念にしているわけですが、福祉保健課としましては、高齢者施策とともに健康施策も取り組んでおりまして、健康施策のほうにつきましては、今、委員おっしゃられたように、保健センターを拠点として、そちらから、高齢者のみならず、お若い方についてもウォーキングの事業も進めておりますので、そういった若い世代からのウォーキング需要は、結果として高齢者が元気で住み慣れた地域で住んでいただくということにつながるものということで、そういったところにも力を入れているというところを御理解いただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　この策定を書き換えよとかそういう問題ではなくて、やっぱり要介護でも増えれば、それが和らいだと言っても、増えれば増えるだけ広域連合における介護保険料は要っていくわけですから、費用が要るとか要らないとかって、介護しなくちゃいけない方に対してはこれは必要なことですから仕方がないにしても、その前段の部分で、やっぱり健康づくりとか介護を受けなくて年を重ねられるというまちづくりするのが本来だと私は思うので、この計画に基づいた中でも

そういったところをより強化していただきたいということを、もしあれやったら、担当の方含めてお伺いしたいなと思います。

○東福祉保健課係長　福祉保健課の健康づくりの係のほうになりますが、2ページを御覧いただきますと、計画の位置づけが、この本計画、高齢者保健福祉計画と、それから第2次健康増進計画と連携になっております。この高齢者保健福祉計画には詳細は書かれておりませんが、今、委員おっしゃっていただきましたように、介護予防につきましては、子供の頃から始まる生活習慣病予防から健康づくり、生活習慣病予防、そこから介護予防につながるというふうに理解しておりますので、健康づくりの担当部門におきましては、この健康増進計画におきまして、生活習慣病予防のための生活習慣、また、運動と、それから食事の習慣ということに取組をさせていただいて、介護予防への連携というふうに考えております。

それから、今回コロナ禍ではありますが、福祉保健センターのほうでは6月から運動の教室に関しましては復活させておりまして、週6回の教室を実施を現在も継続しております。まだまだ市民の方々にとっては十分ではない施策だとは思いますが、今後、委員のおっしゃっていただいたことも参考にさせていただきながら、福祉のほうとの、介護のほうとの連携も強化していきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　この私は計画書云々というのじゃなしに、やっぱりそこからスタートしなくちゃいけないということを思っておると、例えば、隣、紀北町さんであれば、健康センターかな、プール等ああいったそういったのがあって、コミュニケーション共々、これは、指導される方と、もう一つは指導される者同士の横のコミュニケーションによって自分の健康とか精神的なものを保持するという人間社会の形成の中では一番必要なことだと思うので、できたら福祉保健センターにそういった形になるような運営をすることによって、できるだけ認知を進めないとか、精神的なものの支えになるとか、健康を保持することによって精神的な支えになるとかというようなことに主眼を置いてほしいなと思いますので、お願いしたいなと思います。

○小川委員　すみません、後からまた手を挙げて。

これ、全部一応読ませていただいたんですけど、ちょっと一番大事なこと抜けているんじゃないかなと思まして。一般質問でも言うたのかな、29年やったですかね、社会福祉法を改正されて、重層的支援体制整備事業というのを、三つの支援の在り方、出ましたよね。断らない相談であるとか、事業参加であるとか、あと、もう一つ何かあったやない……。そういう地域共生社会をやっていくためには、そ

の改正された三つの事業をやっていかなあかんと思うんですけども、これに書き入れる、そういう方向性で行くということを書き入れるべきやと思うんですけどね、その点はどうなんですか。地域共生社会検討会の最終取りまとめにも、それ、載っていましたよね。それはどうなんですか。

○内山福祉保健課長　　今、御意見いただきましたので、ちょっとその件については検討させていただいてよろしいでしょうか。

○野田委員　　皆さんに関係することになるんですけども、先ほど担当者の方が65歳以上の高齢者の前からということの認識の共有化が図られております。いいことだと思います。

それと、高齢者保健福祉って本当に大変だと思います。その中で僕が思うには、先ほどから説明がありました12ページの地域の担い手の育成と生活支援サービスの充実というところで、やっぱり担い手が、どういうふうな、育てていくのか、それで、どのように活躍するのかというところを、これはもう今に始まったことじゃなくて、この部分が高齢化社会においては非常に難しい部分。要は、地域社会が循環していかない状態だと思いますので、ここら辺を本市の課題として挙げていますけれども、やっぱりその対策、対応、実践という部分をどのように具現化していくかということが、これは行政の担当課だけではできません。ですから、いろいろな介護、福祉関係の人とかやられていると思うんですけども、より具体的にこの部分をやっていかないとということが1点と。

それで、14ページのアンケート調査をいただいているんですが、このアンケート調査。ここにおいて、地域活動やボランティア活動の参加意向。ぜひ参加したい、機会があれば参加したいというのが約31.9%あるわけですね。要は、無理にこういうものはやるものじゃないんですけども、地域の中で自分の存在意識というものを高める形をして、それに参加するというものを持っていかないと、頭で言葉で理屈で言うんじゃないで、やっぱりそういうふうな体が動けるような町にしていけないと駄目なのかなと思ってしまおうんですが、その点、課長、いかがですか。

○内山福祉保健課長　　そのボランティアの参加の意向については、3割程度の方が参加したいということで先ほど30ページでも御説明させていただきましたけれども、そういった催物というか活動があれば参加はしたいけれども、主体としてはなかなか難しいですよという話がありました。

ですので、こういった主体となっていていただく方への今後のこちら側からの積極的な働きかけであったりとか、また、そのグループ活動の参加としての意向、志向と

いう方も今後も増やしていく必要がありますし、どうしても今のこの尾鷲市の年齢構造から行けば、当然、高齢者の方が高齢者の方と生きがいを見つけて一緒にいただいでいくというようなこういった構造にならざるを得ないと思っていますので、そういったところには当然力を入れていきたいと思っております。

それから、最初の御質問については担い手の話になりますけれども、当然、担い手の話については、先ほどの委員おっしゃられたボランティアのこともそうですし、担い手、高齢者の方で担い手という役割を元気でやっていただける方については、当然介護側に回っていただくと。よって、そういった仕組みを今後進めていきたいと考えています。

○野田委員　これに対して繰り返しはやめておきますけれども、要は、率先垂範してやっぱりそういう人が活躍できる、担い手の人が活躍できる環境なり認識なり、そういう人に対する敬意なりという部分のまちづくりをしていかなないとなかなかこれは育ってこないと思っております、そういう分は僕らも感じる場所ですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいしか言いようないけど、より具体的にどういうふうにやっていくのかということ、課題なんて皆さん分かっていると思うんですよ、そこをどういうふうにやっていくかということ、そこら辺、注力した形で書いていただきたいなというふうに思いました。ということしか言えないんですけどね。

それと、この認知症のところなんですけれども、非常に、先ほど言った成年後見人の関係も出てくるんですが、小川委員さん、いろいろ言っているんですけど、本当に、これ、中核、ちょっと、何ページだ、50ページでしたか。より具体的に、この令和3年から令和5年の間でどのようにやっていくのかということをししないと、要は、独居の1人になってしまって、最終的に自分がどうしていいかわからんような状態になっていっています。ですから、もう早いうちから、そういう制度がある、または話できる、相談できることができるということを認識していただくというような啓発活動というんですか、そういうことをやっていかないと、やはり、絵に描いた餅じゃないですけども言葉だけで終わってしまうのかなと思っております、いろんな施設でもいろんな会議があると思っておりますが、2か月に1回か、そういう会議のときでも、より具体的にやっぱり話をするということが必要じゃないのかなと思っております、もう、グループホームとか特養とか、そういうところへ入られると、もうそういう認識というのはないわけですね。そうしたら、そこに、家庭の方がどれだけそういう人と情報を共有化しておるかということ、またそれも、もうその段階では遅いわけです。だから、そこら辺をより具体的にしていた

だきたいなと思うんですが、いかがですか。

○内山福祉保健課長　　今、委員おっしゃられたように、今回この成年後見制度の計画、基本計画は、今回この計画に初めて掲載させてもらいました。この件については、今おっしゃられたように、当然、1人、親戚がなかなかいない御本人がいるとかっていった状況もありますし、独居の方も増えてきているということもあって、59ページを見ていただくと分かると思うんですけれども、成年後見制度の申立件数というのが、29年、2例あったのが30、令和元年とゼロ件でございましたけれども、私どもとしまして、こういった制度の周知を進めておる関係で、2年度は6件に増えてきたんじゃないかと思っていますので、今後もこういった周知については、関係機関、また市民の皆様にも、こういった制度があるのでぜひ御利用してくださいといったようなPRもしていきたいと思っていますし、関係機関にもそういった働きかけを行っていきたく、このように考えています。

○野田委員　　それと、この31ページの計画策定のための意見交換会の結果というところで、いろいろやりたいけれども、そういう仕組み、体制、どのように動いたらいいのかというところで悩まれている意見が多いわけですね。やっぱりそういうことを思うと、やっぱり行政のメンバーも限られています。ですから、繰り返しになりますけど、その中で、そういう人の意見を吸い上げて、こういう具体的にやるというところの、ただ聞きっ放しじゃなくて、その対策を悩んでいるんですよ、これ、見ていると。どうしたらいいか分からないとか。だから、そういうところを、よりできる部分はやっぱり成果として出していかないと行政としてはやはり弱いのかなというような気はするんですが、どうですかね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　地域のボランティアとしまして、46ページにもございますけれども、わがらの町の暮らし支え合い塾といったボランティアの育成講座、これに取り組んでおりまして、非常に多数の参加者数があります。その中でも、さらにそういった担い手として自分が社会に貢献できると、強い思いのある方については、さらにステップアップ講座といいますか、わごころ会議というものがありまして、そこにも多数参加いただいております。こういった方を、今後組織化して行って、担い手として地域を支えていただく、行政と一緒に支えていただく一つと考えております。

○野田委員　　高齢者だけじゃなくて、先ほどの担当者のお話ありました、若いときからそういう意識というか環境を整えていくということがそういう認識を持つ一つだと思いますので、今やって今できることでもありませんし、ずっとできなかつ

たことが今できることでもありませんし、そういうものの積み重ねが、やっぱりそういう助け合う町になってくるのかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいということと、やはり最後は、高齢者の方の元気な方もたくさんいるわけです。生きがいややりがいや働きがいという部分からすると、それが健康ポイントとか何かの形で評価できて、それがまたこの地域に還元されるものをしていかないと、これはいろんな静岡のほうとか東北のほうとかいろんなところで健康ポイントというのが実施されています、モデル事業として。そういう部分については、どうかなと思うんですが、いかがですか。

(「やっているじゃない」と呼ぶ者あり)

○野田委員 やっているというか、それを地域で使うということ。

○東福祉保健課係長 現在、本市で行っておりますポイントにつきましては、御本人さんが実施したのに対して健康ポイントがつくという形になっております。それが地域に還元されるというところまでには至っていない状況ですので、今、いただきました意見を参考にさせていただきますして、今後、担当係と検討していきたいと思っております。

○野田委員 要は地域が潤う形というものも……。

○南委員長 野田委員、勝手に話さないでください。

○野田委員 地域が潤うという形を、また、そういう将来的な着地点として持っていたきたいなと思いました。

以上です。

○仲委員 生活支援サービスについて主に聞きたいんですけど、34ページのアンケート調査で、ボランティア活動のアンケートで、参加したいとの回答が3割以上とのことで、声かけや見守り、買物、ごみ出し支援など、参加意向を持つ高齢者を地域における担い手の仕組みづくりが求められるというふうなアンケート結果になっています。

もう一つは、P35、36の中で、公助、互助、自助の展開を組み合わせた地域包括ケアシステムは中核的な基盤となるということで、この二つの中で、P40ページの重点施策2では生活支援サービスの充実が挙げられて、その中で、P40では地域住民や民生委員、生活支援サポートが連携して見守り体制の強化、生活支援サービスの充実を図り、地域での支援、地域での支え合いの仕組みづくりを構築するというふうになっているんですけど、長い間、その仕組みづくりを構築することがずっと叫ばれておるんですね、社協にも委託されておって。この中間案を

策定するに当たって、この仕組みづくりをどのようなイメージを抱いておるか、仕組みづくり、仕組みをどのようなイメージを抱いておるか、ちょっとお聞かせをください。

- 内山福祉保健課長　　まず、基本的な考え方は、その地域における高齢者の方で元気な方が、そういったある一定の組織をつくってもらって支える側に回ってほしいというのが、まず基本的な考え方です。

ただし、その地域の中でそういった人材が不足する場合については、先ほど申しましたようなボランティアの組織の中でそういった意識を持っていただいたそういった活動を広げていっていただきたいと。それでも、なおかつそういった体制が不十分な場合は、当然行政もそうですし、民間の方も入っていただくような組織体制をつくっていく必要があるんじゃないかと、基本的にはそのような考え方をしております。

- 仲委員　　生活支援サービスのボランティアの考え方の中で、特に周辺地区では地域におけるその担い手というのがもう既に高齢化になっていると。それが3年、4年たつと、逆に、その方がごみ出しとか支援を受ける側に立つと、この繰り返しがあるわけですね。その中で、やはり生活支援については、互助については、この仕組みだけではやっぱり限界があるように私はずっと思っています。一般質問でもしたわけですけど。その中で、生活支援コーディネーターを中心にという言葉も出ているんですけど、生活支援コーディネーターの役割と、その仕組みづくりの関連は、どのように考えていますか。

- 内山福祉保健課長　　生活支援コーディネーターについては、様々な地区で様々な課題とかそういった状況把握をさせてもらって、その課題について我々が協議しているところございまして、この取組については、委員おっしゃられたように、その地域が、年々、今まで助け合っていたものが年々今後助け合いがちょっと十分でなくなってくるといったことですので、その支援コーディネーターだけでは対応できない場合が今後予測十分できますので、今後その仕組みづくりについては、生活支援コーディネーターの範囲を超えた形での構築が必要になってくると、このように将来のことは考えています。

- 仲委員　　今、お話をいただいたんですけど、どうしても地域においては生活支援というのは独居老人も含めて限界が近いと私は思っています。そうやもんで、公助、互助、自助の展開はこの策定の中ではこれでよろしいんですけど、やはりある時期を来れば公助の強化が必要であるこのように思うんですけど、そこらはいか

がでしょうか。

○内山福祉保健課長 私どもとしましては、ある一定の時期が来れば、そういった現象というか状態が来るとというのが十分予測できますので、当然、市としての役割、または民間としての役割、そういったことも含めてこういった支援体制を構築していく必要があると、このように考えています。

○奥田委員 すみません、1点をちょっと課長にお伺いしたいんですけども、ちょっと全体的な話なんですけど、地域包括ケアシステムというのはどうなんですか、今、課長の立場として、尾鷲市としては進んでいるのか。

○内山福祉保健課長 この地域包括ケアシステムというのは、そもそも国が全国様々な地域特性があるにもかかわらず、こういった組織というか体制をつくるべきということで進められたものでございまして、その地域によってそれぞれ差があるかと思うんですけども、尾鷲市においては、介護とか医療、住まい、この辺については、おおむねですけども体制整備ができていないかというふうには考えられています。あと、要望も含めて。

ただし、あと、生活支援の部分については、ここでも様々な御意見が出ていますし、それぞれの意見をいただいた上で、私どももその施策として反映させていただいているというところからすれば、当然、生活支援の部分がこの地域には必要であって、私どもが力を入れていく必要があると、このように考えています。

○奥田委員 今、課長、生活支援のところだけちょっと課題があるようなことを言われて、介護、医療とかその辺のところはもううまく行っているような話ですけど、私、12月のときにね、広域連合で一般質問をさせてもらったんですけど、それで、この地域包括ケアシステムどうですかという話をね、連合長と副連合長とお聞きしましたが、担当課は、今、やっぱりコロナの中でイベントもできないし、元年度の決算審査もありましたけどね、去年の1月から3月にかけてもなかなかイベントもできなかったというようなことがあって。尾鷲市もそうでしょう、かなりできていないですよ。あれ、900万ぐらい減額になったんじゃないかと思うけど。それで、そういう中で人手不足もあって、求人かけても来てくれないんだというようなこともあって、なかなかうまく行かないんだという話がある中で、でも、連合長と副連合長は、いやいや、どんどん前進していますよという自信たっぷりに言われたので、僕、非常に違和感を持っておるんですけど。

それで、もう一個だけちょっと課長にお聞きしたいんですけどね。今この新型コロナ禍の中でね、やっぱりいろんなイベントがどんどん中止になっているという状

況の中で、この介護、医療も含めてね、うまく行っているという認識かもしれないけれども、この生活支援も含めてね、あらゆる社会の仕組みも変わってきているので、随分影響、この新型コロナ禍の中で影響を受けていくと思うんやけれども、その辺のところというのは、この計画にはどの程度反映されているんですか。

○内山福祉保健課長　　今、コロナの時代ですので、この計画の中にもコロナの対策のことについては若干触れさせてもらっていますけれども、基本的には、先ほど申しましたような医療機関とか介護の体制とかが十分であるとは言っていないで、比較的不足しているという、不足しているというか生活ケアシステムの中では尾鷲市の特に課題というのは生活支援体制じゃないのかなと思っていました、今おっしゃられたように、特に、この秋、11月半ば頃から特にコロナウイルスの感染者が各地域によって最大数を確認されるような状況になってから、私どもとしても様々なイベントや活動は自粛してきましたし、中止したものもありますし、極めて少ない少人数で実施したというのがあります。そういった状況の中で、この計画自体も今現在はコロナのことも踏まえた上での計画ということで、コロナのもう当然文字も入れさせてもらいますけれども、今後、状況は、コロナによる状況が変わってくる可能性はあるのではないかと、そのような思いはしております。

○奥田委員　　気になるのはね、やっぱりこの40ページのところから、やっぱり課長も言われた生活支援というのは、この在宅生活を支える体制の強化というところを含めてかい、含めてですかね。僕は、やっぱりここがちょっと一番気になって、やはり今この高齢者の方々も、病院に行こうかなと思って、やっぱりちょっとコロナがあるからやめようかなとか、デイサービス行こうかなと思って、やっぱりちょっと控えようかなとかね、それから、ちょっと自宅に籠もってしまう高齢者の方々が増えているんじゃないかなという気がするので、その辺のケアをね、しっかりと僕今後やっていってほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　確かに、介護予防事業、昨年度までと比べて大幅に減少しております、それは感染防止という関係もあるんですけども、参加される方は不安感等もありますので今回は数はすごく減らして、開催したとしても人数はかなり減らしている状況なんです。そうしますと、御本人が自主的に家でできる介護に取り組んでいただくという取組になりますので、御自身でできる介護予防への取組というのを啓発していくこととか、あるいは、今も放送していますけれども、ケーブルテレビ、あるいはワンセグ等々で放送しています体操とかを、そういったものを御自身で自分の健康の意識を上げていただいて取組を進めてもらうとい

うそういう方向でも今進めてまいります。

○南委員長　　よろしいですか。

○楠委員　　それでは、39ページ、40ページの重点施策のところちょっとお聞きしたいんですけど、最終的には、総合計画にも、総合計画だと、今は221でしたっけ、番号で言いますと。重点的に施策が三つあります。さらに、総合計画にも載せなきゃいけないというところから見たときに、この計画期間を見たときに、重点的な施策の1、2、3のうち、さらに重点的に何がこの期間の中で最終的に取り組まなきゃいけないものは何なのか。というのは、前回のやつを見ても、図りますとか、今、仲委員が言いましたけど、体制の充実とかいろいろ質問されておりましたけど、現実には総合計画なり基本計画にしっかり書き込まないと予算措置もできない。場合によっては職員の人数も足りないというようなことも当然あると思うんですよね。それが、今回この39、40ページでは、それなりのことを重点な取組書いてあるんだけど、どれが優先的にされるものなのかというのがないと、ここに書いたやつだけでやっていくと、前回、今、現行の計画と、これを見ても、図っていきます、推進しますという言葉が毎年毎年載るだけで、何がどうなっているのか。先ほど、これが始まる前に会議の中で、当初ありましたよね、委員長のほうからあったけど、課長のほうからも、その実績、それもまたこの後出してもらえということなので、そういうところを書いておかないと、絵に描いた餅という言葉がさっきありましたけど、絵に描いた餅じゃなくて大事な計画なので、やはり重点の事業何なんだということを知らしめる必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですかね。

○内山福祉保健課長　　当然、高齢者福祉計画については、尾鷲市総合計画と関連していますし合致していなければなりません。これは、高齢者のほうの独自の計画ということで出させていただく形ですので、総合計画にこちらを反映するとなると、ここまで詳細な表現はなかなかしづらいかと思っていますので、これらのことを十分含められるような表現の仕方では総合計画のほうには書き込んでいきたいなというふうには思っています。ですので、どの事業かというのと、関連する事業、全部示せられるようなというか、そういった形での総合計画にさせていきたいなとは思っています。

○楠委員　　そうですね、総合計画に載せるのは、これ、全部載せるわけには行かないので、載せた後に、今度は、この計画、新たな計画を見たときに、どれが重点なんだというのはこちらのほうで読めば分かるというスタイルにしておかないと、ま

た似たようなことしかやっていないじゃないかということに当然なるので、ただ、今は、市としての重点的なものはこれ、後半ではこれとか、前期後期とかね、そういう話の中でやっておかないと、計画そのものがもうだらっと読まれてしまうということが一番怖いわけなので、その辺もちょっともう少し充実させたほうがいいんじゃないかなというところですね。

それと、あと、何だっけな……。それだけで結構です。

○南委員長 私の方から、先ほど奥田委員さんから新型コロナウイルスのね、対策のあれが明記されていないんだというようなことが、どう位置づけするんだということで、課長のほうはコロナを踏まえた上でこの計画を策定したということなんですけれども、やはり、1ページの計画策定にあたっての計画策定の背景のこの前文の中へ、やはり僕、新型コロナウイルスのね、こともちょっと入れてもいいんじゃないかなというような気持ちがするんですけれども、3年計画ということでね、重要な問題ですので、できたら考えていただきたいなということが1点と。

それと、先ほど来から第7次総合計画なり第8期介護保険事業計画とのね、当然整合性を密にさせていただいて、パブリックコメントも加えた上で本計画となるわけなんですけれども、大変限られた時間ですのでね、やはりそういった意味では担当の方はこれから御苦労されると思うんですけれども、できる限り時代背景に沿ったような実現性の持てるような計画を策定していただきたいと要望をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時29分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、第6期尾鷲市障がい福祉計画と第2期尾鷲市障がい児福祉計画の説明をお願いいたします。

昼を挟みますけれども、この件については、もう続行していきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○内山福祉保健課長 今回策定いたします第5期、まず、紀北地域障がい者福祉計画、このことにつきましては事務局を紀北町と輪番制で行っており、今回の第5期につきましては、尾鷲市が事務局となっております。

本計画は、障害者基本法に基づき策定するもので、現在の計画は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間として策定したものであります。

国の動向を踏まえ、これまでの取組の理念と方向性を引き継ぎつつ、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定するもので、尾鷲市、紀北町における紀北地域の障がい者施策に関する指針となるものでございます。

この本計画の策定に併せまして、尾鷲市と紀北町が障がい福祉サービスに関する実施計画として策定する障がい福祉計画、障がい児福祉計画と本計画につきましては、互いに補完し合うものとして作成するものでございます。

それでは、計画の中間案を通知させていただきまして、課長補正により御説明をさせていただきます。

○福山福祉保健課長補佐兼係長      それでは、第5期紀北地域障がい者福祉計画から説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

第1章、計画の策定にあたって。

第1、計画策定の目的につきましては、過去の計画を見直し、近年の法律等の改正、社会情勢の変化を踏まえ、地域における障がい福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として策定するものでございます。

2、計画の位置づけにつきましては、尾鷲市、紀北町から成る紀北地域の障がい者施策に関する指針との位置づけでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

3、計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間としております。

4、障がい者の定義につきましては、この計画の策定の対象となる方の記載をしております。

3ページ目を御覧ください。

5、障がい福祉をめぐる動きにつきましては、国の障害福祉制度の変遷や法律改正などについて詳しく記載をしております。

4ページを御覧ください。

この表につきましては、年度ごとの法改正を表した表でございます。

5ページを御覧ください。

第2章、紀北地域の障がい者の状況でございます。

障がい者の状況としまして、身体障がい者の推移につきましては、手帳所持者は微減となっております。現在、令和2年度で1,995名の方が所持をしております。

続きまして、6 ページを御覧ください。

(2) 知的障がい者の状況でございます。

知的障がい者の推移につきましては、手帳所持者は増加傾向となっており、令和2年度で331名となっております。

7 ページを御覧ください。

精神障がい者の推移につきましては、手帳所持者は増加傾向となっております。令和2年度で227名となっております。

8 ページを御覧ください。

2、障がい者施策に対する課題・要望でございます。これは、昨年10月にヒアリングを実施しました結果をまとめたものでございます。特に多かった要望について意見を述べさせていただきたいと思っております。

①住まいに関する意見としまして、グループホームの整備。

②仕事に関する意見としまして、新しい就労支援継続B型事業所づくりとしましては、これは作業所などを指すものでございますけれども、それから、職場の確保。

続いて、9 ページを御覧ください。

③教育・保育に関する意見としまして、児童発達支援センターの整備。

それから、10 ページ、⑤保健・医療サービスに関する意見としまして、専門医の不足、それから、1段飛ばしまして、医療専門家と介護福祉分野の上手で密な連携が必要と。

それから、⑥生活しやすいまちづくりに関する意見としまして、災害時の避難所での対応の困難さが挙げられております。

最後に、11 ページ、⑧その他の御意見として、様々な御意見をいただいております。

続きまして、12 ページ、第3章、計画の基本理念と目標です。

下から5行目を御覧ください。

こうした法の理念を踏まえ、本計画では引き続き共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず誰もが生きがいを持って自立でき、社会参加できる機会が保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、共生できる紀北地域づくりを一層推進するため、前計画の趣旨を引き継ぎ、次の計画理念を掲げます。

基本理念といたしまして、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本理念として掲げております。

続きまして、13 ページを御覧ください。

2、基本目標でございます。

基本目標は、基本理念の実現に向け三つの基本目標を掲げ、様々な施策事業を展開してまいります。

続きまして、14ページを御覧ください。

計画の施策体系でございます。

左から、基本理念、基本目標、施策体系項目となっております。

15ページを御覧ください。

重点施策として、特に課題として指摘される、働く場、住まい、障がい児への支援が優先すべきと考え、三つの重点施策を掲げております。

重点施策1、雇用・就労、経済的自立の支援としまして、福祉的就労の場の確保を挙げております。

重点施策2、地域生活への移行のための住まいの充実。グループホームの整備を掲げております。

重点施策3、途切れのない障がい児支援の充実としまして、児童発達支援センターの整備を掲げております。

続きまして、16ページを御覧ください。

第4章、施策の推進について。

この地域で暮らしを支える地域づくりにつきましては、14ページで掲げられた基本目標、基本施策目標の体系ごとに現状と課題の分析、施策の方向、主な施策、事業取組内容について記載をしており、主要な計画、前計画との変更点、新規追加項目を中心に説明させていただきます。また、取組内容の変更点については、下線を、アンダーラインを引いております。

それでは、次のページを御覧ください。

施策の方向。

主な施策、事業内容は、継続推進していく予定でございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

(2) 住まいの確保については、まず、現状と課題、施策の方向がありまして、続いて、21ページを御覧ください。

主な施策・事業の内容としまして、①グループホームの整備、障がいの程度に応じたグループホームの整備に努めていきたいと考えております。

続きまして、25ページ、御覧ください。

地域における自立と途切れのない支援体制づくり。この事業につきましては、全

て継続推進となっております。

続いて、30ページを御覧ください。

30ページの中ほどに主な施策・事業の内容。(2)障がい児支援の充実についての主な施策事業内容につきましては、児童発達支援センターの整備、福祉、保健、教育など一体的な支援を行うため、児童発達支援センターの設置を検討していきます。

次のページを御覧ください。

31ページ、②就学前の保育・教育の充実といたしまして、取組内容の下線が引いてある部分に変更となっております。説明は割愛させていただきます。

続きまして、36ページを御覧ください。

③地域医療、リハビリテーションの充実としまして、地域医療体制の確立につきましては、在宅医療介護連携支援センターについて連携強化を図っていきたいと考えております。

次に、39ページを御覧ください。

39ページの一番下の④でございますけれども、④行政サービスなどにおける配慮としまして、行政職員が求められる合理的配慮の考えの下、業務に取り組めるよう、研修等を実施していきたいと考えております。

次に、53ページを御覧ください。

第5章、計画の推進体制でございます。前計画と同じく継続推進していく考えでございます。

以上で、紀北障がい福祉計画の説明とさせていただきます。

高齢者福祉計画にありましたように、障がい福祉計画につきまして、用語解説と、それから、策定委員名簿を最終案でつけさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、第6期尾鷲市障がい福祉計画、第2期尾鷲市障がい児福祉計画を説明します。

通知をいたします。

それでは、1ページ、第1章、計画策定にあたってを御覧ください。

1、計画策定の趣旨としまして、記載のとおり令和3年度から令和5年度の計画となっております。

2点目、障がい者支援や障がい福祉をめぐる動きとしまして、これは制度改正の説明文となっております。

それから、2 ページ、障がい者支援、障がい福祉をめぐる動きにつきましては、年度ごとの法律等の改正等でございます。

続きまして、3 ページ目、計画の位置づけにつきましては、障がい福祉計画、障がい児福祉計画。障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法に基づき、それぞれ3 か年の計画となっております。それから、障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法第33 条の規定により3 か年の計画となっております。

それから、4 点目、計画の期間につきましては、下段の表のとおり令和3 年から5 年度となっております。

それから、5、障がいのある人の定義につきましては、本計画の対象となる人を掲げております。

続きまして、第2 章、障がい者の状況につきましては、これは尾鷲市だけの数字となっております。先ほどの計画は、尾鷲市と紀北町を合算したものでございます。

1、身体障がい者の状況につきましては、令和2 年度で1,106 名の方が所持をされております。若干微増というような形でございます。

それから、2、知的障がい者の状況につきましても、令和2 年度で158 名と、若干微増というふうな形を取っております。

それから、6 ページ目を御覧ください。

3、精神障がい者の状況につきましては、増加傾向となっております。

それから、7 ページにつきましては、1、国の基本指針としまして、昨年5 月19 日付で厚生労働省より発出された障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものが出され、それに基づき尾鷲市の福祉サービスを設定しております。

それから、一番下の表でございますけれども、基本指針の見直しの主なポイントとして10 個のポイントを挙げていますけれども、ポイントとしまして、前計画の深掘りをしていくということになっております。

続きまして、8 ページにつきましては、2、障害者総合支援法に基づくサービス体系については記載のとおりでございます。

それから、9 ページにつきましては、第4 章、基本指針に基づく目標値。これは国の基本指針に示されている目標数値については次のとおりと、下の表にそれぞれ項目と、それから、国の基準が定められております。

続きまして、10 ページを御覧ください。

成果目標に対する目標といたしまして、(1) 地域生活支援拠点等が有する機能

の充実としまして、現状値として地域生活支援拠点はゼロか所ですけれども、令和5年度は目標値は1か所ということで目標を掲げております。

それから、少し飛びまして12ページを御覧ください。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備といたしまして、①児童発達支援センターの設置を掲げております。現状値はゼロか所ですけれども、令和5年度に1か所、これにつきましては、なかなか人材確保、それから施設整備の面で難しい面はございますけれども、令和5年度までに1か所、目標値を掲げております。

続きまして、14ページ、第5章でございます。

障がい福祉サービスの見込みと確保策ということで、ここからのページにつきましては、それぞれ訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて実績値を踏まえた見込みと確保策について次ページ以降で設定をしております。説明につきましては、前計画を踏襲し策定しておりますので、割愛させていただきます。

ちょっと飛びまして、28ページを御覧ください。

成年後見制度利用支援事業としまして、高齢者福祉計画でも説明があったとおり、その中で、障がい者の中で言いますと知的障がい、精神障がいの方が該当する方となってきますので、その方たちの利用される事業としまして、成年後見制度利用支援事業というのを掲げております。

最終、36ページでございますけれども、第7章、計画の推進に向けてでございますけれども、それぞれの項目を前計画と同じく継続実施していく予定でございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

○南委員長 説明は以上であります。

御質疑、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○濱中委員 先ほども高齢者のところで聞かせていただいたんですけれども、前回の計画に定めた数字の中で大きく変わったところ、ポイントを書いてもらっていたんですけれども、その中で特に突出するべきものがあればということと、前回の計画の中には数値目標を挙げておられるものが幾つかあると思うんですけれども、その中で大きく達成できなんだものというのはありますか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 紀北地域障がい者福祉計画の15ページを御覧ください。達成できたものとして重点施策の2点目にグループホームの整備というのを掲げているんですけれども、平成30年に紀北町に1か所、それから尾鷲市に

1か所、新しい新規で設置があったということが進んだところと、それから、逆に、検討はしているんですけども進んでいない事業といたしまして、重点施策の3点目として計画に掲げている児童発達支援センターの整備については、今なお整備が未達成というふうな状況でございますけれども、引き続き整備が必要という声も多うございますので、重点施策として掲げて取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○濱中委員　児童発達支援センターが難しくなっている理由というか、その辺りが分析できていれば御説明ください。

○内山福祉保健課長　児童発達支援センターの設置につきましては、おおむね10万人人口のところに1件設置をするようになっていまして、特に中勢、北勢のほうの地域につきましてはそういった人口を満たしておる関係もあって、社会福祉法人が設置をしていたりNPO法人が設置をしているという状況でございます。この地域は、尾鷲市と紀北町を合わせても4万人足らずでございます、熊野市というか紀宝町のほうについては、和歌山の新宮市のほうと人口を合わす形で設置をされているという形もございます。

今、この前も策定委員の先生のほうからも御意見をいただいたんですけども、尾鷲市と紀北町では人口も少な過ぎますし、しかも、交通の便といいますか時間がかかりますというか距離もありますので、例えば大紀町とか南伊勢町といったことで人口的な規模を充足させたらどうかというお話もございましたけれども、ただ、その南伊勢町と尾鷲と言いますとあまり距離もちょっと遠過ぎますし、南伊勢町のほうについては比較的近くに法人が設置しているということもあって、そちらのほうに吸収というかされていくのではないかというような心配もあって、まず、人口規模からすると、運営として成り立っていないではないかというようなことがまず第1点目の検討事項というか懸案事項ということ。それから、二つ目については、少ない人数で運営した場合は、当然、運営が成り立っていないということもあるんですけども、そういった小さな施設でやった場合に人材確保した場合に、その人材を十分活用できるかというのと、その人材を十分活用できないので、その方を確保するための条件整備がなかなか整いにくいのではないかと、この二つが大きな要因となっています。

○濱中委員　今、それでも療育教室のような形で、そういった相談機能はある程度動いているのかなとは思いますが、その人材という話になりますと、療育に関しても、やっぱり現行でやっていただいている方がずっとできるわけではな

いということもあるので、その後継づくりであるとかそういったことも時間がかかるものではないのかなと思うんです。特に障がいをお持ちの方たちと接することに関しては、スキルだけではなくて、その対象者の方のやはりその慣れであるとかそういうしたことにも時間がすごくかかるものというふうに聞くんですね。そういった辺りのことをきちっと計画的に考えられるのか。ここに、もう一遍その支援センターのほうに戻ると5年を目標にということになっていますけれども、人口規模を言えば5年はさらに少なくなっていますよね。そうなった場合、これ、ちょっと計画として書くだけということにしても無理があるのではないのかなという気がするんですけども、例えば、その紀南地域と一緒に考えているということを、この後、広域的に相談していく状況がつかれるのかどうか。もちろん、広域ではありますけれども、これからまた道路の事情も変わってきますし、紀南地域との連携ならば熊野市がもう既に紀宝町のほうに行っているのかどうかも含めて、その辺りの状況を説明いただければと思うんですけど。

- 内山福祉保健課長　　紀南のほうについては、その場所が紀宝町にあって、そちらのほうの本部といいますか本部が新宮のほうにあるというふうに聞いていまして、確かにこの人口規模だけで言いますと、今後その10万人の人口達成できると思いませんので、この児童発達支援センターについてはその規模を達成することは無理ですけれども、その少ない人口といいますか人数の中でできる形の支援センターの設置については、今後、その規模も含めて協議をしていこうと。これまでも検討は進めてきましたけれども、今後は、もう少し具体的な実現を目指した形の協議を進めていこうということ考えています。

療育教室の件については、これまでも紀北町さんと合同で実施をしてまいりましたし今後も継続はしていく、そういったそのことを継続していく中で同時並行として支援センターの設置を考えていきたいと、このように考えています。

- 濱中委員　　児童発達支援センター、現行の10万人規模のところにあるそのスタッフ人材というのは、どういった方たちがそろっているのか。もし、このちっちゃいところでもやれるのやったら、どういった人がされているのかという辺りは、もう分かっていますか。

- 福山福祉保健課長補佐兼係長　　名張市にあるある児童発達支援センターを視察させていただいたんですけども、スタッフさんとしましては、保育士、それから言語聴覚士、それから作業療法士と、専門性を持った職員が個室に1対1でいろいろな指導をするというふうな部屋も見せていただいて、そういうことで早期発見、

早期療育というような形で伸ばせるところは伸ばしていくというふうなシステムで運営されておりました。

○濱中委員　　そうしますと、以前からその保育園の設置の中でいろいろ説明されておりました障がい児保育を実行されますと、ある程度その機能ってカバーできるということにはならないんですか。

○内山福祉保健課長　　現在の、今、障がい児保育の中では、当然、作業療法士であったり言語聴覚士の配置はしてございませんので、今の現状の形として運営するということは不可能でありますので、そういった人材を確保する必要があると、このように考えます。

○仲委員　　関連で質問させていただきたいんですけど、途切れのない支援をするためには、やっぱり専門的な知識、その指導員がやっぱり必要だと、これは既に認識をされていると思うんですけど、ここに書かれている児童発達支援センターの整備を、設置を検討するとなっていますけど、コーディネートとかいろいろ努力はされてきている中で一つの提案ですけど、社会福祉法人という設立もある中で、三重県立子ども心身発達医療センターの尾鷲市分所、東紀州を包括した尾鷲市の分所、いわゆる県立ですね、そういう計画を立てて県のほうへ要望するという気持ちはございませんか。

○内山福祉保健課長　　今、三重県は、この療育とか障がい児保育に関しましては、三重県の済美学院というところに業務委託をしております、その済美学院が三重県内を、今、四つやった、五つ、四つか……。四つの区域に分けてその済美学院が受託をして様々な支援を行っているんですけども、尾鷲地域、紀北地域においてもそういった支援をいただいています。ただし、それではなかなかその支援といっても当然外部からの支援ということでございますので、今現在、三重県が行っている委託事業とは、今おっしゃっていただいたようなそういったことが可能なのかどうかということをちょっと調査させていただきたいと、このように考えます。

○仲委員　　これまでの経過の中で、やはり三重県自身が、この東紀州地域をおさなりにしてきたと言わざるを得ません。中部、北部についてはそれなりの県の施設が充実されておるという中で、やはり声を上げて、熊野市が独自のものをつくったとしても、県の出先の発達支援センターの整備を強く要望したいと思います。よろしくをお願いします。

○奥田委員　　僕も今、濱中委員、それから、仲委員言われたこと、ちょっと関連するんですけどね、この紀北地域障がい者福祉計画の6ページを見ると、療育手帳

の所持者のね、これ、平成26年が296人だったのが令和2年331人ということで、かなり増え……。人口減っているのにかわらず、この紀北町と合算していますけどね。尾鷲市で158人かな。この331というのは、非常に、これ、増えていると非常に僕は気になる場所なんです。以前、私も1年ちょっと前に一般質問をさせてもらいましたけどね、先ほど出ていた児童発達支援センターについても、僕が、確か早急に検討するというような話やったような気がするんですけど、先ほど課長は、今、仲委員が県への要望ということを言われていましたけれども、当然そういうのをがんがん進めてほしいなと思う。もうちょっとやる気持って……。やる気を持ってって言ったら失礼かもしれないけれども、やる気を持ってやられていると思うんだけど、ちょっとこの辺のね、動きがなかなか見えないんですよ、この福祉のほうを見ておると。というのは、この療育にしたって、先ほど課長がその療育の教室、療育事業と並行しながら児童発達支援センターのほうをちょっと考えていくという話でしたけど、この療育事業だって、何かよく分からないじゃないですか。社協が尾鷲市の……。

○南委員長 中断します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○南委員長 再開いたします。

○奥田委員 この療育事業ね、一般質問させてもらいましたけど、尾鷲市の社協が、尾鷲市と紀北町の分を、尾鷲市の社協がね、療育事業受けていたじゃないですか、ずっと長いこと。それ以前は民生事業協会やったんかな。それが、社協がずっと十数年やってきて、十数年かな、もっと長いのかな、かなりやってきた中で、もう社協は、もうやりたくない。尾鷲市さん、やってくださいよって、行政がやりやえんやないかみたいな話があって、それは僕はおかしいんじゃないかという話で一般質問をさせてもらったことがあったけれども。その辺の、結局、今、行政がやって、また社協へ戻ったんやったかな。今、社協がやっているんですかね、事業主体は。その辺のね、非常に大事なこともかわらず、確かに補助金の関係が変わったというのは聞きましたよ。県からまとまってどんと来ていたのが、措置費という形でね、人数によって金額が変わると。だから、これまでどおりに来てくれたらいいけれども、減った場合は、措置費ですからね、社協のほうにお金が入らないから、そんなのじゃやっていけませんみたいな話が僕も事務局長から聞いて、そん

なのでこんな福祉やれるのかなと僕は気がしてならないんやけれども。行政としても、その辺のところをどう考えているんですか、この療育事業というものは、この辺のところは。非常に大事なところだと思うんですけどね、これ、人数も増えておるし。

○内山福祉保健課長　もともと療育事業につきましては、県の事業で県の補助金を頂いて実施をし、尾鷲市と紀北町が負担をしていたということでございました。ただし、県の補助事業が、補助金の形態が変わって、今度は補助金を出すのではなくて、先ほど申しましたような三重済美学院というところに県が委託をして、そちらが各地域のサポートをするというような療育の体制になったわけです。一時は社協さんが受託しておった今の事業が、事業がなくなったのでということで、じゃ、尾鷲市と紀北町が実施主体としてなろうということで進めておって、半年間事務引継期間ということで進めていたわけですけども、やはり、その後受託していただけるということで、今現在は尾鷲市と紀北町から委託して受託をしているのが社会福祉協議会で受託してもらっておると、こういった状況です。

○奥田委員　その中でね、その補助金の形態も変わってということで、社協としては、受けたはええけれども、ちょっとリスクを負えないという話かな。僕も直接聞きましたけれども、やっぱり、この、リスクあるならリスクあるので、その辺で行政側との意思疎通をちゃんと取って、その場合は尾鷲市や紀北町が補填するとかそういう話合いが僕はできたらよかったなと今でも思うんやけれども、それは置いておいてね、今後の、やっぱりこの児童発達支援センターというものもまだ設置もできていないという状況の中で、僕も、この非常に療育事業に対してもね、あまり尾鷲市として力が入っていないような気がしてならないもので。大丈夫なんですよ、これ。しっかり今後3年間もやっていけるんでしょうね、これ。社協さんともうまく連絡取ってやってくださいよ、これ、お願いしますね。

○内山福祉保健課長　療育事業につきましては、この当初予算、令和3年の当初予算でもこの県の事業については計上させていただきたいと思っていますし、支援センターの件については、先日このことについては市長ともちょっと協議をさせてもらって、もっと具体的な事業規模とかそういったことも含めて進めるようにということで指示をもらっていますので、この件については進めていきたいと思っています。

○奥田委員　最後にしますけど、今頃指示があったんですか、市長から。僕、1年ちょっと前に一般質問しているじゃないですか。今頃ですか、市長が指示なんて。

課長、いいかげんなこと言わないでくださいよ、そんなもの。市長も、それが本当だったら、市長もいいかげんですよ、それ。だって、この療育事業、大事な事業じゃないですか。それを社協ともめてね、いや、社協、やりたくない、行政やりゃええんだって。行政は、いやいや、社協やってくださいよ。そういうことでもめておったじゃないですか。それ、今になって市長が本当に指示を出したんですか。僕がもう1年以上も前、これ、大事な問題のことを問題提起しているじゃないですか、これ。今頃ですか。

○内山福祉保健課長　　これまでも協議をするようにという指示はしてもらっていましたが、もう少し事業規模も含めてもっと具体的に実現に向けた検討をするようにということで強い指示をいただいたと、こういうことでございます。

○三鬼（和）委員　　同じくあれなんですけど、私は名張かな、保育園から、もうそういう事業をやっているとして、健常児と併設したような施設でしたけど、確かそういうこともあって、当市においては民生事業協会、加配という格好でこういった事業をされておるんだと思う、職員の加配を手当つけるということでされておるとは思うんですけど、人数も増えてきておるとかということも含めて、やっぱり幼少期からこういったバックアップしていくということを含めてすると、やっぱり、今で言うといと保育園ぐらいかな。保育園のそういった在り方も含めて、もっと具体的に。今、先ほど県の施設として市と一緒に併せるということもこれは一つのやり方としてありじゃないかなと思うんですけど、県に要望していくという形の中では。やっぱり本市としましても、かなり年少の折からそういったことに力を入れていってするという、もうここへ来たら、もう形の中でしなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その具体的な例としてはどうなんですか、そういったことを含めて。

○内山福祉保健課長　　これまでも発達にちょっと気になる子がいる場合は、当然保育園においても加配の職員を配置して、そういった形の対応をさせてもらっていました。

それに加え、三重県のCLMといってチェック・リスト・in三重というその個別個別の指導方法をその個人ごとに指導方法を変えていくということも取組を進めております。

なおかつ、先ほどの療育の件については、その子たちが保育園も通いながら療育教室も通ってもらおうと、こういった形での取組をやってきたところでございます。

○三鬼（和）委員　　名張市は、健常児と、それから療育児というのが一緒のつな

がりのところに、廊下か何かでつながっておって、健常児と同じようにできることについては一緒にするというような形で効率よくやっておったのを視察、個人的な政務活動の中の視察なんですけど、した覚えがあるんですので、やっぱりそういったことも含めて、もっとやっぱり本格的に、市長からそういうふうに強い指示が出ておるのであれば、もうちょっと具現化してほしいなと思います。

それと、紀北町との障がい計画の中では、グループホームが、紀北町のほうと本市だった。これってあれですか、現在のグループホームの存在と、それから、入所されている方、あるいは希望者をして、現状としてはどうなっていますか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 紀北管内にグループホームの事業所は4か所ございまして、金塚ホーム、それから、三浦にあるたいきさん、それから、去年できました向井の和家、あいあいさんが矢浜でやられているココハートさんということで、それぞれ金塚ホームが定員が9名、たいきさんが25名、和家さんが5名、ココハートさんが4名で43名です。それに対して、利用者が、金塚ホームが8名、たいきさんが25名、和家さんが5名、ココハートさんが2名ということで43名で、欠員が今のところ3名というふうな、ほぼ満所に近いような状況でございます。

○三鬼（和）委員 そういったことで、金塚ホーム以外は民間になるのかな。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 そうです。

○三鬼（和）委員 民間になると思うんですけど、この民間の方も、障がいを持たれておる御家庭においては、年齢を重ねるといって成長していくわけですので、親もまたそのように並行して年を取っていくということで、非常に大事な施設だと思うんですね。そういった中で、民間の方のグループホームも運営的なものというんですか、はどうなんですか。行政としても、やっぱり本来行政が担わなくちゃいけないことを民間がやっておるということも少なからずともあろうかと、若干はあろうかと思うんですけど、その辺を踏まえて、その運営、支援というのか、そういった形ではこの計画の中ではどういう位置づけ、されております。あくまで、そういった方の単独運営というのかそうっておるのか、どうなんですか、その辺は。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 三重県内で言いますと、県内も多数、北勢のほうを中心にグループホーム、障がい者のグループホームはあるんですけども、ほとんどが民間の方、NPO法人、株式会社、それから福祉法人等でございますので、できましたら直営というよりは民間の方で経営していただきたいと考えております。

以上です。

○三鬼（和）委員　経営していただきたいと考えておるといのは、それはそうなんですけど、やっぱり民間がそういう……。当地区においては数としては民間のほうが多いわけなんですけど、やっぱりほとんどキャパとしては埋まっておるような状態というのか入所者のあれでは待っているような状態なんですけど、やっぱり民間の方にしっかり運営というか経営していただかないといと問題が出てくるということで、行政としてはそういった相談というか含めて、どう対応されておるんですか。計画の中に民間も含めてこれだけあるからパイがそろっておるとい、民間の方の御努力というのもありなんですけど、それも含めて、民間の件数もこういうふうに計画に入れるのであれば、健全経営というのか健全運営をしていただきたいというのがありますので、その辺はどうなんです。訪問してチェックしたりとかというのを含めてどうされて、この計画ではどう反映されておるんですか。

○内山福祉保健課長　尾鷲市と紀北町でこの計画つくっておりますので、その尾鷲市と紀北町と、今現在あるグループホームが幾つかあって、幾つが何床埋まっておるか。今後どういった規模の施設が必要であるのかといったことを検討して、その施設について民間でお願いできることはどういった団体さんがあるのかといった調査も当然してありますし、そういった団体にお願いをしていくと。最終的に解決ができる場合もありますし、そうでない場合は、公として何かそういった形でできるものがないか。既存の公的施設の増床も考えることも、もしかすると可能性としてはあるのではないかと、このように考えています。

○三鬼（和）委員　ぜひ民間のそういった施設もこの計画の中でパイとして勘定されていかれるのであれば、民間でやられておる方の状況も踏まえて入所者とか、十分な把握をした中でこの計画に反映して、行政としてすべきことは、民間に協力をしていただいておりますことは行政としてもバックアップするとかということも含めて、この計画の充実性を高めていただきたいと思いますので、その辺についてはどうですか。

○内山福祉保健課長　民間活力を十分生かした上で、今後の希望者の増加も含め、紀北町と協議して、最終的には公的機関がどういった関わりをしていくのかといったことも踏まえて検討をしていくと、このように考えています。

○小川委員　統合失調症の方ってみえますよね、軽い方から重い方まで。この人たち、できる限り自宅で生活できるように支援もしていかなければならないと思うんですけども、その職業訓練であるとか社会復帰をさせるための支援というのは、尾鷲市としてどのようなことをされているのか、もしあれば。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　　すみません、精神障がい者の方につきましては、熊野市にあるデイケアですとか、熊野市にある障がい者のグループホームを利用されたりしている方がおります。

○小川委員　　いや、統合失調症やから、精神的にも重い施設にいるというだけじゃなしに、職業訓練とかでそれが治ってくる方もみえるんですよ。それ、市として支援していかなあかんと思うんですけど、家庭の中においても生活の低下を防ぐとか、あと、心理教育であるとか、指導するとか、やっていくことは施設だけ入れるだけが能じゃないと思うんですけど、その点はどうなんでしょう。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　　その点につきましては、基幹型相談支援センター結というのが社協に委託して事業を行っていますので、そういった中で在宅の方の相談に乗ったりしていただけたらと思います。

○小川委員　　早期発見することで早く治るというのもありますし、そのアウトリーチでやっているのか、それとも相談に来るまで待っているのか、その点はアウトリーチでやるべきだと思うんですけど、なかなか難しいと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　　アウトリーチまでは行っているかどうかちょっと私ども確認はしていないんですけども、相談は受けているというのは聞いております。

○南委員長　　他にございませんか。

野田委員、運営に協力をお願いいたします。

○野田委員　　1点だけ、ちょっと確認。

尾鷲市の障がい福祉の計画のところなんですけれども、17ページのところの就労継続支援A型とB型というのがあって、令和2年度予算でもA型がなくなってということで、B型のほうに移行しましたということを知っているんですけども、見込みの中で、令和3年、4年、5年ってもう全然なくなってくるんですけども、この雇用契約の締結による締結せずという形の部分がこの地域にはあるということであって……。この地域に変わっているということですか、この地域では。どうなんですか、そこら辺。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　　就労継続支援A型につきましては、この16ページのほうに内容等も書かれているとおり、雇用契約の締結と、それから、最低賃金が必ず保障されることが条件となってきますので、それをクリアするだけの得られる収益がなければ事業として成り立たないというふうなことになっていきますので、

そのようなことから、尾鷲にある事業者さんもAからBに変わられたというふうなことも聞いております。

○野田委員 ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですね。

最後でお願いします。

○三鬼（和）委員 その場合ね、Aで整備するときの補助金とかももらっているわけじゃないですか。関係ないんですか、そういう支援というか。それがBって、そういうこと、できるんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 三鬼委員さんのおっしゃられるのは、それ、月々の支援費の支払いだと思いますので、それは三重県が事業指定しますので、指定を変えればAからBへの移行というのはできると思います。

○三鬼（和）委員 いやいや、就労されておる方が、言うたら報酬の面で下がっていくわけじゃないですか。なので、Aでスタートしておいて途中でBでするって。経営者は、それはそれでいいかも分かりません。そういった施設もなけりや駄目だと思うんですけど、働かれておる方が、表現がどうかと思うけど弱者が、余計そういった所得的になるということを行政が認めるのか、その分、足らん分を出すべきじゃないか、国とか県はと個人的には思ったのでちょっと聞いたんですけど、ちょっと、あれやな。

○南委員長 この就労のA、Bについてはね、以前、Aでスタートして途中でBに変わったということですね、委員会としてもね、厳しい指摘があったと思うんですけども、事業所のほうもね、やはり商いをしているということですので、こういった恐らくこれからはB型で行くんじゃないかなという思いがいたしますけどね。このAに切り替えることもできるんでしょう、事業展開がよくなってくるとね。そういった意味では、また事業所の努力によると思いますので、よろしく願いします。

福祉のほうから、尾鷲市高齢者保健福祉と尾鷲市障がい者福祉計画、障がい児福祉計画についての説明は、これ、2件とも議決事項でございまして、それから、前段でも申しましたように、パブリックコメントを取った上で本計画を策定するということなんですけれども、これはあれですか、本計画を策定したら、もうすぐにも本会議へ上程で行くのか、それとも、もう一回辺り委員会で報告するのかという点があるんですけども、どのように考えておられますか。

○内山福祉保健課長 日程としましては、明日からホームページのほうにパブリ

ックコメントを求めるような形を取らせてもらいまして、両方の計画とも2月の中旬に策定委員会といいますか、開かせていただきたいと思います。

それから、日程的にもし御都合調整いただけるのであればと思っておりますけれども、日程の都合は、ちょっと。

○南委員長      どうですか、議長。日程も短いようではございますけれども。

○村田議長      これ、もう一回ね、議会のほうにいろいろ示していただく必要があるかと思っておりますので、日程調整をしていきたいと思っております。

○南委員長      そのような見解でございますので、できたら努力をお願いしたいと思っております。

それと、最後に、その他のほうで福祉保健課のほうでコロナワクチンの接種の準備体制の取組について報告があるということでございますので、報告をお願いいたします。

○内山福祉保健課長      新型コロナワクチンの接種体制について、紀北管内で、今、これ、協議を進めておりますので、尾鷲市と紀北町で、このことについてまだ決まっていないことも多いんですけど、今どういった形で進めておるかということをお説明させていただきます。

まず、今、国のほうからはファイザー社というところの会社のワクチンということで前提で進んでおりまして、接種会場にそのワクチンが配送されるワクチンの数については、1回の配送包が975接種分というふうに聞いています。

そのワクチンの安全性とかが承認された後、今後、接種スケジュールの接種の始まりと終わりのスケジュールが国から示されてくるということになっていきます。

まず、順位としましては医療従事者が接種体制となるわけではございますけれども、これは県のほうが担当するというので、2月末からと今現在聞いております。尾鷲市におきましては、尾鷲総合病院を中心として医療従事者を接種すると。

それから、その次、次の順位としましては65歳以上の方が接種対象となるわけではございますけれども、こちら市が担当するというので、集団接種という形を取ろうかと思っております。おおよそ今、七千数百人いるわけで、2回接種をするということで、接種担当していただくのが紀北医師会の方々が、尾鷲と紀北町両方の接種を担当して、その接種体制を確保していくということで、紀北医師会との協議を進めているところです。

今の予定ではございますけれども、65歳以上の方については3月末から6月を予定してい

ますけれども、国のほうの情報を聞くと若干ずれているような状況も確認されております。

接種日については、紀北医師会とも協議の結果、木曜日、土曜日、日曜日を予定しております。

場所につきましては、現在のところ、尾鷲小学校の体育館、輪内中学校体育館、丸鬼中学校の体育館、須賀利コミュニティーセンター、あと、各高齢者施設ということで考えておまして、体制につきましては、医師が3名から4名、看護師が6名程度以上、それから、薬剤師が1名、市職員が十数名、それぞれの会場にて対応するというところでございます。

それから、対象者の方については、巡回集団接種ということで、会場の数が限られていきますし、広さの問題もあって数が限られていきますので、巡回バスについて、今現在調整を行っているところでございます。

あと、ワクチンを管理するための低温冷蔵庫の配置についても、まずは医療従事者のための冷凍庫が2月頃に配置をされて、その後、3月、5月ということで、順次、国のほうから支給された形で配置をしてするというところで、今現在このような状況でございます。

以上でございます。

○南委員長　　今、先ほど、時系列で言っていたんですけれども、できたら、固まり次第やっぱり文書化して、一回またタブレットのほうなんかに入れていただきたいと思います。そのほうがいいですね。スムーズに移行できるようによろしくお願いをいたしたいと思います。

これで福祉のを終わります。御苦労さんです。

午後は、1時45分から行います。

(休憩 午後 0時25分)

(再開 午後 1時41分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、午後からは教育委員会所管の尾鷲市スポーツ推進計画中間見直し、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画、そして、幼児教育のあり方について、3件について審査に入りたいと思います。

まず、初めに、スポーツ振興計画のほうをお願いいたします。

○出口教育長　　教育委員会でございます。

最初に、尾鷲市スポーツ推進計画中間見直し案と、そして、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画案につきまして生涯学習課のほうから御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長　それでは、生涯学習課長。

○三鬼生涯学習課長　生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、一つ目としましては、尾鷲市スポーツ推進計画の中間見直しと、第三次子どもの読書推進計画につきまして、計画の原案等について御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、平成27年度に策定しました尾鷲市スポーツ推進計画につきましては、当年度にて10か年計画の5か年目となるため、尾鷲市スポーツ協会、スポーツ少年団をはじめ、自治連合会や老人クラブの方々による尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会におきまして中間見直し案を取りまとめましたので御報告させていただきます。

この計画につきましては、議案として上程させていただく計画ではございませんが、予定では、本日、行政常任委員会にて御説明させていただいた後にパブリックコメントを募集し、再度、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会を開催した上で、3月までに最終案を取りまとめてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、尾鷲市スポーツ推進計画中間見直し案の1ページを御覧ください。  
通知いたします。

本計画の趣旨としまして、スポーツは、心身の健康、維持増進を図り、活力に満ちた健康長寿社会を形成する一助となるだけでなく、スポーツを通して世代間交流が促せることにより地域の一体感を醸成し、コミュニティー活動の活性化にもつながると言えます。

また、青少年にとっては、体力が向上するだけでなく、公正さや規律を尊ぶようになるなど人格形成に大きな影響を与え、尾鷲市教育ビジョンの基本理念、次代を創るおわせ人づくりに大きく寄与するものでございます。

本計画は、基本理念を、だれもが楽しめるスポーツ振興、スポーツはみんなのもの、やろらい尾鷲として、その実現に向けた指針となるように平成27年度に策定された尾鷲市スポーツ推進計画が当年度にて5か年目となることから、10か年計画の中間見直しとして実施するものでございます。

2ページをお願いします。

本計画の構成としましては、現状と課題で、スポーツを取り巻く社会環境及び本

市の現状を踏まえまして、基本構想で計画推進における基本となる考え方を示すとともに、基本施策で、スポーツ振興に向けた基本的な推進方法を示しております。

それでは、主な内容につきまして玉置係長から御説明させていただきます。

○玉置生涯学習課係長　　よろしく申し上げます。

それでは、3ページを御覧ください。

第1章、現状と課題です。

柱としましては、1、スポーツを取り巻く社会環境、2、尾鷲市の現状と課題の2本です。

まず、1、スポーツを取り巻く社会環境ですが、前書きのところで、社会情勢の変化について、スポーツ界にとりまして新型コロナウイルスによる感染症が流行したことでオリンピックや国体が延期になった大きな出来事がありましたので、書き加えをしました。

①、少子化と子どものスポーツ環境では、学習塾、習い事、スクリーンタイムの増加などによって外遊びやスポーツ活動が減少している要因と、少子化や価値観の多様化、意識の変化などがスポーツに及ぼしている現状を挙げさせていただきました。

②、高齢化による余暇活動の多様化では、本市も含めて高齢化率は進んでいますが、御高齢の方々が増えた分、余暇活動も多様化しており、スポーツ活動においても、今後自らの体力やキャリアに合った自分がしたいスポーツを選択し行っていくことが予想されます。その部分を書き換えさせていただきました。

次に、4ページを御覧ください。

③、体力の低下とストレスの増大について。

年代別に体力を見ると、スポーツ庁の調査から、小中学生の体力は昭和60年と比較すると全国的な現象として低下しています。ただし、平成30年には低下傾向に歯止めがかかっていることも調査で分かっています。さらに、成人でも、特に35から39歳の年代で緩やかな低下傾向がうかがえます。ただ、高齢者の方々につきましては体力が継続して向上していることもスポーツ庁は調査から挙げておりません。

体力低下の背景について、生活が便利になったことに加え、時間、空間、仲間の減少を挙げています。

次の項目のストレスの増大につきましては、現代社会はストレス社会と言われストレスは増大しています。しかし、スポーツにはストレスを解消する効果があり、

多くの人々はストレスの解消効果を感じているという同じくスポーツ庁の調査が出ておりますので、スポーツの持つ有徳な一面として挙げさせていただいております。

5 ページを御覧ください。

④、人間関係の希薄化のところですが、内閣府の調査から、人間関係の希薄になっていることは、核家族化やライフステージの変化、さらにはITの進化で人と人がコミュニケーションを取らなくてもいい場面や環境が増えている、そういうことが挙げられているわけですが、社会の中でスポーツ活動がつながりをつくり、よい人間関係を形成することに大きな役割を果たしていることが挙げられておりますので書いてあります。

続きまして、6 ページを御覧ください。

## 2、尾鷲市の現状と課題です。

1 の中でも、高齢化による余暇活動の多様化のところでは、社会を取り巻く現状として尾鷲市の人口推移と高齢化率を基に書かせていただきましたが、改めて、2 の柱のところ尾鷲市の現状と課題について取り上げさせていただきます。

全国的に社会の中で起こっている変化が本市でも大きく影響を及ぼしています。そのため、尾鷲市の現状と課題でも、子供の数の大幅な減少と高齢化率の増加、人口の減少等の現状があるとともに、人々の価値観の多様化でますますスポーツ活動への課題が大きくなっています。

そんな中ですが、①、生涯スポーツの推進状況ですが、市民の皆様が自らしたいと思うスポーツを行えるようにという観点から、総合型地域スポーツクラブとして平成20年に光ヶ丘スポーツクラブが創設されました。その後、スポーツ推進計画策定の平成27年度の後、28年には、まだ市民の皆様が幅広く参加しやすいようにとの目的で尾鷲スポーツクラブとして再出発をし、現在に至っております。そのことを書き直しさせていただきました。

ニュースポーツの普及活動から、さらに、三重国体にユニカールとカップを開催するために普及活動を行っていることも書き入れさせていただきました。

6 ページの下段のほうには、競技スポーツの状況の育成システムの現状と課題について書かせていただいておりますが、今後も平成27年度策定時の取組を継続していく、そういう継続をするために、内容的にはそれを受け継ぐ形になっております。

7 ページから11 ページには、いろいろな表がデータの更新を行いながら作らせていただいておりますので、状況の説明を書き直しさせていただいております。

まず、7ページを御覧ください。

小学校5年生女子についてですが、体力の向上の表ですが、小学校5年生女子につきましても、全国平均を上回っております。

男子の体力につきましても、平成30年度から体力の合計点が全国平均値を下回っております。今後、体力の低下を防ぎ体力の向上を図るためにも、7ページの上から5行目になりますが、小学校では、子供の体力の向上を目指す観点から体を動かす場や機会をできるだけ多く確保することが大事であるとして、体育の授業だけでなく、授業間の休憩時間や総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じた取組の必要性を書かせていただきました。

その続きになりますが、中学校の運動部活動の充実についても加筆させていただきました。

さらに、その続きですが、指導者側の課題についてですが、教員の皆様も努力をしていただいております。その教員の努力と地域の持つ力、それを融合し指導体制を築き上げていくような関係づくりとさせていただいて書かせていただいております。

中学生の体力の結果につきましても8ページに掲載させていただいております。中学校2年生を見ますと、女子は平均値を上回っておりますが、男子が令和元年になって下回りました。

同じく、8ページの下段になりますが、④、スポーツ組織・団体の状況を書かせていただいております。

全国的にスポーツ推進委員制度というのがありますが、尾鷲市にはスポーツ推進委員の皆様が現在8名委員として活動していただいております。スポーツ団体としては、尾鷲市スポーツ協会に18団体の皆様が加盟していただいております。

スポーツ少年団には9団体が加盟し、加入して活動してありますが、各少年団のそれぞれの人数につきましても、全体として少し減少傾向にあるかと思っております。ただ、その年々の児童がやりたい希望する競技に違いもありまして、人数の増減になって現われております。

総合型地域スポーツクラブの尾鷲スポーツクラブでは、3団体の皆様が発動されています。また、そのほかにも、自分たちでサークルを組んで活動していただいている方々もたくさんおみえになります。そういう現状を書き直しさせていただきました。

10ページを御覧ください。

スポーツ施設の状況です。

ここでは、老朽化した施設、また、利用状況について表も含めて書かせていただいておりますが、特に今後につきまして、おわせSEAモデル構想など尾鷲市が進める計画と連携した場づくりと、市民プールがないことから紀北健康センターなどの広域的利用をしていることを現状として、また、課題として書かせていただきました。

11ページを御覧ください。

11ページは、学校開放につきまして、現在の状況を挙げさせていただいております。

12ページを御覧ください。

12ページから14ページまでは第2章ということになります。

第2章は基本構想です。基本構想は、策定時から10年間の基本構想の根幹をなすものなので、変更はございません。

1、基本理念、先ほど課長が読み上げましたが、だれもが楽しめるスポーツの振興、スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲ということで挙げさせていただいております。

基本目標として三つ、①健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進。②、互いの力を高め合う競技スポーツの振興。③、スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり。それぞれの実現に向けて取り組むため、3として基本施策を置いてあります。

基本施策ですが、15ページから内容を書かせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

15ページを御覧ください。

変更点を中心に御説明させていただきます。

基本目標1、健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進。

施策1、楽しみ親しむ機会の提供について。

ライフステージに応じたスポーツ機会の提供、スポーツを通じた交流の促進、ウォーキング等健康づくりの推進の三つを中心に組み立ててまいります。

ライフステージに応じたスポーツ機会の提供では、各年代のスポーツ実施率を付け加えました。これからも各年代に応じたスポーツ機会の提供に努める取組を継続していくこととしております。

15ページ下段になりますが、特に、ウォーキングが国体種目になっております

ので、そのことを強調させていただき、後年につなげていけるように取り組むことを書かせていただきました。

現在でも、ツデーウォークや健康増進ウォーキングなどで商工観光課や福祉保健課と協働して取り組んでまいりましたが、国体を契機に後年につなげていけるように継続して取り組むことを書かせていただいております。

16ページを御覧ください。

施策2、児童・生徒のスポーツ活動の充実では、学校体育の充実と学校運動部活動の充実の2項目です。

学校体育の充実においては、低下している体力、運動能力の向上を図ることや、一人一人の能力や適性を伸ばし、自主的な姿勢を身につけられるように学校体育の充実を図ります。そういった取組を充実していくことで、スポーツを通じて持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に寄与できる人間育成にもなると考えます。そのことがSDGsの基礎となる考えとして育てることと考えますので、それが学校体育の役割でもあるとして挙げさせていただいております。

学校運動部活動の充実につきましては、同じく16ページの下段のほうにまとめさせていただきました。スポーツ指導の在り方の方向性を示し、学校と地域が協働、融合して児童・生徒をスポーツで育てていく考え方を普及させ、学校と地域の皆様に取り組んでいただこうというものです。

17ページを御覧ください。

施策3、高齢者等、生涯スポーツの推進です。

高齢者、障がい者向けスポーツプログラムの充実とグラウンドゴルフ等ニュースポーツの推進、スポーツを通じた世代間交流の推進の三つについて、福祉保健課、学校、スポーツ関係団体など関係団体と連携して取り組んでまいりましたので、今後も継続してさらに発展させていこうというものです。

ここでは、上から2行目に、そのためにも、自ら健康づくりを心がけ、自らの能力や経験・体力に合った身体的活動の機会をできるだけ増やしていただくことが望まれますと付け加えさせていただきました。

18ページ、19ページを御覧ください。

基本目標2、互いの力を高め合う競技スポーツの振興です。

施策1、関係諸団体との連携では、スポーツ協会との連携促進、学校やスポーツ団体等との連携強化、スポーツ推進委員の強化やサポート体制の整備について、関係団体との連携を強化し、みんなで育てよらいを合い言葉に、協力体制を築くこと

の大切さを書かせていただいております。

施策2、スポーツ教室等スポーツ事業の推進につきましては、競技スポーツに親しむ機会の増加と各種競技のイベントや大会のほか、各スポーツ団体と連携してプロスポーツ選手や有名アスリートの講習会などが開催できるように取り組みたいと考えております。

19ページですが、19ページは、施策3、人材育成と支援です。スポーツ事業を通じた人材育成と支援の取組と、各種競技大会や実技講習会等の開催を行っていくことについて書いてあります。

ここでは、競技大会の持つ大きな意義について、成果の発表の場であるとか多くの競技者同士のつながり、そのつながりが生まれ、そこから発生する触れ合いや友情の構築など、参加する重要性を27年度策定当時からうたって3回の支援を行ってまいりましたが、これからも継続して支援をしていきたいと考えております。今後、過疎化による急激な子供の減少からスポーツ少年団の交流試合や競技大会、そういったものの開催や育成についても指導者の養成や広域化を考えることも必要であることも大事ではないかと思っておりますので、追加して記載させていただきました。

20ページを御覧ください。

基本目標3のスポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくりです。

施策1、スポーツ推進体制の充実では、スポーツ団体等の育成支援と総合型地域スポーツクラブの育成支援についての取組を27年度策定時から記載して取り組ませていただいておりますので、そのまま継続するという観点から、そのまま記載させていただきました。

施策2、人材育成と人材活用の推進につきましては、スポーツ指導者やスポーツボランティアの確保、スポーツニーズに応じた研修機会の充実、スポーツ団体等の指導者・スタッフの育成支援についてです。

先ほど、学校と地域の協働、融合とも同じ方向を向いた取組になりますが、ここでは、特にスポーツに関わる指導者について、安全な指導の在り方で選手の育成に取り組むことを重視し、これまでの経験値だけの指導ではなく、スポーツ少年団を指導するため認定講習を受けなければならないことを付け加えてあります。

また、スポーツボランティアの育成に取り組むことは平成27年度から引継ぎの取組ですが、これから過疎化に乗じてますます大切な存在になってくると思っておりますので、続けて書かせていただいております。

21ページを御覧ください。

施策3、施設等の整備と効率的な運営ですが、安全で安心な施設等の整備、学校体育施設等の開放の促進、効率的な施設の管理運営の三つです。

これまで老朽化への十分な対応が行えていない状況にありますが、今後、施設整備に向けた方針を定め、助成制度の活用も図りながら計画的に取り組んでいく必要があります。その上で、スポーツ施設の整備に加え、施設利用の広域化を考えていくことが大切ではないかとか書かせていただきました。

また、安全な利用ということで、開放している施設での感染症予防や熱中症対策等についても対策を講じるとともに、利用団体様にも気をつけていただくことも入れさせていただきました。

22ページには運動施設の整備方針を表にしてありますが、基本的な方針につきましては、現状での維持、活用と、必要に応じて部分改修を行うこととしてあります。特に体育文化会館については、学校体育施設開放と他施設活用を図りつつ、表の欄外に記載のとおり尾鷲市公共施設個別計画において方向性が示されることとなっており、今後、耐震診断の上に整備の方向性が示されると思います。また、野球場については、市が進める計画と連携し、新たな場所への機能移転も含め検討しますとしております。

同じく、22ページの下段では他市町と連携した施設の活用についてまとめてありますが、継続して取り組むものです。

23ページは情報の提供についてですが、情報の提供を積極的に行うことで各スポーツの普及活動を促進する、育成していく、そういう一面もありますので、引き続き継続してしっかり取り組みたいと考えております。

スポーツ推進計画からは以上です。ありがとうございました。

○南委員長 中間報告の見直しは以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 ちょっと資料のことで、1点だけ。

8ページ、9ページにありますスポーツ組織団体の状況の中で、組織がスポーツ協会と少年団とスポーツクラブと三つあるというふうに記されておるんですけども、それぞれの団体の詳細について二つしか書かれていないんですけども、これは、スポーツクラブのほうは表記されなかったんですか。

○三鬼生涯学習課長 スポーツクラブにつきましては、今、記載のとおり3団体の方がスポーツクラブの中で活動されております。特に、毎年その会員さんを募集して更新をしていくような形になっておりまして、現在はバレーボールとニュース

ポーツと、そして、バドミントンの方が活動されております。この中には記載はしてありませんけれども、民間の組織でこの中で会員を募集しながらやっておりますので、特に今回、記載はしてありません。

○濱中委員　　そうしますと、このスポーツ協会というのと別枠ということになるんですけれども、今、三つの民間の中にニュースポーツが入っているというのを伺いして、今回の国体競技でもあり市でも力を入れていくところなのかなと思うんですけれども、そうしますと、支援状況なんかはスポーツ協会とは違った形の支援の形になっているということによろしいですか。どんな形になっていますか。

○玉置生涯学習課係長　　もともと総合型地域スポーツクラブというのは、創設の趣旨というのが自立したスポーツクラブということで、できるだけ自分たちで運営していこうという形のものなんです。現在の支援体制としましては、会場を黒潮学園の尾鷲分校の体育館を使えるようにということで、今までこちらでお世話をさせていただいていましたが、今、支援という形は、そのほかにも、例えば、自立が目的なんですけれども、少し道具を援助したりという形でさせていただくこともあります。ただ、分校のほうは貸出しを、尾鷲分校のほうで受付をしていただけるようになりましたので、こちらで仲介して、今、尾鷲分校のほうを借りているという状況ではありませんので御了承ください。

○濱中委員　　先ほど、国体のいろいろこれからの国体終わった後のスポーツの目指すところや何かの説明の中でね、今後とも継続して市民のスポーツとして定着していくようにというようなね、そういう方針が書かれている中でね、ニュースポーツ、今回国体の正式ではないけれどもサブメニューのような感じでありますよね。そういったところとの啓発とか、大会とかを運営してくれているところとね、尾鷲市がもっと連携をしていく形が取れるのがええのかなと思って見ておったんですけれども、その団体のほうが望まないのか自立でいいというものなのかね、それとも、この国体を機にというような計画はないのかというのがちょっと感じるころなんですけれども、その関わり方としては、今後ともこれと、この自立型で、もうこちらでやっていただきますという形で理解すればいいですか。

○三鬼生涯学習課長　　ニュースポーツの中でもクップのほうは尾鷲市クップ協会を中心に普及啓発していただいております、指導者講習とかそういう部分については、体育館も一緒になって取り組んでおります。

また、子供たちに使ってもらおうとか取り組んでもらおうという点では、小学校に出向いたりとか、土曜日の日もいきいき尾鷲っ子等でやったりとかということも

やっております。

特に、ユニカールにつきましても同じような取組、子供たちの取組をやっておるところなんですけれども、協会さんのほうがしっかりして、自分たちのほうで大会を開かれたりとかそういうこともありますので、ただ、いろんなサポートにつきましては、要望に応じて取り組んでまいりたいと思います。

○南委員長 よろしい。

○濱中委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 まず、ページで言うと10ページと21ページで、おわせSEAモデルの関係ね、書かれていると思うんですけど、実質的にまだ構想が何ら着地点もないのに、などと書いているのは、構想のほかにも何かこれの計画以外になどがあるんで、何があるのか。なぜなどと表記したのか。ほかにも何かあるのかなど。

○三鬼生涯学習課長 10ページのほうのおわせSEAモデルなど尾鷲市が進める計画と連携してということで、広域ごみの問題、計画とか、そういうふうな中でいろいろな野球場の移転というのがその構想の中で今後検討されるということでの中でのなどというふうなところで、特にほかに計画があるというふうな形での表記ではございません。

○楠委員 ないのなら、などは要らないような気がしますね。

次に、この計画そのもので、いわゆる、ある程度協会とか団体に所属しているのはここに網羅されているんですけど、例えばね、登山とか協会はありますけど、あと、トレイルランとか、いろんな民間、個人が活動している団体があるんですけど、別に特に登録しているわけじゃないんですけどね、そういうところも、この本来のスポーツ振興計画の中で民間への支援とか、支援といってもお金を出せという話じゃなくて、いわゆるちょっと会場を借りてそこを出発点にするとか、そういうところの対策もあってもいいんじゃないかなというのは、あまりにもその公共側のほうに特化し過ぎて、ここで掲げている内容からすると、みんなで楽しめよ、何でもやろうよと言っているのにもかかわらず、公共側だけのステージに入り込んでいるということ自体が少し気になるんですけど、その辺はどうですか。

○三鬼生涯学習課長 そういう点でのもう少し幅広く捉えた記載等についても必要かなと思いますので、検討させていただきます。

○楠委員 なぜそれを言うかということ、以前、もう2年目、3年目になるんですかね、全国から集まってくれているバレーボールの高校生の大会、ありましたよね。

それが熊野市のほうで、今、大会をやっているわけなんですけど、そういうスポーツをやろうという形を取れるんですけど、実際に広範な視点から物事を考えたときに、いろんな地域から来てもらって、一つの場所をね、尾鷲市が提供してスポーツをするということも、いわゆるスポーツの教育として見てもらう、外から来た人が尾鷲市の中学校とか小学生がこういうこともあるんだとかないかとかというのを見てもらう、既存の競技だけじゃなくて、幅広いその受皿を用意する必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですかね。

○三鬼生涯学習課長 国の法律とか計画を見ていまして、委員さんおっしゃるように、見てやって楽しむというふうなことが一つで、スポーツは今、いろんな形で見て楽しむのも一つですので、そういった部分というのは当然必要なところやと思いますので、実際そこまでのところが、もう少し書き方によって、ちょっと検討、工夫をさせてもらいたいと思います。

○楠委員 今の回答、やはりどうしてもこの陰に籠もるのじゃなくて、外からもあるということで、もう少しこのスポーツ振興計画の開放型の考え方をしっかり盛り込んだほうがいいんじゃないかと思うので、その辺またちょっとこの検討の中でやっていただければなというふうに思います。

○南委員長 よろしいですか。

○三鬼（和）委員 私もちょうとこれを見ておって、本市におけるスポーツ組織というのかな、団体のことで、ちょっと絵を描き過ぎておるのではないかなと思ったんです。

最近、オリンピックとか見ておっても、新しいスポーツと名づけて新しいものがどんどん増えておるじゃないですか。例えば、今度の東京オリンピックで予定されておるのだったらスケボーとかそういったのもスポーツとして増えていますし、次のパリオリンピックになるといと、ダンスがDスポーツというような形で入ってきておると思うんですね。そういった意味で、もう少しこの地域においても、生涯スポーツとして、先ほどもトレイルランが出ておって、今、尾鷲の山を走りに来るというか、時間かけてする人、あれ、市外からも見えておるみたいですね。それで、そういったこともやっぱりスポーツとして生涯スポーツの中で増やしていくということで、やっぱり町の活性、スポーツ振興とともに町の活性もしていくという、それはもう既存の今やっている人らのスポーツのそれをバックアップしていくというのも大事だと思うんですけど、少しぐらい視点を変えた方向性もこういった計画の中に書かれてもいかなかなと思うんですけど、その辺はこの検討の中では話題とい

うか話には出なかったんですか、どうなんですか。

○三鬼生涯学習課長 係長の説明にもありましたように、基本的なこの体系とかそういうふうな部分としては、10か年計画の中間見直しということで大きく変えておりませんし、委員会の中でも、そういった特に具体的な話としてはございませんでした。特にそういう点で行きますと、いろんな種目が、新しい種目、出てまいりますので、ニュースポーツ含め、そういうふうな受皿も含めて地域に根差していけたらいいんですけれども、現状としては、地域で今取り組まれておるものが中心となって。

○三鬼（和）委員 その指導者というのキャリアーになる方がいないと新しいスポーツでも普及はさせていけないんだと思うんですけど、ただ、行政の役割としては、今後そういったスポーツを広めていくことによって、本市においても小さいときからそういったスポーツではまた新たに才能を発揮する人も出て来たりよって、そのことによって裾野も広がるということもあろうかと思えますもので、今回、中間でということなんですけど、今後進めていく中では、こういったものも議論する場をつくっていくほうがいいのではないかなと思うんですけど、その辺の考えはいかがですか。

○三鬼生涯学習課長 そういう場も必要かと思えますし、スポーツの広域化といえますか、尾鷲市だけじゃなくて、地域の近くでできる参加できるような場面がある場合は、そういう状況、情報提供といえますか、スポーツ団体とのそういう連携の中で、こういう機会もあるよという中での普及、促進というものも必要かと思えますので、検討させていただきたいと思えます。

○三鬼（和）委員 いろんな福祉の面でも何でもそうなんですけど、少子高齢化となって、高齢化になっておる方の対応の健康維持も含めた、それから、若いときからやってきたやつをできるだけ長くするというスポーツ振興も大事だと思うんですけど、競技によっては、もう地元だけでは組めないという現状も、ソフトボールであるとかサッカーであるとかという、ある程度メンバーが要るようなもので、地元だけではもうちょっと成り立たないというものも出てきておるといところもあるので、ある意味、スポーツの広域化をしながら、地元の人というか少数派であってもそのスポーツがやれるということのつながりというのは必要ではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○三鬼生涯学習課長 そういう部分も必要かと思えます。ちょっと情報を、特に東紀州のスポーツ協会の会議等も、ちょっとコロナで今年はちょっとほとんどでき

ていない状況ですけれども、今後、5市町含めて、特に近いところで連携し合っ  
てできる部分もありますし、野球大会なんかやと熊野のベースボールフェスタと一緒  
にやったりしながらやっておりますので、そういうふうな部分を情報交換しながら  
やっていきたいなと思います。

○奥田委員 すみません。僕、この今日の資料を見てちょっとびっくりしたんで  
すけどね、7ページ、8ページのところのね、この5年生男子と中学2年生の男子、  
体力が落ちておるとい、この、落ちておるんですよね、これ、平均より下回って  
いるって。ちょっと、これ、ちょっと信じ難いな、信じ難い感じがしたんですけど。  
こんな田舎でね、もう幾らでも遊べるし。僕ら、ちっちゃいとき、そんな体力、こ  
んなことはまずなかったと思うんやけれども。まずは、スポーツ振興推進どうのこ  
うの言う前に、この体力つけないかんじやないのかなとまず思ったんですけど。こ  
れ、どういうふうな原因、それから対策というのは考えておられます、教育委員会  
として。何かあります。

○玉置生涯学習課係長 対処ですかね、原因ですか、両方。

原因としましては、先ほど申し上げましたように外遊びが少なくなったり、価値  
観の多様化で子供が習い事であるとかそういうものに時間を取られたり、それから、  
生活様式の中で、やっぱり自分で歩いたり駆けずり回って……。変な言い方ですけ  
れども、野山を駆け回ったりということが小学校でも極端に少なくなっております。  
そういう意味では、基礎体力という意味で、基礎的な体の力という意味で弱くなっ  
ているという部分がありますし、具体的にというと、やっぱり自分で歩くという、  
走る、そういう場面が極端に少なくなっているということが原因の一つとして挙げ  
られるというふうには感じております。

対処としましては、例えば小学校の中では、先ほど、私、読ませていただきました  
とおり、朝登校したら教師が自分の学年の者、学級の者を集めてドッジボールを  
したり、それから、業間で学校全体でマラソンをしたり、運動をしたり、鬼ごっこ  
をしたり、そういうような場をつくり出して体を動かす努力もしております。そう  
いう部分を書かせていただいたわけですがけれども、実際に学校の中ではそういうふ  
うなことを放課後も含めてさせていただいている状況はございます。

○奥田委員 学校だけのせいじゃないと思いますけど、家庭でもね、ゲームばっ  
かりやらせたりとかそういうことがあると思うんで。やらせたりというか、子供ら  
は子供ら、今、もうゲームをやるんでね、いろんな。ただ、これ、スポーツ振興と  
いうことを考えたら、やっぱり体力ね、まず要りますので、そこも非常に気になる

んですが。

もう一つ、僕、気になるのはね、この10ページのところの体育館とか運動場の利用状況なんですけど、平成27年度が7万1,541人、令和元年が5万2,984人で、4分の1以上減っておるんさね、これね。これが、上のほうに理由はいろいろ書いておるとは思いますけど、施設の老朽化とかスポーツニーズの多様化とかいろいろあるんだらうけれども、それにしてもちょっと減り過ぎていますよね、これね。思いませんか。だから、そういう意味では、やっぱりこの21ページかな、にもありましたけど、施設の整備ね、整備方針というものをきちっと……。

この5年間って、ちなみに、どこかスポーツ施設、整備したところってありましたっけ。まず、そこを教えてくださいませんか。

○三鬼生涯学習課長　大きな整備というか大きな改築とかそういうもので特に実施しておるものは、この期間はございません。維持修繕といいますか、そういうふうな形での管理をしているというふうな状況でございます。

○奥田委員　確かに、22ページのところ、尾鷲市公共施設個別計画に沿って整備していくというようなのも書かれているんですけど、確か、これ、5年前、平成27年12月ですか、これ、出てきたときも、確か元議員の内山、名前出して申し訳ないですけど、内山鉄芳さんがね、かなり厳しいことを言われておったのを覚えておるんですわ。こんなもの絵に描いた餅で何も中身がないやないかと、整備も何もできていないくせにこんなものこんなものって、何かがちゃがちゃ……。がちゃがちゃじゃないけれども結構きつく言われておったことを、ふとさっき思い出したんやけれどもね。相変わらず、その5年たっても何も整備できていないわけですよ、尾鷲市ね。その中で、このスポーツ推進計画というのがまた5年たって出てきて、僕はちょっと非常に違和感があるというかね。まずは整備方針を出してくださいよと、この。この公共施設個別計画どうのこうのとか、SEAモデルがどうのこうのじゃなくて、あなた方が考えている整備方針ってどうなのかというのを、これ、まず出すべきじゃないんですか、これ。どう考えているかとか。財政の問題ありますけどね。でも、5年間、何もなかったわけですね、これ。大きなもの何もないじゃないですか、整備なんて。その中で、この推進計画、推進計画って言ったって説得力ないですよ、これ。ちょっと厳しいことを言わせてもらいますけどね。元内山議員に代わってちょっと言わせてもらったんですけれども。いかがでしょうか、その辺、課長。教育長も、ちょっと聞きたいな、僕な。

○出口教育長　今、奥田委員言われたとおり、この整備方針がずっと以前から変

わっていないということでございまして、私自身の思いといたしましては、やっぱり、いわゆる担当する部署で、自分のところのやっぱりイメージといいますか、そういうものはしっかりやっぱり持つことが重要なんだろうというふうに思います。

それで、今後につきましては、これらの施設について、今の状況、そして、将来にわたる使用頻度、そういったものも考えていきながら、やっぱり自分のところとしての整備計画はやっぱりきちっと持っていくべきだというふうには思っています。

○奥田委員　くどくど言うつもりないんですけどね、でもね、少しずつでも、ちょっとやる気を見せてほしいんですけど。というのは、例えば、尾鷲中学校なんかね、グラウンドのフェンスかな、何でしたっけ、フェンスですよ、防球ネット、あれは直してもらったのかな。ただ、まだ体育館の床がどうのこうのとかいう話もあるじゃないですか。当然、プールもあるわけなんやけれども。市営グラウンドなんか見ても、ちょっとずつでも直してくれたらいいんやけどね、全然テニスコートなんかも放ったらかしじゃないですか、あんなね。全然使えるような状況じゃないし、放ったらかしという感じがして、どうしようも……。するんですよ。だから、少しずつでも手を入れてくれているという状況が見えればあれなんやけれども、東邦のテニスコートなんかでもね、ちょっとは直したけれども、それっきりでしょう、もう。次が見えないというかね。順序、順番にこうやってくれるのかなと思ったら、ぴたっとそれで止まってしまうというね。予算の関係もあるんやろうけれども、全然、市民の皆さんから見れば、全然、尾鷲市は、スポーツ振興って力を入れてくれないなという声をね、もうさんざん聞くもんでね。もうとにかく、その辺のところ、この整備方針、先に示してくださいよ、これね、できたら。と思って仕方ないですけどね。

○三鬼生涯学習課長　スポーツ推進を図る上で、環境整備といいますか……。

○南委員長　マイク。マイク入っていない。

○三鬼生涯学習課長　スポーツ推進を図る上での環境整備といいますかそういうふうな体制づくりというのが一番重要なところになってきますので、今後、公共施設の在り方も含めて、今まで維持修繕中心でしたんですけども、耐震化も含めた検討を進めていくという中で取り組んでまいりたいと思います。

○濱中委員　31ページの策定委員の方々のお名前が載っている中で、この中に公募の委員さんはいらっしゃいますか。

○三鬼生涯学習課長　今回、策定委員会、前回はなかったんですけども、今回、公募委員さんを求めようということで、広報等、新聞等でも募集をかけたんですけど

れども、公募の方が、応募される方ございませんでしたものですから、結果的には公募の方はおみえになっておりません。その分、青少年育成市民会議の副会長の方に委員として参画していただいております。

○濱中委員 委員会の設置要綱の中にもね、公募によって選ばれた者を委員さんに入れるという一文があるんですね。先ほど楠委員さんが言われたように、やはり役所が直接関わるような組織だけでなく、もっとさらに外に広げるという形のものが必要という話の中からね、公募して待つという形ではなくて、そういった活動をしている団体の方々にね、こっち側からお声をかけに行って、どういった方が尾鷲でスポーツを楽しんでいただいているのか、その人たちを、いわゆる、これはもう全体の尾鷲市の町のアピールにもつながる部分ですけれども、そういった方たちが尾鷲に対してどういったことを期待しておられるのかという情報収集の一つでもあると思うんです。それは、例えば、トレイルランにしてもそうですけれども、ダイビングなんかでも尾鷲の魅力を感じ取って来てくれる人たちが目指すところなので、そういった関係人口づくりにも一つ寄与するところですのでね、もう公募するときには待っているのではなくて、お声をかけるような形が必要かなと思うんですけれども、それはやられましたか。

○三鬼生涯学習課長 今回、そういうふうな形で積極的な部分が少なかったと思いますので、今後、そういうふうに取り組んでいかせてもらいます。

○高村委員 ちょっと一言言わせていただきます。体力を見てもね、ちょっと落ちておるのを見て懸念するんやけど、やはりスポーツ団がね、体力をつけるほかにね、心身のやっぱり錬磨をしていただいてね、向上するということは書いてあるんやけど、どういうことをするのか深く会議をしてもらって、みんなで考えてね、一番大事なことは、私は、そういう指導者をね、みんなの力で育てていかないかんと思うのさ、こういうこと。それで、スポーツ団は、一、二年で体力つかるものじゃない。例えば、1年間腕立てをしたら、それは格好だけは絵になるけどね、人に勝つようになるまでにはね、何年もかかるものや。そうやで、そういう分かっておる指導者を正しい指導をしてくれるように、あなたたちの力で指導者をつくると。それで、尾鷲の町全体で、そういう人を見守っていく。それで、町全体を、ほかの都市に比べてちょっと違うなということをしたらね、全国からでも視察してくれますよ。そういうのをね、5年や10年でできないかもしれんけど、そういうことを夢見てやっていければね、必ず尾鷲は助かる、そういうふうにしてほしいんですわ。それで、ちょっとでも考えがあったら。どうかな、僕の言うの、間違うて

おるかな。ちょっと意見を頂戴。

○三鬼生涯学習課長 委員さん、おっしゃるとおりだと思います。私らも……。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 17ページ中段に、そのためにスポーツ活動の場となる施設のバリアフリーを進めるということを書かれているんですけど、これ、当然、障がい者にも誰にも言えることなんですけど、これ、バリアフリー法に基づいて尾鷲市で、もし勉強不足だったら申し訳ないんですけど、バリアフリーの推進計画というのは市にありますか。

○三鬼生涯学習課長 すみません、少し勉強不足で、ちょっと今把握しておりませんが、また確認させてもらいたいと思います。

○楠委員 もしないのであれば早急につくって、ここの言葉の整合性を図るといこと、あれば、ここの何ページに書かれていますよといこと注釈入れてもらうとか、ちょっと工夫をしてもらえますかね。

○南委員長 要望といこと。

○内山委員 1点だけお聞かせください。

16ページ中段の、これからの運動部活動について。これは外部指導者のことを示していると思うんですけども、三重県教育委員会からもお話がこれから出てくると思うんですが、尾鷲市としてのこれからの外部指導者の活用、これについてはどう考えていらっしゃいますか。

○玉置生涯学習課係長 外部指導者だけに頼るといことではなくて、中学校の今、顧問の先生方も、専門家ではないんですけども一生懸命勉強されてクラブ活動の指導をされておりますので、その先生方の努力も含めて、外部の講師の方も呼びして、何とかその力を協働融合してしていければなといふう思っております。

○南委員長 よろしいですか。

○野田委員 濱中委員にちょっと重ねる形になってしまうんですけど、この委員会の人どうこうじゃなくて、本当に、何かスポーツ振興をやるというよう弾力的なダイナミズムといのがちょっと感じられないんですよ。いろんな財政的にも悪い、あれも悪い、これも悪いといもののマイナス要因を頭に持ちながらやっているのかなとい気がするんですけども、もっと、スポーツですからね、ダイナミックな計画、ビジョンといものをまず基に置いて、その中でどうやっていくかといことをもっと考えていったほうがいいんじゃないのかなとい、ちょっとこれ

を見て思いましたので、ちょっと一言言わせてもらいました。

以上です。もう答弁、よろしいです。

○上岡副委員長 平成27年のこのスポーツ推進計画に携わりました1人としてちょっと質問をさせていただきたいんですけれども、前回、委員として参加させていただいて、このスポーツ推進計画、半年ぐらいかかったんですかね、委員の方はいろいろ苦勞されて、文章をつくるのにも参加したんですけれども、あまり代わり映えしないなというのが一言です。

その委員の中に、前回、施設整備の、一つでもいいから整備できる、実際に整備計画を示してほしいであるとか、あと、もう一つが育成ですね、スポーツ推進委員というか教える方たちの育成にも補助を出してほしいであるとか、実際にそういう話が前回ありました。今回、もうそういう話はなかったのかどうか。あまり費用面のことが、実際にこうしますよという連携とか協力とか、あと、育成や支援に努めますというような言葉ばかりで、こうしますよということがないんですけれども、前はそうしてほしいという委員の方がたくさんいておられて、ただ、市のほうから財政的に厳しいんだと、こういう文書で収めさせてほしいということでほとんど取られてしまった状態なんですけど、こういう今度の委員さんからそういう意見はありませんでしたか。

○三鬼生涯学習課長 特に、体育館も含めたスポーツ施設の整備、老朽化した施設への対応はしっかり進めてほしいと、現状としては、この前期の中で大きく進歩した部分、進展した部分というのはございませんので、そういう意見はございました。

そういう中で、公共施設、今後、個別計画等で整備を進めていくという検討していくんですというふうな御説明をさせていただきながら、そういうふうな中での対応をしっかりやってほしいという御意見はいただきました。

指導者の支援については、特に具体的な部分というのはございませんでしたが、いわゆる指導者育成という点で、子供たちにとってもハードな指導になったりとかという部分もございますので、そういう点では指導者が指導者としてのカリキュラムを生かしながら指導者育成できるような体制をやっばりどんどん情報提供してほしいというふうなところでの意見はございましたが、特に個別の支援での意見というのは、そこについてはございませんでした。

(発言する者あり)

○南委員長 ちょっと待つて。

○上岡副委員長　　というのは、前回に、やっぱり指導員になるためには外に出て  
行ってその教育を受けてこないといけないとか指導を受けておかないといけないと  
いうのがたくさんありましたので、そういう補助は出してもらえないのかという質  
問がありました。そういうのが質問があったので、その辺も盛り込んでほしいとい  
うのがあったんですけれども、それも財政的な問題というので片づけられてしまっ  
たというので、委員さんは、結構苦勞、各委員さん、苦勞をされていた思いがあり  
ます。多分今回の委員さんは、もう多分そういうことを御存じだったのでそこまで  
言わなかったのかなという私のちょっと1人で考えているんですけれども。

もう一つちょっと質問がありまして、先ほどから、令和元年度の8ページと7ペ  
ージの平均よりも落ちているという部分があったんですが、中学生が令和元年度、  
これ、2年生で、男子のほう若干平均よりも下回っているというのが多いんです  
かね。女子もそうか。この方たちは、5年生のときというのは何年ですか。という  
のは、すみません、委員長。というのは、私も以前、聞いた記憶がありまして、や  
っぱりそういう年度があるんだと、平均より落ちてしまう年度があるんですとい  
うようなことを聞いた覚えがありましたので、この2年生が5年生だったときとい  
うのは、何年だったのか。

○三鬼生涯学習課長　　平成28年度になると。

○上岡副委員長　　ということは、平成5年の男子は平均より下回っているのが結  
構ありますね。48.4……。平成28年度。

○三鬼生涯学習課長　　平成28年度の5年生ということになりまして、体力の合  
計点で行きますと50.4というふうな形になっています。

○上岡副委員長　　ほかのところよりも。

○三鬼生涯学習課長　　ほかのところを含めてです。

(発言する者あり)

○南委員長　　ちょっと待って。

○上岡副委員長　　女子が一番低いのか、平成28年度は。ほかのところよりも、  
ほかの年度よりも。そういうのをちょっと聞いたことがありましたので、その辺も  
ちょっと加味して検討していただければなど。これ、学校現場なので、これは学校、  
小中学校の部分ですね、学校教育のほう。なので、ちょっともう一度教育のほうで  
も検討をしておいていただくようにお願いします。

もう一つ、すみません、最後に5ページの、これ、私ちょっと気になるところで、  
人間関係の希薄化というところの4行目、その後もITの進化で便利な生活ができ

るようになり、特に人と人がコミュニケーションを取らなくていい場面や環境が増え、ますます人間関係が希薄になっていきますという部分なんですけど、これはITのせいのような形になっているんですけども、今、独り住まいの方のために、このITを駆使してコミュニケーションを取ろうという施策も検討されているし、eスポーツというのは、これ、ITなんですよね。

(「テレワークもあるけど」と呼ぶ者あり)

○上岡副委員長　　テレワークもITなんですよ。だから、これでコミュニケーションが希薄になっていきますというのは、若干ちょっと一昔前の文章かなと思うんですが、どうでしょうか。

○玉置生涯学習課係長　　すみません、一昔前かなという感もありますが、ただ、このコロナ禍で随分そこも急速に進歩したような感じはありますので、ちょっとここも策定委員会で検討させていただきたいと思います。

○上岡副委員長　　よろしくをお願いします。

○高村委員　　ちょっと課長の回答を、ちょっと、私に、ちょっとびんと来んもんで言わせてもらうけど、スポーツとかこういう武道というのはね、体力を伸ばしたり精神面を伸ばしたりするんやけど、もし50回やれと言うて51回やったら伸びる人は多いんさね。それを50回やって100回やれと言う指導者で、それは体を壊す場合もある。リハビリもこういうスポーツは、もう一緒やと思うんさ。リハビリのええ先生というのは、頑張って10回やれと言うてね、そのときは11回、12回、13回ってちょっとずつ増やしていくんやけどね、悪い指導者というのは、愛情なく、ただね、おい、やってみよだけでね、ぷいと向いていてね、任すというんやで、いい指導者を育てるというのは、愛情を込めてね、本当にそれで伸びるかまで考えてくれなね、町全体がよくならんと思うんさ。それで、ただ、もう指導者を指導する立場の人らも、そういうことをね、思っけて接してやってほしいと思う。そうしたらええなと思うで。何かないですか。

○三鬼生涯学習課長　　競技団体の方とまたいろんなお話しをさせていただく場合もございますので、またそういうふうな意見を踏まえて対応していきたいと思いません。

○小川委員　　これ、推進計画ですよね。この推進計画の目標として、週1に何人ぐらいスポーツしているか、達成率何%か、そういう調査とか目標、これ、見た限り挙げていないような気がするんやけど、その点はどうなんですか。

○三鬼生涯学習課長　　10か年計画の中で、27年に策定した際にそういう数値

目標の形では特に調査も含めて実施しておりませんものですから、今後新たな計画を策定する場合には必要になってくるかなというふうには思います。

○小川委員　例えば、5年間で1週間に1回スポーツする人、例えば50%を最終目標を70%にするとか、市民アンケートもスポーツに関するアンケートも実施するとか、そういうのを進めていって、推進計画なんですから推進するように努めていったらどうなのかなと思うんですけど。

○三鬼生涯学習課長　今回ちょっと中間見直しの中ではそういうふうな対応はちょっとできなかったわけなんですけれども、今後、新たな計画策定していく中では検討していきたいなと思います。

○南委員長　よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長　今回の尾鷲スポーツ推進計画の見直し案ということで、当然冒頭で課長からお話がありましたように議会の議決を伴わない計画でございますけれども、やはり今年は、国体もね、ありますよね。そういった中で、尾鷲も三木里が会場とするやとか、カップ、ウォーキング、ユニカールというね、いろんな競技が尾鷲で行う予定なんですけれども、やはりこのスポーツ計画の中で、そういったことに対するポイントの位置づけというのがね、あまり見受けられんように思うんですけどね、一つのこの国体を機にして新たなスポーツ施設の展開というのもね、やはり教育委員会の独自性を持った、当然総合計画等のね、絡みもあるわけなんですけれども、やはり教育長が独自の計画は独自でね、やりたいというような強いお気持ちがあるようでございますのでね、ぜひともそういった、少しでも夢の持てる、一歩前進、二歩前進というような感じのことも文面化して入れていただきたいなと思うわけなんですけれども。

その中で10ページ、特に若干希望が持てるのかなというのは、おわせSEAモデル構想など尾鷲市が進める計画と連携し、新たなスポーツ、また、市民が楽しみながら憩える場だとか、今後、競技の育成や公式試合の誘致等に取り組むことが重要であるということが明文化されておるということでございますので、ある程度はSEAモデル構想の中での尾鷲市のスポーツ施設全体についての構築も、財政難であるわけなんですけれども、できる限り最低限のね、施設は、やはり市として造っていただきたいなと委員長としても強く要望をいたしたいと思いますし、やはり国体やとかね、オリンピックを契機に、やはり尾鷲のスポーツここにありきというような特化したね、やっぱりことも考えていただきたいなということは、これは僕個

人の考えなんですけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

ここで、10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 3時08分)

○南委員長 休憩に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画についての説明を、図書館長ですか、するの。

○三鬼生涯学習課長 続きまして、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画につきまして御説明させていただきます。

教育委員会では、子供たちがいろいろな機会や場所において自ら読書に親しみ読書習慣を身につけるとともに、読書を通じて自らの考えを深め、追体験することにより豊かな心が育つよう、子供の読書活動を推進していくための計画指針となるものとして第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画の策定を進めております。

今年度、これまでに、幼児教育や学校関係者、読書ボランティア、保護者代表の方々などによる尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会におきまして計画の原案を取りまとめましたので御報告させていただきます。

この計画につきましても、議案として上程させていただく計画ではございません。スポーツ推進計画同様、本年度、委員会にて御説明させていただいた後、パブリックコメントを募集し、再度、尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会を開催した上で3月までに最終案を取りまとめてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（案）の1ページを御覧ください。

通知いたします。

計画策定の趣旨としまして、子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるなど欠くことができないものであり、課題解決していくための能力を育むために、読書活動の重要性が高まっております。

子供の読書活動の取組を推進するため、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が公布、施行されております。

本市では、平成28年に第二次計画を策定し読書活動に関する取組を推進してきましたが、これまでの取組の成果や課題、環境の変化などを踏まえながら、より一

層の読書活動を推進するため、第三次となる計画を策定しようとするものであります。

2 ページを御覧ください。

本計画の期間は、第二次計画が今年度末で終了することから、令和3年度から令和7年度までの5か年とし、計画の対象は、ゼロ歳からおおむね18歳までの子供としております。

それでは、主な内容につきまして、浜口館長から御説明させていただきます。

○浜口生涯学習課係長（館長） それでは、3 ページを御覧ください。

第2章、第二次計画期間における取組と課題について。

この章では、乳幼児期、小学生期、中学・高校生期の発達段階別における読書活動の取組状況を、幼稚園、保育園、学校、図書館などの読書活動をする場所、実施主体ごとにまとめております。

1、乳幼児期における読書活動の主な取組につきましては、幼稚園、保育園では毎日の読み聞かせが定着し、子供の身近なところに本がある環境をつくっています。

福祉保健課では、乳児家庭全戸訪問時に絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施しています。絵本を介して赤ちゃんに語りかけ、心を触れ合うきっかけづくりとして、絵本を活用した子育て支援をしています。

図書館では、福祉保健課と連携して、妊婦さんを対象に妊娠期からの語りかけと読み聞かせの大切さなどを知ってもらうプレパママ教室の開催や、読書ボランティアの協力による年齢別のおはなし会、青空図書館イベントなどを開催し、親子で絵本に親しめる機会を提供しています。

4 ページを御覧ください。

乳幼児期における課題としまして、未就学児の集まる機会がある福祉保健課との連携や情報発信などが挙げられます。

続いて、2、小学生期における読書活動の主な取組につきましては、小学校では全ての学校が日常的に一斉読書の時間を設け、読書の習慣づくりに努めています。授業の中で、図書館資料を活用した調べ学習を行っています。

図書館では、子ども読書会、手作り絵本教室、季節のおはなし会、お仕事体験など、読書のきっかけづくりとなるような行事を開催、また、社会見学も受け入れています。

5 ページを御覧ください。

続いて、3、中学・高校生期における読書活動の主な取組につきましては、中学

校では、全ての学校が日常的に一斉読書の時間を設け、読書の習慣づくりに努めています。中学校、高校とも、授業の中で図書館資料を活用した調べ学習を行ったり、また、図書委員がお勧め本の紹介を行っています。

図書館では、中学生の職場体験の受入れ、図書館司書が中学校を訪問してブックトークを行っています。

小学生期及び中学・高校生期における課題としては、特に子供が本を選ぶ際にアドバイスを受けることができる体制の充実が挙げられます。

6 ページを御覧ください。

この表は、文部科学省が毎年小学6年生と中学3年生に行っております全国学力・学習状況調査のアンケート結果のうちの子供の読書時間の調査結果を参考に載せております。

アンケートの質問項目は、学校の授業時間以外に、ふだん月曜日から金曜日、1日当たりどれくらいの時間読書をしますかという質問に対して、回答の選択肢は、表の左側にありますように六つの選択肢となっています。回答を、尾鷲市、三重県、全国別の数値で見ると、上の表、小学6年生において、28年度は、尾鷲市は、三重県、全国よりほぼ上回った結果となっています。この小学6年生は、4年後の平成元年度に中学3年生となります。

下の表、中学校の元年度のアンケート結果は、三重県、全国よりほぼ上回った結果になっておりますが、読書を全くしないとの回答を見ると、6年生のときは12.1%だったのが中学3年生になると22.8%に上昇し、読書しない生徒が増えた結果となっております。

7 ページを御覧ください。

子供の読書活動推進に当たり、第3章、基本方針は、計画の目的と基本方針を掲げております。

計画の目的は、国の目的、基本理念に準拠して、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自ら読書に親しみ読書習慣を身につけるとともに、読書を通じて自らの考えを深めたり追体験したりすることにより豊かな心が育つよう、家庭、地域、学校等が連携し、子供の読書環境を整備することを目的とします。

目的達成のため、三つの基本方針を掲げました。

一つ目、家庭、地域、学校等における読書機会の提供。二つ目、子供の読書環境の整備・充実。三つ目、子供の読書活動に関する普及・啓発を三本柱として取組を図ってまいります。

8 ページを御覧ください。

第三次におきましては、計画の目標数値を設定いたしました。読書習慣の定着を進めるため、家庭において読書習慣が身につくという目指す成果を掲げ、先ほどの6 ページで御説明いたしました文部科学省の全国学力・学習状況調査の子供の読書時間のアンケート調査、学校の授業時間以外に1日どれくらいの時間読書をしますかという質問に対して10分以上と回答した公立小中学生の割合を指標といたします。目標数値は、平成27年度から令和元年度までの5か年の平均値を基準に、5年後には平均値より5ポイント向上させるという目標数値を設定しております。

9 ページを御覧ください。

第4章、計画の内容は、先ほど7 ページで示しました三つの基本方針ごとに具体的な取組内容を挙げております。

基本方針一つ目の家庭、地域、学校等における読書機会の提供については、家庭、地域、学校別に分けて記載しております。

まず、家庭における読書機会の提供については、家庭は子供が本に親しむきっかけをつくり、読書に対する興味や関心を育む上で重要な役割を担っています。家庭での読書を習慣化するために、胎児期からの語りかけや乳幼児期からの読み聞かせ、家族でコミュニケーションを図りながら読書に親しむ家読、家庭での読書などを推奨する取組を図り、家庭での読書活動を支援していきます。

10 ページ、11 ページに具体的な取組を7事業挙げております。特に、3番、ブックステップは、福祉保健課と連携して未就学児の集まる健診等の機会を利用し、読書に関心のない層に対して読み聞かせの重要性について啓発していきます。

11 ページを御覧ください。

地域における読書機会の提供については、市立図書館とその他施設に分けて記載しています。

市立図書館における読書機会の提供の取組としましては、子供たちが読書に親しみ読書の楽しさに触れることができるよう、読書ボランティアと連携し継続的に読書機会を提供していきます。

11 ページ、12 ページに具体的な取組を7事業挙げております。特に、14番、ブックリストの作成は、どんな本を選んだらいいか分からないという相談がよくあることや、絵本から読み物へつなげていく際の支援ができるよう発達段階に応じたブックリストを作成し、家庭での読書を支援していきます。

その他施設における読書機会の提供につきましては、子育て支援センターちびっ

こ広場や放課後児童クラブ、地区コミュニティーセンター、福祉保健センターでの取組を記載しています。

13ページを御覧ください。

学校等における読書機会の提供については、保育園・幼稚園と学校に分けて記載しています。

保育園・幼稚園における読書機会の提供につきましては、保育園、幼稚園は、家庭外で多くの時間を過ごす場所となり、読書習慣を育む上で重要な役割を担っています。読み聞かせをする時間を確保し、読み聞かせの充実を図ってまいります。

また、家庭における読み聞かせの大切さを啓発し、絵本の貸出しを行うなど、家庭での読書活動の支援を行ってまいります。

14ページに6事業の取組も挙げております。

学校における読書機会の提供については、子供たちが発達段階に応じて自由に読書を楽しみ読書の幅を広げていけるように、継続した読書時間の確保、読書の関心を高めるための読書行事、授業での読書指導、家庭への啓発など、学校全体で計画的、組織的に読書活動に取り組んでまいります。

15ページから16ページに7事業の取組を挙げております。

16ページの家読、家庭での読書の啓発は、三重県の推進計画の取組内容にもなっており、三重県下全域で取り組んでいる事業となっております。

続いて、二つ目の基本方針であります2、子どもの読書環境の整備・充実については、市立図書館と学校図書館に分けて記載しております。

市立図書館の整備・充実については、16ページ、17ページに6事業を挙げております。特に、32番、学校司書等との情報交換は、子供の読書環境を充実させるため、取組内容の改善などの情報交換を行いながら、学校と市立図書館が協力、連携して取り組んでまいります。

続いて、学校図書館の整備充実については、17ページ、18ページに4事業を挙げております。特に、36番、学校図書館ボランティアの資質向上の支援及び学校図書館司書との連携は、学校ボランティアの資質向上を支援するための養成講座の開催や、また、学校図書館司書の効果的な活用を進めてまいります。

三つ目の基本方針であります3、子どもの読書活動の普及・啓発については、読書活動の意義や重要性を子供だけでなく保護者や周囲の大人等への理解と関心が深められるよう取り組み、啓発してまいります。

具体的な取組として4事業を挙げております。特に、40番、各種情報の収集、

提供の取組の中で、SNSを活用して若い世代への情報発信にも力を入れていきます。

以上、基本方針に基づいた計画の内容となります。

最後は、資料編となっております。

以上で、第三次子どもの読書活動推進計画案についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南委員長　ありがとうございました。

御意見のある方。

○濱中委員　今の計画をお伺いすると、紙媒体の本のことだけというふうに取りれるんですけども、今回、学校のほうでも義務教育のほうではタブレットを皆さんにという形があったりとか、今まさにそのコロナの中で外に出ることがすごく制約される中で、本を読みたいというその本の種類を手元に寄せたいと思うときの電子書籍のような形というものが考えられると思うんですけども、そういったことの推進とか計画とかというものは、今回の議論の中にはありませんでしたでしょうか。

○三鬼生涯学習課長　検討会の中では特にそういう話はございませんでしたですけど、今回、ゼロ歳から18歳までの子供の読書の推進計画という中で、特に読み聞かせであったりとか、ある程度、コロナ禍ではあるんですけども、対面下の中で、そういうふうな肌感も含めて子供たちに伝えていくような取組の中での議論というものはかなりあったんですけども、今後、そういう話、当然、委員さんおっしゃるようによく出てくる話になってくるとは思うんですけども、現計画の中での検討に当たっては、こういうふうな形の取りまとめとなっております。

○濱中委員　文部科学省のほうでも、子供に限らず国民の読書という辺りで協議会が開催されているものが記されているんですけども、もう10年ほど前で、その電子書籍に対するものをどうしようかという議論があって、子供たちの、先ほど副委員長がその前の計画の中でインターネットが子供が体を動かさず原因にというふうに指摘されましたけれども、今回のこの計画の冒頭にも、やっぱりそういったIT系が読書離れというようなものに使われているということがちょっと今の時代ではそぐわないのかなと思う気持ちがありまして、紙媒体ではなかなか手に取らんけれども、もう今、1歳、2歳の子がタブレットを相手にページをめくるという形ができるようになってきておりますので、紙媒体だけでなく、もう、こういう電子図書というものを、本、読書として捉える年代も出てきておりますのでね、その辺りが、紙のよさということももちろん伝える必要もあると思いますけれども、

手軽に常に新しいその読み物が読めるという辺りの両輪で行かれるほうがええんではないかなと思うんですけども、どうですか。

○三鬼生涯学習課長 御指摘の部分というのは、そういうこともすごくあるなというのも分かります。逆に、タブレットのが近かったり、スマホのほうが電子書籍読むことも子供たちの中では進んでおる部分もあるんですけども、また、最終的な委員会、検討委員会のほうにもそういうふうな意見についてもまた出させていただきたいなというふうに思います。

○仲委員 4ページの少学生期における読書活動の取組状況について教育長にお聞きしたいんですけど、小学校では、幾つかの中で、全ての学校が日常的に一斉読書の時間を設けると。それから、五つ目かな、六つ目が高学年が低学年に読み聞かせを行っていますという、実際行っているという状況だと思うんですけど、具体的にこの2点はどのような感じで行われているかちょっとお伺いしたいんですけど。

○出口教育長 学校におけます一斉読書の問題につきましては、これは、朝の時間で読書を10分間程度行わせる。これにつきましては、高学年あるいは中学生ぐらいになりますと自分で本を選択して持ってきたりしているわけですが、低学年においては、学校の図書室にある本をいわゆる一時的に学級文庫というような形で置きましたり、その中で選ぶ、そして、また自分が図書館へ行って選ぶという子もみえると思いますが、そういう形で行われています。

そして、二つ目は……。

○浜口生涯学習課係長（館長） 上の小学6年生とか5年生の子が、小学1年、2年生の人に読み聞かせをするという感じですね。それを、毎日じゃないですけど、何か定期的にはやっているような学校もありました。

○仲委員 大体分かりました。

それでね、幼児期から家庭での読書習慣が大切であるというのは理解も私もおるところなんですけど、この策定した計画については分かりやすくできていますと僕は思います。

ただ、このできた後、例えば小学校について、小学、中学校については教育委員会のほうから何か情報を流す、計画書を流すという方法があると思うんですけど、例えば保育園、幼稚園も含めて、特に保育園については、どのような格好でこれが計画として伝達されて実施されるかという。個々の事業については読み聞かせとかいろいろ書かれているんですけど、やはり意識が高くなるという方向性を、もっときっちりとした計画を理解してもらうということが必要であると思うんですけど、

そこはいかがですか。

○三鬼生涯学習課長　　そういうふうな形で出来上がった計画だけではなくて、今回いろんな話の中で、学校も含めていろんな司書の方とかも含めた情報交換というのがやっぱり重要やろうと。やっているいい取組は、いろんなところに聞いていただいて、その取組をやっぱり普及しながら、実際それでまた反省点とかを含めながら次年度の計画に反映させていくというかそういう取組にしていこうというふうな話が議論としてありましたので、そういう中にも保育園の方にも入っていただく中で、そういう取組を推進していきたいなと思います。

○仲委員　　目的は、家庭、地域、学校等が連携して子供の読書環境を整備すると、しておるという中で、僕個人の考え方なんですけど、読書の大切さ、重要性を子供たち、特に小学生の低学年から分かりやすく伝えてほしいと。あるいは、何のために読書をする必要があるのか、何のために本を読まなあかんのやろうかと、これは何のために勉強するのやろうという疑問とほぼ同じなんですけど、そこらの辺がきっちり理解をしていただく方法というのは、今までもやられていませんかね、教育長。

○出口教育長　　今、仲委員言われました、小学校の低学年、あるいはもっと小さいときからかも分かりませんが、子供が本当にいい本に興味を持つということが、まず一番大事なことであろうと思います。それで、小学校におきましては、いわゆる例えば新刊図書あれば、そのカバーを廊下にずっと掲示をして子供たちの目を引くようなそういう掲示の仕方をしたり、あるいは、子供が実際に読んだ本の感想をまた学級で知らせめたり掲示をしたり、そういったところで、本を読んで何か子供たちが得ることができた、そして感じることをできた、そういうものをやっぱり生で伝えていくことが子供が本に関心を持って興味を示していく、そういうことが非常に大事だと思うんですね。

そして、もう一つは、子供らだけではなくて、やっぱりここにもありましたように家庭の中で読書習慣がどのぐらい築かれていくのかというのが非常に大事なことだというふうに思いますので、例えば、家庭の中で、ある一定時間、親子一緒になって本を、違う本でいいと思うんですが本を読んでみるとか、あるいは、もっと小さい子供であれば、絵本を一緒に読むときに、お父さんもお母さんも一緒になってその本、目を向けて一緒に感じ合うようなこと、そういったことからずっと継続的にやっていくことで、私は子供が本に随分と興味を持ってくれるのではないかとこのように考えています。

○南委員長　　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　　17ページなんですけど、先ほど教育長が言われましたように、学校へ行くと図書室の中に新刊コーナーであるとかで独自にやったりとか、それぞれやっておると思うんです。それでね、この33番のほうなんですけど、図書館の担当の、特に小学校の場合だったら、低学年で、長男であるとか一人っ子であるとか、家庭環境によって、母親の本好きとか父親とか家庭の方の本好きとかによって差が出ると思うんですね。そういった場合に、学校の図書館も、担当の先生によって新刊を入れるというのか、それはまちまち、十人十色で僕は変わっておたらええとは思いますが、本は、決して、宮之上小学校、尾鷲小学校、矢浜小学校、一緒の本を入れるわけじゃないですよ。そういったときは、本の、どういった本を入れるとか云々というのは、教育委員会から予算づけのときに学校教育のほうから指導しているのかどうか。それとも、図書の購入費をしたら学校任せなのかどうかという、その辺はどうなんですか。教育委員会として方針的なものもあるんですか、どうなんですか。

○出口教育長　　図書の購入につきましては、学校の図書室の中で本の分離がされておりまして、ゼロから9までの分離がずっとあるわけで、その中の比率が大体どこの部分が多くなって、どこが標準的なのかという一応の目安がございますので、その目安も考えながら図書の購入をする。そして、図書を購入するときには、ちょっと今は分かりませんが、私が現場にいるときは、子供たちにどんな本が読みたいかというアンケート調査などもしまして、その中で本の購入を考えていったというような経過がございました。

○三鬼（和）委員　　ということは、学校によって、本の1年生用、2年生用、3年生用という、レベルと表現したらいいのかどうか、段階的なものもあろうかと思いますが、あとは購入するのは学校独自で任せておるって受け取ったらいいわけですね。

それと、先ほど言いましたように、読書慣れしておる方とか専門的に昆虫が好きだとかという子は本を求めやすいところがあると思うんですけど、問題は、家庭においてもそういうあまり関心とかがなくて、自分がどういった本から入ればいいのかというのが、大人でもそうなんですけど、今本を読むかと言ったとき、何を読むかと思うように、読みたい本があって本を求めるのは簡単なんですけど、その辺というのは、今のこの読書に力を入れておるところを、どう成果になってしておるように思いますか、どうなんですか。上手につながっておるのかどうかを含めて。

○三鬼生涯学習課長 今回の計画の中で、12ページの14番でブックリストの作成というものもちょっと挙げさせていただいております。特に、小学校の低学年から高学年に移行する際の、絵本から少し、いわゆる物語であったり、そういうふうな児童書であったりとかというものが読めるような時期になってきたときにどういう本を読んでいいのか分からないという声があったりとか、どういう本を勧めたらいいのかというのが分からないというふうなところで、図書館としても、これまでの取組でもあったんですけども、そういう移行時期も含めながら、積極的にこういうものはどうですかというふうな提案というか情報発信をしながらやっぱりつなげていきたいなというところで、今後、力を入れていきたい事業の一つでございます。

○三鬼（和）委員 コミュニティーセンターなんかにおいても、これまでの今まで既存の図書よりかも、今、市立図書館からの移動図書館的なものがかなりみんなが着目しておると思うんですよ。学校においてでも、この図書館の得た情報を、やっぱり学校の図書のほうに活用というのか生かしていくという活動とか取組はされておるんですか。それはどんな形でやられておるんですか。

○浜口生涯学習課係長（館長） 今現在は、学校のほうから要望があったところに団体貸出しをしているんですけど、今後は、その学校司書さんとかの情報交換とかをして、今の小学生が何を読みたいかとかというのをこちらも聞いて、その本を購入して各学校へいろいろ貸出しをしていきたいなとは思っております。

○三鬼（和）委員 それは、今後の取組、課題と受け止めたらいいいんですか。ぜひそうしてあげてほしいなと思うので、よろしくお願いします。

○小川委員 あちこちの自治体で読書通帳ってありますよね。読書通帳をつくって成果を上げているところは結構あると思うんですけど、そういうのをこれからやっていくという、そういう予定は全然ないですか、読書通帳。

○三鬼生涯学習課長 学校によっては読書貯金という格好で、学校でどれぐらい借りたら校長先生から表彰されるとか、そういうふうな形で子供たちの読書を促すような取組をしていただいております。そういうものがちょっと面白く普及していけばいいな。特に子供の時期に、そういうふうな貯金しながら自分も読書をどんどん積極的にやっていくというふうな取組がされればいいなと思っています。

市立図書館のほうで、もしそういうふうな場合をするときには、当然図書システムとかそういうふうなシステム更新等の対応も必要になってまいりますので、それがどこまでできるかというのはちょっと検討課題かなと思うんですけども、学校

とかそういうところの現場でそういうふうな子供の読書の意欲が向上できるような取組に図書館も一緒になって参加していききたいなと思います。

○小川委員　そうですね、各自治体によってはATMのような機械のようなものを入れているところもありますし、それで手書きで手作りのような通知もありますし、学校もこの図書館も共通して使えるような通知にしておいたら結構推進できるんじゃないかと思うんですけど、ちょっと一回検討してみてください。

○三鬼生涯学習課長　例えば青空図書館とかそういうイベントを通じながらそういうふうな機会というのもすることも一つかなと思いますので、検討させてもらいたいと思います。

○奥田委員　すみません、1点だけ確認させてください。

13ページとかを見ると、学校等における読書機会等の提供というところで、保育園、幼稚園における読書機会の提供ってありますでしょう。これ、令和3年から令和7年までの計画なので、これ、見ると、幼稚園は残るという理解でよろしいですか、教育委員会、教育長。

○出口教育長　今現在、幼稚園がございまして、それはこの計画の中で幼稚園の読書機会についても考える必要があるということでここに書かれています。

○奥田委員　いやいや、昨年やったかな、この子育て支援の計画のときには、認定こども園という言葉、入れたりとかしたじゃないですか。これは認定こども園とか全然入っていませんよね。もう完全に出張おはなし会なんかにしても市内の幼稚園ということで引き続きやられるということですし。保育園、幼稚園、これ、幼稚園ね、書かれているということなので。どうなんですか。

○南委員長　奥田委員さん、幼児教育は、その次に議論。そのときでもかぶせて聞いていただいたらいいと思いますので、そのときのあれでお願いします、幼児教育についての全体的なことは。じゃ、お願いします。

他に。

○野田委員　先ほど課長のほうから青空図書館とかそういうのでやられているということで、僕は、図書館の、この今回、第三次で、第三次尾鷲子どもの読書活動推進計画ということで、第二次というのは、また5年前にあったわけですよ。ちょっと、それが、ちょっと確認ですよ、青空図書館とかああいう幼児の読み聞かせとかも以前からやっていますけれども、そういうものの今度第三次ということでよろしいんですね。すみません、ちょっと確認。

○三鬼生涯学習課長　今年度で5年目を迎えるということでテーマを。

○野田委員 僕ね、中央公民館か図書館が定着して実力つけてきたなというような印象を持ってしまして、頑張ってくれておるなという気が今して、今というか、僕はたまにしか行きませんが、そういうふうな肌感覚というか印象を持っています。幼児教育のそういう部分についても力を入れていただいているのかなと思っていますので、こういう調子で、母子というんですか、若い世代の人のそういうニーズにそぐうようなやっぱりところをまた注力して頑張っていたきたいと思えますので、その点どうですか。僕はそういうふうに印象を持っているんですけども、図書館のほうはどうですか。定着というか、そういうのはあまりないですか。借りに来る人が多くなったとか図書館に来てくれる人が多くなったというような印象は持っていないですか、あまり。ちょっと言い方は……。

○浜口生涯学習課係長（館長） この貸出し人数とか冊数は、やはりちょっと横ばいからちょっと低下ぎみなんですけど、やっぱり青空図書館とかもやりますと去年来てくれた人も必ず来てくれますし、そういう定着化は徐々に来ているのかなとは思われます。

○南委員長 この図書館についてはよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長 今回、第三次の読書活動推進計画って計画を上げていただいて、いろんな努力をされてみえているんですけども、やはり現状の図書館としたら、本当に定時まで、決して読書する環境には僕はよくないと思うんですね。そういった今、以前は民営化しようかという話もあって、費用対効果で最終的にはやはり直営で行こうとして決まったんですけどね、やはり抜本的なあの施設の見直しというのね、結構、僕自身が図書館へ何度か足を運んで、天井が低いし、本棚と本棚の間が狭いしね、2人入ると避けにくいというような感じがあるんですけども、そこら辺のあれですか、教育長、図書館の抜本的改革というのは難しいんですけどね、もう現状のままで行かざるを得ないと思うんですけど、実際は。もっと使い勝手の工夫をすれば、もっと使い勝手のいいような感じを取り組めるんじゃないかなというように僕も自分自身がそういった気がしますので、ぜひとも運営協議会の皆様と原点に戻って、やはり図書館へ足を運びたいような環境整備を何とか工夫していただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、幼児教育のあり方についての報告を受けたいと思うんですけども、この幼児教育のあり方については、昨年8月28日に教育長のほうから、もう認定こども園についての実施については、主体性の問題や手続の関係上、平成3年の

4月のスタートは難しいということで1年先送りしたいというような報告の下で、この9月14日開かれた委員会で、この認定こども園のロードマップが示されています。

ちょっと送らせてもらいます、ロードマップを。ちょっと参考のために。

(「送るの、どうやって送るんやった」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ちょっと濱中さん、ロードマップ、送ってやって。

(「僕も送ったことない」と呼ぶ者あり)

(「すみません」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　送った。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　すみません。今、ロードマップを送らせていただきましたんで、参考にしていただいたと思います。

それでは、幼児教育のあり方についての報告を求めます。

よろしいですか。

○出口教育長　　続きまして、教育総務のほうから幼児教育のあり方について。このことにつきましては、これまでの議会、あるいは委員会の中で、やはり認定こども園に対する周知、理解が不十分であるというようなことであるとか、未就学児の保護者の方々に意見を聞くべきだということがございましたので、今回、いわゆる広報の仕方、それから視察、そして、アンケートを取った内容につきまして今日は御説明を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長　　それでは、会議は午後4時を回るとは思いますけれども、そのまま続行をさせていただきます。

それでは、教育総務課長、説明をお願いします。

○山口教育総務課長　　教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項につきまして御説明させていただきます。

幼児教育のあり方について、行政常任委員会資料1ページを御覧ください。

通知いたします。

本年9月の定例会における行政常任委員会で御説明させていただきました幼児教育のあり方、推進スケジュール案に沿って、認定こども園設置に向けた取組といたしまして、まず、広報おわせでの情報発信を11月号から連載し、認定こども園についての周知を図っているところでございます。

次に、認定こども園の視察につきましては、県内の認定こども園を5園、教育長

をはじめとした教育委員の方、教育総務課、福祉保健課の職員が訪問いたしました。

タイプとしては4タイプあるうちの幼保連携型、幼稚園型、保育所型の視察を行いました。

参考に、令和2年4月1日現在の県内の認定こども園、65園の内訳を紹介しております。幼保連携型が54園、幼稚園型が1園、保育所型が10園となっております。

ここで、まず、園児につきまして、1号認定、2号認定、3号認定と言われる認定区分について、まず御説明させていただきます。

1号認定とは、満3歳以上の未就学児が対象となり、2号認定については、満3歳児以上で保護者が就労や疾病などの理由により保育を必要とする事由に該当している場合、3号認定は、満3歳未満で保護者が保育を必要とする事由に該当している場合が対象となります。

それでは、まず、幼保連携型認定こども園の明和ゆたか園を訪問いたしました。

所在地は明和町で、社会福祉法人豊津児童福祉会が運営しております。

設立の経緯といたしましては、就労している保護者が仕事を辞めたとしても園を替わる必要がなく通園できるなど、認定こども園の住民ニーズがあったため設立に至ったとのことでございます。

園児数につきましては155人、うち1号認定が15人、2号、3号認定が140人となっております。

利用時間は、1号認定が8時30分から14時まで、2号、3号認定が7時から18時までとなっております、19時まで延長保育を実施しております。

次に、休日につきましては、日曜、祝日となっております。

子育て支援につきましては、一時預かりや子育て相談などを実施しており、子育て支援センターを併設しております。

教育・保育内容としては、遊びは教育であるとして、広い園庭の豊かな環境の中で集団遊びを通じて子供たち一人一人が共感し学び合い、様々なものに興味関心を持ち意欲的に遊び学べるよう努めており、運動や絵画、英会話などを実施しております。

次に、同じく、幼保連携型認定こども園であるすぎのこ保育園を訪問いたしました。

所在地は津市で、社会福祉法人すぎのこ福祉会が運営しております。

設立の経緯としましては、私立の保育園から認定こども園に移行したとのこと

ございます。

園児数は119人で、うち1号認定が6人、2号、3号認定が113人となっております。

利用時間は、1号認定が8時30分から14時まで、2号、3号認定が7時から18時までとなっております、19時まで延長保育を実施しております。

休日は、日曜、祝日となっております、子育て支援につきましては、園の見学などができる園開放を実施しております。

教育・保育内容としては、子供同士の気持ち、温かい思いや物事への興味、関心、好奇心などを大切にされた教育・保育を目指しております。リトミック、これは音楽に合わせて体を動かし子供たちの基礎能力の発達を促すことを目的とした教育活動でございます、や茶道を実施しています。

次ページを御覧ください。

次に、幼稚園型認定こども園の和順こども園を訪問いたしました。

所在地は伊勢市で、学校法人前島学園が運営しております。

園児数は129人で、うち1号認定が68人、2号、3号認定が61人となっております。

設立の経緯としましては、もともと幼稚園でございましたが、3歳児以下の受入れを行うため認定こども園に移行したとのことでございます。

利用時間は、1号認定が9時から15時まで、2号、3号認定が8時から17時30分までとなっております。

休日につきましては、土曜、日曜、祝日となっております、子育て支援につきましては、子育て相談を実施しております。

教育・保育内容としては、楽しい集団生活の中で一人一人の健全な心身の基礎を培う教育を目指し、自然環境の中で教育を行い、明日の世代の子供を育むとしております。体操、絵画、音楽などを実施しています。

次に、保育所型認定こども園の志原保育所を訪問しました。

所在地は御浜町で、これは御浜町が運営しております。

これまで3園全てが公立の保育園であったものが、就労していない御家庭でも通園できるよう認定こども園を2園設立したとのことでもあります。

園児数は125人で、うち1号認定がゼロ人、2号、3号認定が125人となっております。

1号認定については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により減少

し、現在、ゼロ人となっております。

利用時間は、1号認定が8時から15時まで、2号、3号認定が7時半から18時30分までとなっております、休日は、日曜、祝日となっております。

子育て支援につきましては、一時預かりや園庭開放などを実施しており、子育て相談などについては、併設している御浜町子育て支援室が行っております。

教育・保育内容としては、子供の主体性を重視し、自ら興味、関心を持ってチャレンジしたことへの充実感、満足感を味わうことで年齢なりの心情意欲態度を養うこととのございます。こちらのほうは、英会話を実施しておるということです。

次に、保育所型認定こども園の阿田和保育園を訪問いたしました。

同じく所在地は御浜町で、こちらも御浜町が運営しております。

園児数は73人で、うち1号認定が2人、2号、3号認定が71人となっております。

利用時間は、1号認定が8時から15時まで、2号、3号認定が7時半から18時30分までとなっております、休日は、日曜、祝日となっております。

子育て支援につきましては、園庭開放を実施しております。

教育・保育内容としては、運営が先ほどの認定こども園志原保育所同様の御浜町が運営していることから、教育・保育内容についても同様となっております。

いずれの園におきましても、利用時間、休日、子育て支援、教育・保育内容については、タイプ別、先ほど言った幼保連携型とか幼稚園型、保育所型というタイプ別で決まっているわけではなくて、園の方針によるものということをございます。

次に、子育て世代への聞き取り、アンケートの実施につきましては、課長補佐から説明いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 資料3ページを御覧ください。

子育て世代への聞き取り、アンケートの実施といたしまして、昨年10月22日から、子育て関係イベントへの来訪者、幼稚園の在園児の保護者、来年度の幼稚園、保育園の入園を希望される保護者、保健福祉センターへの来訪者など、市内在住の未就学児を持つ保護者に対し幼児教育及び認定こども園に関する御意見等を聞き取りするとともに、アンケートを実施いたしました。

回答者数及び構成ですが、回答者数は、12月28日現在で109人、男女構成、年齢構成は、以下のとおりとなっております。

アンケート結果ですが、Q1、認定こども園についてどのような施設か知ってい

ますかという問いに対し、知らないと答えた方が31.2%、知っていると言った方が68.8%で、知っていると言った方のうち複数回答となりますが多かったものは、A、名前を聞いたことがあると言った方が98.7%、B、幼稚園機能と保育園機能の両方を持っていることを知っていると言った方が54.7%でした。他の回答は以下のとおりとなっております。

次に、Q2、認定こども園が設置された場合、どのようなことを期待し望みますかとの問いに対し、期待することはないと言った方が9.3%、複数回答となりますが多かったものでは、2、多くの園児と集団生活、集団活動ができるようになってほしいと言った方が81.6%、3、小学校につながる教育活動をしてほしいと言った方が56.1%ございました。他の回答は以下のとおりとなっております。

次に、Q3、認定こども園ではどのような特色ある教育活動をしてほしいかと思えますかとの問いに対し原則一つ回答していただいたのですが、多かったものは、3、小学校入学に向けた基礎学習活動と言った方が36.4%、2、運動能力の向上・体力向上と言った方が29.9%ございました。他の回答は記載のとおりとなっております。

次に、Q4、認定こども園が設置された場合、心配、不安なことはありますかとの問いに対し、1、心配、不安なことはないと言った方が32.4%、複数回答となりますが多かったものでは、3、一人一人の園児にきめ細かく行き届いた教育・保育ができるかどうか心配であると答えた方が35.6%、2、集団生活になじめるかどうか不安であると答えた方が28.8%ございました。他の回答は記載のとおりとなっております。

次に、Q5、市内の幼稚園希望者が減少していますが、尾鷲市の幼児教育を認定こども園に移行していく方針についてどのように考えますかとの問いに対し、1、現状では仕方がない、消極的賛成と言った方が22.2%、2、今後も少子化が進む中では好ましい方向だと思う、積極的賛成と言った方が65.7%、3、幼稚園希望者がいる間は幼稚園は残すべきである、反対と言った方が2.8%、4、関心がないと言った方が2.8%、5、その他と言った方が8.3%でございました。

また、アンケートに伴いまして、その他、尾鷲市の幼児教育についての御意見等をお聞きいたしました。いただいた主なものとしたしましては、現状では就労していない親の3歳児の子供が通園するところがないため認定こども園に移行したほうが選択肢ができてよいと思う、働くお母さんが多いと思うので幼稚園の希望はあまりないと思う、市の御都合本意でなく本当に子供のための保護者のための政策を

進めてほしい、特色のある教育活動を実現してほしい、今の尾鷲市に期待できることはない、市の財政難や少子化を考えたとき認定こども園は有効だと思います、ただし、人数が増えたときにどこまで先生の目が行き届くかは不安です、などがありました。

また、どのような子に育ててほしいとお考えですかとの質問に対しての主な意見としましては、人の気持ちの分かる子になってほしい、健康で伸び伸びと何事にも意欲的に楽しめる子、集団生活の中で協調性を養い友達のことを考えて行動できる子、などがありました。

また、小学校に入るまでにどのようなことをさせてあげたいとお考えですかという質問に対しての主な意見といたしましては、自然と人、物に関わり、生きていく力の基礎をつけていってほしい、同世代の多くの子供と触れ合い、社会性を身につけさせてあげたい、集団生活を通じて様々な経験を積ませてあげたい、友達をたくさんつくり、たくさん遊びをさせてあげたい、などがありました。

説明は以上でございます。

○山口教育総務課長 これら認定こども園の視察やアンケート、御意見などを今後の認定こども園の設置に向けた参考にいたしたいと考えております。

以上が教育総務課に係る報告事項の説明でございます。

○南委員長 アンケートを踏まえた報告は、以上でございます。

○濱中委員 認定こども園の形というのは、もう何度も説明を受けたので、保育園型であるとか幼稚園型であるとかというのはある程度認識できたように思うんですけども、それとは別に、市直営と民間委託の違いをどのように認識されていますか。

教育長でいいですよ。

○出口教育長 いわゆる市直営というのは市が運営をするということですね。民間、これは民営でやるということ。それで、その視察の中にも民営もありましたし、それから、市直営の部分もございました。しかし、その中身において何が違うかということについては、私たちは、その内容の違いというのは感じられなかったというふうに感じてきました。

○濱中委員 視察で感じ方が違うというその感じたことではなくて、基本的にどう違うんですかって聞いているんです。市直営のこういう仕組みと民間委託の場合と、全く一緒ですか。

○山口教育総務課長 まず、実施主体、運営がどこでやるのかによってもタイプ

も決まっておる部分もあります。というのは、幼保連携型ですと、国、自治体、学校法人、社会福祉法人が運営主体となるわけですが、幼稚園型ですと国、自治体、学校法人が運営主体となれる、ほかは主体にはなれない。保育所型、もう一個地方裁量型というのが認可外の部分であるんですけども、これは運営主体の制限は特にないというところで、まず、運営主体がどこが運営するのかによってもタイプ、型が決まってきたり、地方自治体が運営できても民間が運営できなかつたりと、そういったようなタイプの違いというのがあります。

○濱中委員　直営ですのか民営ですのかって話は、まだそれも決まっていないうスケジュールやったものですからね、その中でどういう判断をされるのかなということでは、市直営の場合はどうで、民間委託の場合はどうでというぐらいの御説明がいただけるのかなというふうに思ったんですね。

もう一つ、一番冒頭で委員長のほうが示してくださったスケジュールのほうと、今回説明をいただく中で1個、これも尾鷲幼稚園のあの場所ではこども園の設立は、物理的な問題ですよ、目指していないということですよ。というのは、なぜならば、幼稚園におる子が、現在もおる子が、令和4年の4月以降も幼稚園でおって卒業したいとなった場合は、そこにおいてええんですよという説明をされていますよね。そうすると、同時の4月1日以降、そこに幼稚園とこども園が両方あるということは考えられんですよね。ちょっとまずそこで、幼稚園でおりたいという子がおる以上、そこは幼稚園が存在するんですよという説明をされておるということは、4月1日以降にあの場所は認定こども園にはならんのですよねという質問なんです。どうですか。

○出口教育長　今、濱中委員が御指摘になったような保護者の方がみえるということは私たちも認識をしております。そして、そのような御意見も踏まえながら考えていきたいということになるんですが、その方とも御意見を交わしております、その中では、この方って限定するわけじゃないんですが、幾つかの声の中で、公立の認定こども園であれば進めていってよいという声も確かにあるわけです。ですから、そのことも踏まえながら私たちは今後検討していきたいというふうに考えています。

○濱中委員　じゃ、もう一点です。

認定こども園を目指すという中で、現在保育園が複数か所にあるんですけども、これは認定こども園が認可されると全部の園が認定こども園になるんですか。そのうちの1園を認定こども園にするというほうでよろしいですか。

○出口教育長　それは保育園側の問題に……。保育園は、今、民生事業協会が経営していますよね。ですから、そこがどうするかということになると思うのですが、我々は、まだどこでするということについては決めておりませんので、それは答えようがありません。

○濱中委員　それでこの3月に実施主体とか認定こども園のタイプの決定ってできるんですか。すごく粗いな、スケジュールがって私は感じてしまうんですね。何で、その全部が認定こども園になるのか、1園だけをお願いするのかというのを聞いたかというね、例えばこのまま保育園のままでおってほしいという保護者がおりはしないのかとか、今在園しておる人たちの意見はどういう場面で聞くのやろうとかかね、あと、もう一点、今は、どの未就学児の就学前教育、就学前保育に関しては無償化になっておりますから、費用の面での比較は恐らくないと考えればええのかなと思うんですけれども、国の財源でやられていることなので、国が、今、このコロナってイレギュラーが起こって本当に財源が大変になったときに、本当に未来永劫この無償化が続くものなのか。財源が不安定で、もし戻るときにね、ちょっと有償の部分出したいですというふう施策が変わったりしたらね、直営と民間では、もうおのずと費用は変わってくるというようなおそれもありますよね。そういったことも考えるので、選択肢をとということでは、認定こども園の優劣を聞くのではなくて、選択肢として直営と民営とというところの比較はされておいたほうがよろしいのじゃないかなと思ったので聞かせていただきましたけれども、どうですか、これ。3月までに決まりますか。今、聞いたことが全部決まっていない中で。

○出口教育長　今、我々も鋭意資料をずっと収集を続けておりますし、そして、その資料を吟味しながら、どういう方向で行くかということを検討している最中でございます。

それから、濱中委員が言われたその全ての保育園がということ、それはこども園が保育園で行われるという前提でお話しをいただいていると思うのですが、そこはまだ決まっていないということですので、それについてはお答えができない。

○奥田委員　いや、教育長、本当に決まっていないんですか。いや、だって、このアンケートを見たり、11月号、12月号の広報おわせも見る限り、もう結論ありきじゃないですか、あなた方のやっているのは。もう民生事業協会にやらせるんでしょう、これ。はっきり言えばいいじゃないですか、それやったら。何で今さら、検討中です、鋭意検討しております、決まっていません。間違いなく、あなた、3月になったら民生事業協会がやりますと言うに決まっているんですよ、これ。もう

あなた方のやっていること、もう目に見えていますよ、こんなこと。だって、11月、12月のね、この広報やるときでもそうです。このアンケート項目を見たらそうやないですか。最後のところだって、市内の幼稚園希望者は減少していますがつて、もう前提で。あなた方、3歳児も3歳児教育受け入れていないくせに、そりゃ、保育園へ行きますよ、3歳児は。だから、3歳児、選択肢がないんだから、今。こういうふうな、もう導いているじゃないですか、そういうふうに。誘導しているでしょう、あなた方。そういう状況の中で、この認定こども園のことはきちっとした説明もせず、それで今も行政か民間でやるのか説明もせず、もう進めているじゃないですか、それで。決まっていない決まっていないと言うけど、3月に言うでしょう、あなた方、あなた、教育長、もう民生事業協会で決めましたつて。もう目に見えているじゃないですか、あなた方のやり方。もう今までのやり方を見ていたら分りますよ、今の加藤市政のやり方。そんなのでいいんですかということですよ、これ、教育長。あなたも責任持って答えてくださいよ、責任持って。

○出口教育長　　今、広報で認定こども園ありきというふうなことを言われますが、私たちは教育委員会の方針として認定こども園を設置するという方針の下に動いております。したがって、この委員会の中でも周知が足りない、もっと理解不十分じゃないのかというようなことを受けまして、広報の中で認定こども園というのはどういうものかということをお知らせしていったらいい。そして、皆さんに認定こども園というのはどういうものかということを理解してもらおうという、そういう考え方の中で広報をつくっております。そして、その上で新たにアンケートにつきましても、認定こども園の部分についてどうかというふうな御意見を頂戴しているわけですよ。

そして、民営か公営かという問題につきましても、今現在、資料を収集しております。その整理の中でどれがふさわしいのかということも3月に決めていきたい、そういう考え方でございます。

○奥田委員　　そんな白々しい答弁、要りませんよ、教育長。もう分かり切っておるやないですか、あなたが進めているのは。そういう方針で進めているという方針で、そのとおりに行くんでしょう、これ。だから、きちんと。

それならね、教育長、矛盾していますよ。先ほどの読書活動推進計画、あなた方は認定こども園進めていくつて、もう来年度ですか、4年度やるというのやったら、読書活動推進計画の中でも認定こども園をうたわなあかんやないですか。今、幼稚園、保育園だから幼稚園、保育園つて書いていますつて。矛盾しているじゃないで

すか、教育長。やっぱり、このやり方、やっぱり、あれを見ていても、完全に誘導していますよ。野田委員も12月議会に一般質問やっていましたけど、もう僕、見た瞬間思いましたもの。選択肢がない中で、これ、もう幼稚園が減っていますからこれで行くんですよ。こういうふうないいことばかり書いて、あれで説明したんですか、あれで。だったら3歳児をまずやって、3歳児の中で、いろんな今要望あるやないですか、延長保育とか、夏休みやってくれとか。そういうことからまず始めていけばいいじゃないですか、いろんな要望が。それで、3歳児保育やってくれという議会でも採択されているし、陳情書。それで、署名も6,358でしたか、そんなにも集まっている状況の中で、もうあなたが誘導しているじゃないですか、これ、認定こども園、もう民生事業協会にやらせようやらせようと。何があるのか知りませんが、もう決まっているじゃないか、あなたがやっているの、結論ありきで進めているというのは。もう11月の僕は広報を見た瞬間に思いましたよ、もう誘導しているなって。この質問事項だって、そうやないですか。完全に誘導しているでしょう。きちんとした認定こども園の説明なんか一切していないじゃないですか、このアンケートなんかでも。こんなやり方ね、おかしいです、やっぱり。こんなの、やっぱり、民意を反映したやり方をやらないと、これ、ほんまにとばかりを受けますよ、教育長、これ。尾鷲の教育は何をやっているんだという。今でも言われているのに。無責任に、これ、行政でやらないで民間。これ、保育園もみんな民生事業協会に預けてって、これ、認定こども園も全部やる。じゃ、幼児教育、全部外部に委託するんですか、これ。こんな無責任なこと、やっていくんでしょう、これ。もう進めているじゃないですか、あなた。それ、これが本当に教育委員会に対する批判、またますます受けますよ、教育長。そんな曖昧な説明ばかりしてきて、それで、3月になって、ぽん、はい、決めましたって。熟慮したけど、結果、決めましたなんて言うんだろうと思いますけど、そんなの通りませんって、教育長。市民をばかにしちゃ駄目ですよ。市民をばかにし過ぎです。

○南委員長　　教育長、答弁求めます。

○出口教育長　　幾つかお答えをしますが、アンケートを取るときにアンケートをただ配って書いてくださいということではなくて、認定こども園というものはどういふものかということをお説明申し上げた上でアンケートを書いていただきました。

それから、もう一つは、誘導っておっしゃられますけれども、やっぱり我々はこの仕組みがよいという考え方で進めようとしておりますので、やっぱりこれはどうなんだということを我々がよいと思う部分については、それももちろん説明をいた

します。それは進めようとしている立場からすれば当然じゃないかというふうに私は考えています。それを誘導と言われますと、物事を進めていく上では、なかなか説明がつかなくなるというふうに考えています。

○奥田委員 いや、あなた方、それ、方針、方針って、これ、そういう……。まず、今、3歳児やってくれと言っているのが、今、要望じゃないですか、今、市民の方々の。それを完全に無視して、だったら、何で3歳児できないかという説明をきちっとせなあかんでしょう、これ。それも一切せずに、我々の方針は認定こども園なんて。だって、PTA関係者、誰一人、認定こども園の要望書なんか誰も出していませんよ、教育長、答えたじゃないですか、そうやって僕が9月議会に出して。誰一人出していません。それに対して方針ですって一気に走っていくこのやり方、横暴過ぎますよ、教育委員会として、尾鷲市の教育委員会は。本当におかしいと思いますけれども。

それでね、教育長、1個だけ答えてください、数字の件は僕ちょっとおかしいなと思うので。Q5、これ、何人いるんですか。これ、複数回答ありって書いていますけど、1から5まで。これ、何人いるんですか、ちょっと教えてください。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 Q5なんですけれども、今回、回答者数が109名に回答いただいたんですが、そのうち1人の方が無回答で、回答者数は108名です。そのうち、1番、消極的賛成が24人、2番、積極的賛成が71人、3番、反対が3名、3人、4番、関心がないが3人、6、その他と答えた方が9名なんですけれども、その他で回答した9名のうち、ちょっと重複して回答された方がそのうち2名いらっしゃいます。

○奥田委員 幾つで割っているの、これ。109人であれしたんじゃないの、これ。分母が何になっているんですか、これ。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 回答者数が109名からお聞きしたんですけれど、1名の方が無回答でしたので、108名で割っております。計算しています。

○奥田委員 ちょっとおかしいんじゃないですかね。109人にやっておったら109で割らないと、これ。回答者でやったということかな、これね。いいですわ。

○野田委員 教育長が認定こども園は重要だ必要だということなんだけれども、僕、12月もやりましたけれども、認定こども園の重要な入り口から出口こうなりますよって全然説明なく、ただ経済的合理性から、幼児数が減ってくるというような予想見込みの中で、子供の、要はある一定の人数がなければ幼児教育が保てないということの、ただそれだけの結論でこういう方向へ進んでおるわけですね。

それで、先ほど奥田委員言われたように、希望というのは、保護者の希望の署名活動でも、3歳児教育を尾鷲幼稚園でやってくれというところから端を発しておるわけじゃないですか。それをおかしな論法でね、もう1月31日に回答を出すようなやり方というのは、全然、これ、認められませんよ。それで、そうであるならば、3歳児をやりたいというのは、尾鷲幼稚園の3歳児やったらその希望に応えられるわけじゃないですか。そこで認定こども園やったらいいじゃないですか。それも幼稚園型の認定こども園でしたら、3歳から5歳児までの保育園も受け入れて、保育園というか認定こども園で。それで、尾鷲幼稚園を幼稚園型にしたら、全部希望がかなうわけですよ。ただ、それの中に行くには、認定こども園をどのような定数で国の基準の単価がどれだけもらえるのかとかそういうことの計算もきちっとされて、それを示すべきじゃないんですか、議員の議会のほうに。それもなしに、全然入り口から出口までのことが分からん状態で、認定こども園はいいんだって、僕は認定こども園を否定するわけでもないですけども、ただ尾鷲幼稚園を廃園して、そういうやり方の論法というのはどこにあるのかということですよ、これ。まして、11月号の尾鷲広報には、尾鷲幼稚園は3歳児からあるのに、4歳から5歳児って書いてあるわけですよ。奥田委員が言った誘導にしか思えんような文章の書き方をして、それで、今、幼稚園児の保護者なんかは、僕、12月に言いましたけど、僕らも自分でアンケート、非常に不安がっているわけです。それで、ただ、不安がっていない人は認定こども園でええんじゃないかという人もいるかも分かりません。僕は、悪いとは言っていない。ただ、それをきちっとした形で、尾鷲幼稚園で認定こども園をやったらいいじゃないですか、やるんやったら。3歳児からも受け入れられるし、何も問題ないんですよ。考え方はシンプルなんですよ。そういうニーズ、こういう地域に応えるかどうかなんですよ。それをゆがめた形で認定こども園はいいんだ、ただ、幼児教育が減ってきたからここでやるしかないとか、ただそういう論法するから分からんのですよ。

(「子どもを預かったら」と呼ぶ者あり)

○野田委員 うん。

(「どうするんやね」と呼ぶ者あり)

○野田委員 どうですか、その点は。

それで、もう一つ、先ほど僕ちょっと聞き忘れたんやけれども、資料の中の幼保連携型の明和ゆたか園というのは、これは、経緯はどのような形でつくられたんですか、認定こども園。下のすぎのこ保育園は、私立の保育園からということでお聞

き、私立って私立ですよ、私立の保育園からつくったということを知ったんですけれども。幼保連携型の明和ゆたか園は、どのような形でつくられているというのをちょっと聞き忘れてしまったもので。

○山口教育総務課長　明和ゆたか園につきましては、就労している保護者の方が仕事を辞めたとしても園を替わる必要がない、これ、認定こども園の大きな特徴の一つだと思うんですけど、それができることから設立に至ったというのは、この明和ゆたか園の理事長さんから聞いております。

○野田委員　いや、そういう意味じゃなくて、保育園からいろんな地域の要請があって幼保連携型の認定こども園にしたのかということを知りたいんですよ。ただ、幼稚園から、そういう地域の就労の方の保護者の方から、その保育園も入れた認定こども園にしてくれて言うたのか、どちらが母体なんですかということ、当初の。

○山口教育総務課長　この明和ゆたか園につきましては、母体が幼稚園、保育園ではなくて、新たに新設されたもの、認定こども園ということです。

○野田委員　これは母体は新設ですね。ちょっとそこら辺の……。じゃ、ですが、教育長、そこら辺の回答をお願いしますわ。

○出口教育長　一つは、野田委員は経済的合理性ということを言われましたが、私はその経済的合理性ということは一度もお話しをしたことはございません。

そして、もう一つ、人数だけですよというふうに言われましたが、これは幼児教育なんですね。その教育の中で、私はもう再三何度も、集団性、集団活動が非常に重要であるということは何度も申し上げてきました。そして、このアンケートのQ2で②ですね、多くの園児と集団生活、集団活動ができるようになってほしいという願い、これは親御さん、保護者の方々の期待でありますし望みであります。81%を超える方が、やはり集団生活、集団活動の中で子供たちが育ってほしいという願いがここに現われていると思うんですね。これは、この尾鷲の保護者の方だけではなくて全国的に、ソニー財団とか、それからベネッセ研究所辺りもこのことを調べておまして、やはり90%以上の方が集団で遊んだり学ぶことを経験させたいというふうなことを回答しておまして、私は、幼児教育の中で集団性というものは非常に重要であるというふうに考えております。

○野田委員　僕は、だから、そこら辺が重要だということは十分分かって言っておるわけです。そして、経済的合理性という、僕はちょっとそういう言葉を使いました。ただ、財政的に悪いからというような話のことを当初言われたと思うんです

よ。言われた、市長も含めて。だから、僕は幼稚園の何がニーズがあるのかということ、尾鷲市民というか保護者の。3歳児保育をやってくれということが当初の陳情だったじゃないですか。それで、6,538人の、その数字は、ほぼそういうものが出てきて、その中で何ができるかっていったら、尾鷲幼稚園の3歳児ってできるわけじゃないですか、それは。それで、そこで、今言った多くの園児と、これ、集団的って、ここで認定こども園をやったら、認定してやったらできるわけじゃないですか。幼稚園型の3歳から5歳までの保育園の方も来てもらって、僕は民生事業協会のゼロ歳から5歳までを指定しておらへんわけじゃないですか。そこはそこで存続できるわけじゃないですか。そういう考え方を、きちっとしたものを提示せん限り、不安材料ばかりの状態認定こども園はええんだという形にはならないことを言いたいわけです。それは教育の説明責任じゃないんですか、これ。

○南委員長 教育長、各委員さんからね、厳しい御指摘があるわけなんですけれども、今年度中に方向性を定めるんでしょう。

○出口教育長 そうですね。

○南委員長 運営主体について、この教育委員会のほうとは議論されていないんですか、一切。そこら辺もね、議論もあつたら報告してもらわんことにはさね、全くゼロからのスタートみたいで思って、議会で意見を言えばね、ある程度酌んでいただけるのかなというような。やはり総合教育会議もね、ありますし、やはり教育委員会のお仕事というのは、そういった意味では重要なお仕事だと理解しておるんですけどね、全くそこら辺のことは説明していただいたですか、今日。僕ちょっと聞き忘れか分かんないもんで。

(「教育委員会の」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと待って。

原点に戻ってさ、まずそこら辺をしっかりね、説明してもらわんことには、何か議論がかみ合わんみたいな感じで、いつまでも平行線ですよ、こういった感じでは。

○出口教育長 教育委員会におきましては、もう皆さんの全員一致の中で、認定こども園を進めていくということは、これはもう一致をしております。

そして、その中で、今まで、今、野田委員も言われましたが、どこですか、公ですか民ですかということも含めて、今、それは、資料を集めて検討している最中であると。

そして、もう一つ教育委員会の中で今議論になっているのは、タイプとかそういうことではなくて、認定こども園の中身、内容をやっぱりもっと真剣に考えてよい

方向に持っていきましようというところでは委員会の中では一致をしております。

○野田委員　　そうであるならばね、認定こども園の尾鷲幼稚園での認定こども園をどういうものをイメージしておるのかというのが全然見えてこないし、どういう認定こども園をしたいんだというのが見えてこないじゃないですか。ただ、今、言った、僕らも一緒ですわ、これ、集团的活動ができるようになってほしい。当たり前のことじゃないですか。その中で、教育委員会のほうが、どのような形の、だから、この話の出てきた入り口から出口までをきちっとした形で教育委員会としてはこう思っていますというふうに言ってもらわないと、僕ら全然理解できないじゃないですか、これ。それだけ言っておきます。

以上です。

○小川委員　　教育長、1点だけお聞かせください。

視察も終えてアンケートも終えたわけなんですけど、もう教育委員会の中でどういう検討をされたか。教育委員会の中では猛烈に反対された方もみえたと思うんですけど、そういう方は、今、どういう意見を持っておられるのか。まだ反対されている方、もういないんですか。

○出口教育長　　教育委員会の中で認定こども園で進めていくということについては、今現在、全員の一致の下で進めております。

○小川委員　　以前反対されていた方も理解されたというふうに、こっちは理解すればよろしいですか。

○出口教育長　　当然それはもう話合いの中でその方向で進めていくということで一致をしておりますし、実際にこの視察にも全員教育委員は参加をしていただきましたので、その内容についても十分御理解をいただいているというふうに思います。

○高村委員　　今までの議論を聞いて、僕もね、野田委員の言いよることはよく分かるんです。ただ、このアンケートを見てね、1点おかしいなと思ったのは、一番近くの熊野市のことは全然載っていないんでね、どういう状況なんですか、熊野市がやっているの。それを教えてほしいです。

○山口教育総務課長　　熊野市においても認定こども園が1園あります。状況としましては、熊野市さんにもお話をお聞きして、状況としては幼稚園を希望する保護者の方がやはり少なくなってきた減少してきたという状況があって、保育園に幼稚園機能を持たせるといって認定こども園を設立したという話です。ここは、保育園、幼稚園ともに公立で運営しておって、保育園に幼稚園機能を持たせた公立の認定こども園という、今、状況です。

○南委員長 保育園にな。

○高村委員 やっぱり公平に、みんなに分かるように載せなあかんと思うんさね。僕ら見ても、聞かないかんことあったらあかんの。やっぱり聞く前に、そっち側がちゃんと分かるように説明せな。ただ、それを言いたかったです。

○仲委員 今回、アンケートの報告を受けたわけですけど、意外な点が、問い1の認定こども園についてどのような施設か知っていますか。これが、BとCをプラスすると93.4%。10月22日からアンケートを実施した中では、これ、12月から認定こども園の広報出たのかな。

(「11月です」と呼ぶ者あり)

○仲委員 11月な。それで、広報が出る前のアンケートがスタートしておるんさね。

(発言する者あり)

○仲委員 ちょっと質問しておるので黙っておいて。

実際、それは日にちがどうかあれか分らんのですけど、結果的には、大半の人が、ある程度の認定こども園の知識があったということが理解できると。

もう一点は……。

(発言する者あり)

○仲委員 知っているという意味ではね。

問いの2で、多くの、これ、教育長も言いましたけど、多くの園児と集団生活、集団活動ができるようになってほしい。これ、81.6%あるんですね。ということは、少人数の保育ではちょっと疑問があるから集団生活で、その集団生活ができるようになってほしいという、これ、意識が高いですね。

それで、もう一点は、決定的なのは問い5なんですけど、今後も少子化が進む中では好ましい方向だと思う、積極的賛成が65.7、消極的賛成も入れると87.9%ですね。このアンケートは109人で、市内在住者の未就学児のいる保護者に対してアンケートを取った中で、幼稚園を残すべきというのが2.8%、3人なんですわ。これ、本来の少数意見なんやけど、この結果を見ると、やはり少子化の中で、将来的に見ると、認定こども園、働いていてもいなくても入園できる認定こども園が好ましいという結果。この中で、既に、もうこういう結果が出た以上は、今後のスケジュールどおりやはり慎重に審議をしていただきたいと思いますと思うんですけど、教育長、どうですか。

○出口教育長 今、仲委員が言われた部分につきましては、これは私も全く同じ

思いでございまして、やはり、保護者の方々は、自分の子供がどういうふうに育っていくのか、どういうふうに力をつけていくのか、そして、幼稚園、保育園でつけた力を持って小学校へ上がっていったときに、本当に我が子が十分な活躍ができるように成長していけるようにという願いを持って、私は、親御さんは持つてみえると思うんですね。その中でのこの一つは、やはり、子供がたくさん的人数の中で切磋琢磨しながら鍛えられていってほしいということは、これは多くの方が願っていることというふうに私は感じております。そして、認定こども園の賛成、消極的にも含めて賛成の部分につきましても、これは、先ほど仲委員も言われましたが、保護者の方々の就労のいかんに関わらず子供がそこでいられる、就労が中断をしたとしても何も変わることなくそこにいることができる、それはやっぱり子供にとって大きなメリットではないのかというふうな恐らくお考えでこういうふうな回答をされたのだというふうに考えています。

○仲委員　今回の資料で、1 ページ、幼保連携型の明和ゆたか園で園児数は155人、すぎのこで119人、それから、幼稚園型を除いて保育所型で125人、ある程度の、言うたら規模を、保育園なり保育児数が要するという、これ、現象なんですけど、やはり認定こども園を開園するに当たっては、規模とか施設整備、それから保育経験、これは幼稚園の免許と保育士の免許が要するという中で、その保育士の確保を進めていくという考え方もしっかりしていないといけないんですね。それから総事業費。それで、特に保育士の確保が大変全国的には難しい状況の中、尾鷲市でも大変な状況があると思うんですわ。新しく開園するという事は、保育士の確保がかなり難しい。そういう意味での困難さがありますので、教育長、今後、今、私のほうから話しました規模や施設設備、保育経験、保育士の確保、総事業費、こちらについても審議をしていくということによろしいかどうかお答えください。

○出口教育長　先ほどから申しておりますように、今そういう資料を収集している最中でございまして、そこら辺りも十分に吟味をし、そして、どの形が一番望ましいのかということは今後検討していく中で決定していきたいというふうに考えています。

○濱中委員　一番最初の質問の直営と民営の違いの説明というのをいただいているんですけども、9月の委員会的时候にも私は認定こども園に進むことは理解をいたしましたというふうに、私、話をしております。認定こども園と幼稚園、保育園の優劣を言っておるつもりは1個もないんですけども、直営でやるのか民営でやるのかというのが決まったときにきちんと説明ができる準備をしていただきました

いなというのが1点と、あと、教育長、私も、ちょっと、教育長の考える教育に対する一貫性にちょっと今疑問が出ましたのでね、これだけ、教育長、今のお考えを聞きたいんですけども。

スケールメリットを言われました。やっぱり大人数の中で切磋琢磨することが大事って。尾鷲市の場合、検討委員会開かれて、その後、一度も検討委員会開かれないうちに公立学校の適正規模の話が全然議論されていないので、平成18年頃のものがある程度生きておるのかなと思うんですけども、その中にはスケールメリット言われていないんですよ。小人数の極小規模校においても、きめの細かい教育をすることで残すというふうになっておったんです、当時ね。当時、教育長、教育委員会におられた時期も重なっておるはずなんですけれども、そうしたら、これから今後の教育、小学校低学年も含まれる小学校の適正規模を考えたときにも、スケールメリットを考えていくというような考え方を一貫されるんですか、どうですか。

○出口教育長　　今、配置計画のことが出されておりましたが、これまで学校や園の統廃合につきましては、適正規模、適正配置ということで計画をつくる中で進めてきた経過があるわけです。そして、今後、やっぱり尾鷲市の学校全体を見た場合に、将来的にはやっぱり配置計画を考えながら検討していく必要があるというふうには考えております。

○濱中委員　　そうなんですよ。もう本当に時代が変わるごとに、その町の状況が違ってきて、本当に、平成の1桁の頃に考えておった数ではもう考えられんから、18年のときにもう一遍考え直して、じゃ、尾鷲市の特色として、極小規模校の少ない人数に当たるものを特色を出しながらやりましょう。だから、輪内中学校のようにちっちゃくなった学校でも、きめ細かに当てられるから英語教育をやりましょうというような特色が出されてきたと思うんですね。だけど、ここに来て、教育じゃないですかと先ほど教育長が力強く言われたので、教育に対する大人数の中の切磋琢磨というのが今度前に出てくるのであれば、極小規模校との一貫性がないなど、ちょっと矛盾するなと思いついておったものですからね。だから、尾鷲の特色って何にするんやろうというふうに思ったので、スケールメリットということで考えれば、これから適正配置を考えていかならん段階では、もう本当にちっちゃくなってしまった学校は、もう教育として成り立っていないよというような判こを押されたような気になりましたんでね、その辺りちょっとお答えいただけますか。

○出口教育長　　子供たちの、その小規模であるか大規模がええのかという部分に

つきましては、子供の発達年齢にも関わってくると思うんですね。ですので、ある程度の今の小中辺りではどうなんだということは、そこはきちっと吟味をしていく必要があるというふうに思うんですね。ですので、幼稚園と一緒に考えられるかどうかということもあると思うんです。

そして、もう一つはね、学校というのは、これは国の基準でもって教員数が決まります。その中で教育ができなくなる可能性もあるんですね。ですから、そこら辺りの加減もやっぱり考えながら配置計画も進めていかないといけないというふうには思っています。

○奥田委員　すみません、ちょっと教育長に再度確認したいんですけど、先ほど、教育委員は、全員、もう認定こども園に向かっているというお話でしたけど、本当にそうなのかということをおね、ちょっともう一回確認したいんですね。

それというのは、去年の僕、1月の教育委員会の会議、もう会議録って、僕、初めて見たんですけど、教育委員会のね。もう会議になっていませんもんね。もう結論ありきで、ばんばんばん進めていくと。反対意見出ようが出ようが、1人の人が一生懸命反対しても、そんなもの関係ないみたいな感じで、だっと進めていくんだよね、あなた方のやり方って。こういう……。僕は、あの教育委員会の議事録見て、もうびっくりしましたよ。尾鷲の教育というのは、こういうふうなやり方でやってきたんだなと思うと、ぞっとしますね、本当にね。もう一回ちょっとここは答えてほしいんですよ。教育委員全員が、もう認定こども園へ向かっていっているのかということね。

それから、先ほど仲委員の質問に対して、ちょっと僕なりの考え、ちょっと言わせていただきたいんですけどね、教育長、答えてくださいね。このアンケート、10月22日からやったと。これ、締めたのが12月28日ですよ。書いてあるの。僕も尾鷲幼稚園のPTAに確認すると、尾鷲幼稚園のPTAの方々、アンケートももらったのが11月10日、11日、2日間、これ、会議をやっていますからね、PTAのね、新しく入る人も含めて、在園児も含めて。だから、11月号の広報というのは11月10日に出ていますからね、もう、これ、広報出た後なんですよ。もうほとんどの方が広報を見て僕はこれは回答しているというふうに思うんですけど、その中で1番目ね、そういう中でも認定こども園についてどのような施設か知っていますかって言って、知らない、これ、31%の人、31.2%ね、それでも知らないって言っているんですね、これ。

それで、2番目の質問、どのようなことをこの認定こども園に期待しますかなん

て、もう何か期待を持たせるような質問ですけれども、それでも期待することはないというのが9.3%もいらっしゃるってね、10%近い人が、あなた方が期待してくれよというふうな誘導やと思うんですけれども、そういう質問で聞いても、期待なんかしておらへんよって9.3%の人が答えていると。これは非常に僕は多いなという気がしたんですね。

それと、3番目、どのような特色ある教育活動にしてほしいですかとって、これ、一番多かったのが、小学校入学に向けた基礎学習活動だと、36.4%もあるというね。だから、やっぱり幼児教育をしっかりやってほしいというね、この辺、やっぱり、幼稚園のPTAの方の切実な願いやと思うんですよ。

それから、4番目もそう。認定こども園が設置された場合、不安なことはありますかって聞いたら、やっぱりこの一人一人の園児にきめ細かく行き届いた教育・保育ができるかどうか心配であると。それが35.6%もあるというね、この辺もやっぱり幼稚園のPTAの方々の切実な僕は不安材料かなという。

それと、5番目ね。市内の幼稚園希望者が減少していますが。この減少していますがですね。尾鷲市、これも完全に誘導ですけどね。尾鷲市の幼児教育を認定こども園に移行していく方針についてどのように考えますか。先ほど仲委員は反対が少ないんじゃないかって言われたけれども、あなた方が結論ありきでどんどん進めているからね、その11月10日、11日の話でも、もう3月には結論。もう令和3年度末で廃園ですし、今後の方針については、この令和3年3月には出しますからって説明されているでしょう。そうやって説明を受けた後のアンケートなんですよ、これ。だから、諦めなんです、諦め。ほとんどの方々は、もう諦めたんです、これ、もう。どうしようもないと、もう。これ、諦めたんです、本当。だから、現状で仕方がないというのが22.2%もいらっしゃるんです、これの。僕は、そういうふうに読んだのですが、違いますか、教育長。二つ、さっきの教育委員のことと。

○出口教育長 教育委員につきましては、何度も同じことを申し上げますが、全員一致で進める方向で動いております。

それから、アンケート、今、11月10、11。これは10月から取り始めたということですが、その日によってアンケートの回収された数が全く違います。ですから、幼稚園が遅れたからといって幼稚園の保護者の方の数からいけば、大きく反映しているというふうには捉えられていません。最初のほうが人数が多かったとすれば、それは、最初の方々の意見のほうに少しウエイトが寄っていくのかなという

ふうに感じます。

それから、期待の部分ですが、これは、先ほども何遍も申し上げましたが、やっぱり集団生活、集団活動をできるようになることが親の思いであるということはこれで分かると思いますが、そうでない方のために期待することはないという項も設けて、そこに丸を打っていただいたら、それはそれで期待がないということでも分かるということでございます。

それから、園児数の減少が、これが誘導というふうに言われますが、園児数が年々減少しているということは、これは誘導でも何でもなくて事実ではないんでしょうか。これまでの経過をずっと見ていきますと、幼稚園の園児、幼稚園を希望される園児数は、毎年毎年どんどん減少しております。ですから、これは誘導でも何でもなくて、これは事実であるというふうに私は考えています。

それから、Q5の奥田委員は諦めというふうにおっしゃいましたが、それは奥田委員の思いでございますが、実際につけられた方、アンケートに答えられた方はどう思うかは分かりませんが、ここに挙げた選択肢の中で1から5までを選ばれたということでございます。

- 奥田委員　くどくど言うつもりないですけどね、でもね、もう諦めですわ。だって、もう新聞にでかでかと廃園って出て、尾鷲幼稚園、それで、こんなアンケートまで取られて、認定こども園どうですか。認定こども園に行くって、もう決まっているじゃないですか、あなた。決まったような、もう決まっているんだと、もう教育委員会に署名活動しようが、要望書上げようが、議会で採択されようが、何してもらっても、もう鶴の一声かどうか知りませんよ、もう市長がやらないって言うならやらないんだと。もう、市長が廃園と言ったら廃園なんだと。皆さん、そうやって思っているんですよ、もう。もう仕方ないけれどもと、悔しいけどと。そういう方が、僕、大多数だと思いますよ、こういう。だって、こういうアンケートを取ること自体が、あれじゃないですか。じゃ、尾鷲幼稚園のPTAに3歳児どうですかって聞けばいいやないですか、これ。そういうこともやらずに、あんな要望書、いっぱい上がってきて、署名活動もある中でこういうアンケートを取ること自体が、僕はもう進んでいるということじゃないですか、これね。そうじゃないですか。だから、僕は、やっぱりこれは、濱中委員も言われたように、やっぱり運営主体、これ、熊野だって御浜だって行政がやっているんですからね。だから、そういうことも全部明らかにして市民の方々にどうですかと、行政がやる方がいいでしょうか、それか、民間に保育園と同じように委託するのがいいでしょうかとかね、

そういう質問もやっぱり入れるべきだと思うし、きちっとした情報をね、やっぱり入れるべきですよ。

それと、やはりこの幼稚園児、減少しているじゃないですか、あなた方、廃園を言い出したのは、2学年で20人もいたんですよ。20人もいた中で、もう廃園を打ち出したんですけどね。その辺が僕は、本当にさっき濱中委員言われたように、そんなのやったら、小学校、中学校も同じようにそうやってやっていくのかという議論になってきますよ、これ、教育長。僕は、もう少しきちっと議論して、そういう結論ありきじゃなくて、皆さんの意見をちゃんと聞いて、皆さんの意見は、もう3歳児してくれという、3歳児保育してくれということですけどね。そういう民意を無視して強引に進める、これは僕は、逆に言うたら、もう本当に、尾鷲の教育委員会に対する不信感をさらに増幅させるような気がしてならないんですけどね。それでも進めるんですか、教育長。進めるんですよ。いいです、回答。

○南委員長　教育長、回答を求めます。

○出口教育長　奥田委員は諦めとかというふうに何度も言われますが、私は、ここで、例えば積極的に賛成をするという方も65.7%みえる、これも事実です。ですから、しかも、このアンケートにつきましても、未就学児のある保護者の方々に聞いたアンケートですから、自分の子供に照らして、さて自分の子供はどうするのがよいのかということをお考えだと思うんですね。そういう前提で取らせていただいたアンケートですから、私は、このアンケートが誘導であるとかどうかということではなくて、保護者の方々の真の声であるというふうに思っています。

○三鬼（和）委員　私は、個人的に、先ほどスケールメリットって話が出ておりましたけど、いうことで、3歳児保育を要望した1人なんですけど、その後、幼保の無償化等が進む中で、3歳児保育については、市長、教育長が否定しましたので、その間に無償化が進む中で、全国的に認定こども園化というのは、これ、ますます進んでいくのだらうなという認識は持っています。ただ、もう直前になって、まだ公でやるのか民間でやるのかということを含めて、大事な要素は、これまでの尾鷲幼稚園の、私は子供を幼稚園に行かせたことがないので具体的には分からないんですけど、幼稚園のやっぱり歴史とか実績とか、そういった教育委員会が運営している幼稚園ということ、それらについての信頼感というのがこれまでであったと思うんですね。それで、今回、認定こども園にする中で、例えば、公でやるのならば、その辺は思いというのはクリアできる話なんですけど、逆に民間でやるならば、これまでの教育委員会が、幼児教育、いわゆる就学前の子供たちにしてきたこれが

どこできちっと担保されるのかどうかというのが、今、幼稚園志向の方からすれば一番大事なことではなかろうかなと思うんです。最終決定する中には、そういったものを置き去りにするわけにはいかないと思うんですね。将来的に何年かたって実績が出てくれば、安心感とか何も差がなかったと思う時代も、どっちがしてもあろうかも分りませんけれども、初めというのはみんな不安から始まることなんですけど、教育委員会として、仮に今どちらの形で認定こども園をやるんかというときに、その辺の議論というのはどうされているんですか。

それと、例えば具体的に尾鷲幼稚園の保母さんが、保母さんというのかな、保育士さんが仮に民間でした場合は、それで異動するわけじゃないわけですから、そういったものを含めて全部、今、幼稚園へ行かせたいと思っている人はそういった不安というのかもあろうかと思いますが、それは十分クリアできると思っているのかどうかということも含めて御説明ください。

○出口教育長　　今、三鬼委員言われた幼稚園のよさということにつきましては、私たちが十分これは理解をしていますし、それは高く評価をするところであります。したがって、これから認定こども園が設置されようとしていく中で、幼稚園の教育の中でのよさとかそういうものは、やっぱりできる限り生かしていくような方向にしていく必要があるというふうにはこれは考えております。

そして、もう一つの先生方の問題につきましては、ちょっとこれは人事のことに触れていきますのでここでは触れませんが、そのことも踏まえて検討課題の中に入れていきたいというふうに考えています。

○三鬼（和）委員　　いかんせん尾鷲幼稚園の伝統と歴史、それから実績というのは、これは今後もきちっと残っていくものだと思うんですけど、認定こども園になったときに、やっぱりそれが生かされていなかったら、それと、認定こども園に行かそうとされる方が、その部分が自分のイメージとか実績になってついてこなかったら、やっぱり幼稚園のほうがよかったんじゃない、幼稚園残して欲しかったということが、幾ら無償になるとか云々は関係なしにしてでも、純粹に教育として幼稚園へ行かしたいという人は、それは少数でもいると思うんです。ですから、その人たちにきちっとやっぱり担保してあげなくてはいけないのではないかと。それが政策であり、保育と教育とをくっつけるというところの根幹になればならぬのではないかなと思うんですけど、教育委員会に、やっぱりその辺はきちっと担保できるかどうかも含めて示してほしいなと思うんですけど。今後の議論の中でね。それ、きちっとしていただけますか、どうなんですか。

○出口教育長　　今、言われたことは非常に重要なことですので、しっかりと念頭に置いて議論をしていきたいというふうに思います。

○楠委員　　私は、この教育委員会のこの作業の仕方というんですかね、このアンケートを見ても、これ、いろいろ調べたり何か本を読んだりすると、もう誘導バイアスでしかないんですよ。というのは、もう聞いている内容が、施設を知っていますかとか、教育活動……。

○南委員長　　休憩します。

(休憩　午後　4時59分)

(再開　午後　5時00分)

○南委員長　　続行します。

○楠委員　　基本的に認定こども園と頭に入れて、その後、特色とか教育活動とかいろんなことを聞いているんですけど、最後の落とし込みは、もう子供が減っているからということを知っているんですけど、ただ、一つ気になるのはね、今日のこの資料で、幼児教育のあり方について聞いていて、資料として、保護者、未就学児の保護者の方もらっているんだけど、幼児教育を考えるのであれば、尾鷲市全体のことを考えた上でのアンケート、年齢に関係なく、18歳以上でも構わないですよ、決めてもいいんですけど、将来の尾鷲市をどうするか、その中に、幼児教育というところをもっと深掘りして聞かないと、ただその未就学児がいるからどうのこうのというのは一つの作業でしかないですよ。これ、やらないと、資料1の幼児教育のあり方という議論は、どこにすっ飛んじゃっているのか、ちょっとその辺ちょっとお聞きしたいんですがね。どっちにしろ、誘導バイアスの内容ってしか私読めないもので、それも含めてちょっと答えていただけますか。

○出口教育長　　このアンケート調査につきましては、やっぱり一番の当事者である未就学児の保護者の方、その方に聞くのが一番やっぱり実感として我々は受け止めることができる、そういう考え方をもって、このアンケートを作りました。

そして、先ほども申し上げましたが、私たちは、認定こども園を設置したい、設置していくという考え方で方針として持っておりますので、そのことについてどうかということを知るのも、これも私は間違いではないというふうに思っています。

そして、この幼児教育のあり方についてという下の括弧に認定こども園設置に向けた取組の推進……。

これ、違うのか……。サブタイトル、ついておったか、ついていないのか……。

(発言する者あり)

○出口教育長 すみません。失礼しました。

アンケートの頭部分が、尾鷲市では安定的、継続的に幼児教育を進めるために新しい制度である認定こども園の設置を目指したいと考えております。そこで、認定こども園についてを中心に広く御意見をお聞きし今後の参考とさせていただきたいと思っておりますというようなそういう書き出しなんです。ですから、先ほども言いましたように、私たちが進めようとするこのことについてどのような御意見をお持ちかということをお尋ねしたわけです。

○楠委員 私もね、その辺はね、頭書きにあるんで、それは別にどうのこうの言う気はないんですよ。尾鷲市の将来を考えたときに、保護者、今いるその109名ですか、回答してくれた方の、保護者だけじゃなくて、市民全体に問う必要があるんじゃないかなと思うんですよ。それが一番大切なアンケートで、より具体的にその保護者の意見も聞くということは別に悪いことではない。だけど、これ1個だけでやってしまうと、今言ったように大事なところが抜けて誘導バイアスになってしまっているというふうに見えるので、もう少し広い視野で見たときには、市民は、尾鷲市の全体の幼児教育をどういうふうに考えているのか、そこから入り込まないと、各論だけやっていただけ、いいものが出てこないんですよ。その辺はどう思われます。

○出口教育長 楠委員の今言われたことは、一つの考え方であるというふうに思いますが、私は、未就学児のいらっしゃる保護者の方々、それがやっぱり一番この問題に対して関心が強いし、このことについて一番やっぱり考えたい。そして、私たちも、その方々からの回答をいただきたいという思いでこのアンケートを実施いたしました。

○楠委員 私はね、否定しているわけじゃないんですよ。先ほど高村委員も言いましたよね。子供は尾鷲市の宝なんです。未就学の保護者だけじゃなくて、もっと広く市民の意見を聞いてどうなんだということをやっていないと、子育てする人たちは確かに大変ですよ。ゼロ歳から小学校へ上がるまでは大変です、現実的に。だけど、そういう子供たちをどうするかというのを含めて個々具体的な認定こども園だとか幼稚園だとかというところを議論していかないと、一つだけ集約してそこを議論しても、何も前にも後ろにも行かなくなっちゃう。だから、子供の宝というところをどういうふうに見た上で、その中で幼児教育はどうするんだというのは、認定こども園なのか単独の今までの幼稚園でいいのかどうかということもやっぱり

やっていかないと、ただこの個別の考え方だけをどんどん押し通していくと、どこかでしっぺ返しがあるんじゃないかなという心配をしているんですよ。その辺どうですかね。考え方は、もうどうでもいいです、私も。

○出口教育長 幼稚園にしる、認定こども園にしる、保育園にしる、それをやっぱり選択されるのは未就学児のおありの保護者の方々なんですね。そうですね。ですから、その方々がどんなふうはこの認定こども園について考えてみえるのかということを知るということは、私たちにとっては非常に重要なことだというふうに思います。

○濱中委員 おっしゃるとおりやと思います、教育長。本当にその保護者の方たちの意向を中心に考えてやること、すごく大事やと思うし、ただ、そのアンケートの中に、どこがやるのかが分からなくて不安だという言葉が一文あったのが気になったものですからね、直営なのか民間なのかということをお聞きしたんですけれども、アンケートの中で、市直営のものを望むのか、民間委託のものを望むのかというアンケートは聞かれなかったんですか。

○出口教育長 それは聞いておりません。聞いておりません。それは、そのことは、保護者の意見だけで決められるものではないというふうに私は思っています。

○濱中委員 そうですよ。保護者の意見だけで、それが多いか少ないかで決めるなんて思っていないです。そんなことやって私らの議論は要らんわけですから。

○出口教育長 そうですね。

○濱中委員 尾鷲の教育は、じゃ、保護者やとか、その子供たちに意見を聞くだけで決まってしまうんですよ。だけど、意向調査というのは、そういうものじゃないはずなんですよ。どういうところに期待を寄せるのかというその意向を知りたくてやるアンケートだと思うので、なので、私は、都合のええアンケートとは思いませんけれども、全体の思いを聞くのであれば、どういったことに期待をするのか。例えばね、こういうところに信頼があるので直営がいいです、こういうところに信頼があるので民間がいいですという人の中にね、じゃ、事実と違う認識をしておる方には説明申し上げる機会も必要になってくるんじゃないですか。だから、そういうことも含めて、意向調査というのは、アンケートというのは、知りたい全てを網羅して、その中から拾ったものを題にして私らは議論をするというふうに考えておるので、そんなことを決めてもらうためにアンケートの数が現れるとは思っておりません。だけど、意向は知りたかったなと思いました。

○野田委員 このアンケートを出してもらっていますけれども、クエスチョン1

の認定こども園についてどのような施設か知っているかということで、知っている、知らないということで、先ほど何回も話出てきています。名前を聞いたことがあるが98.7ですよ。要は、この程度の認識なんですよ。

僕は、このアンケートで教育長は何を分析するかなんですよ。そして、その下のほうへ行って、先ほどクエスチョン2で、多くの園児の集団、それは分かりますけど、小学校につながる教育活動をしてほしいとか、それで、クエスチョン3で、小学校入学に向けた基礎学習がしてほしいとか、それで、クエスチョン4で、どこが実施運営主体するか分からないので不安であるというのも二十一点何%あるわけですよ。

要は、何が言いたいかというと、僕は、もうこの11月に園児の保護者にアンケート確認しに行きました、そこに行って。そうしたら、一般質問でも言いましたけれども、今までの教育委員会の答えや尾鷲市のやり方への不信感しかないって。大事な子供たちを任せるのに安心ができないって言っているんですよ。それで、幼稚園の存続を希望する方や3年保育を希望する署名をしたが、納得できる説明をきちんとしてほしい、こども園移行に関しての質問や疑問に対する市の回答がすごく中途半端、こういうことが言われて、あれでこども園をつくるということで市行政は動いているが、自分たちの思いどおりに事を進めようとしているのが丸見えである。これは言った言葉を書いたんですけども、保護者やPTAの意見や願いを全く無視している、このような市政には期待できない、こども園をつくるにしても幼稚園を廃園する理由が分からない、廃園したとしても認定こども園がどういうものかというのまできちっとしないと、ただ認定こども園をつくるだけでは何にも納得性がないんですよ、市民に対する。尾鷲の子供たちが家族とともに安心して通園でき、多くのことを学べる環境を整うことを願っていると、こういう最後に希望があったんですけども、要は、そういう状態の中で、やっぱり教育長として本来自分はどういう教育を目指す、幼児教育を目指すのかというものをちゃんと市民に説明せんと、こんなの納得できないじゃないですか。

○南委員長　教育長、どうですか。

○出口教育長　ですから、先ほどからずっとお話しをしていますように、認定こども園についての中身、内容について、できる限り、今も三鬼委員からもありましたが、幼稚園の予算も生かしながら、どういうことにしていくのかということは今詰めている最中ですので、それが決まっていけば、また皆さんに見ていただけるということになると思います。

○南委員長　　今、教育長がね、再三再四、3月中に方向性を決めるという話をしておりますけれどもね、やはり今の前段で濱中委員さんが言われた直営でいいですか、それとも民間のほうがいいですかって、やはりアンケートは、僕も話を聞いておって取るべきであったなど、それは、今、感じました。そういった意味で、やはり厳しい意見が複数の委員さんから出されておるのも事実だし、また、その方向性については、もう教育委員会としてももう認めておられるということで、3月で決定して、来年の4月、一方の認定こども園のスタートになるわけなんですけれどもね、やはり委員会としてもかなり厳しい意見があるということでございますので、できるだけ幅広く、御父兄の方は関係者は当然なんですけれども、市民の方々においてもね、ある程度、理解を示していただくような方策ですか、決定に至ってまでの、そういったことを最大の努力はしていただきたいなと思うんですけれども。恐らく最終的にはこのタイプが決定するというのを総合教育会議で決まるわけなんですか、これ。ちょっとそこら辺だけ確認。

○出口教育長　　当然、総合教育会議にかける必要がございます。

○南委員長　　方向性が決まって、最終的に議案、予算で上がってきた場合は、我々が議会が採否の決定をするということでございますので、皆さん、いろんな意見があると思うんですけどね、まだ3月中に決めるということでございますので、もしそういった厳しい意見があれば、またこの問題についても当委員会としても審査したいと思いますので、今日のところはこれで終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

長時間にわたり御苦勞さんでございました。

(午後 5時13分 閉会)